

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和8年6月30日

【発行者名】 UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(UBS Management (Cayman) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・パークホルダー
(Director, Brian Burkholder)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・
タウン、ウグランド・ハウス、私書箱 309
(P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman,
KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安達 理
同 橋本 雅行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 八重樫 遼平
同 齋藤 航太
同 森本 真衣
同 平田 真乃香

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】 UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) -
グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド
(UBS Universal Trust (Cayman) - Global Select Carry
Strategy Fund)

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券の
金額】 米ドルクラス：
10億米ドル(約1,604億円)を上限とします。
円クラス：
1,000億円を上限とします。
ユーロクラス：
10億ユーロ(約1,874億円)を上限とします。
豪ドルクラス：
15億オーストラリア・ドル(約1,714億円)を上限とします。
(注)米ドル、ユーロ、オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」といいま
す。)の円貨換算は、2026年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行
の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=160.39円、1ユーロ=
187.37円、1豪ドル=114.28円)によります。以下、別段の記載がな
い限り、米ドル、ユーロ、豪ドルの円貨表示は全てこれによるものと
します。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) - グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド
(UBS Universal Trust (Cayman) - Global Select Carry Strategy Fund)

(注1) グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド(以下「ファンド」といいます。)は、UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) (以下「トラスト」といいます。)のシリーズ・トラストです。

(注2) 日本において、ファンドの愛称として「ベスト・プレミアム」を使用することがあります。

(2)【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、米ドルクラス、円クラス、ユーロクラスおよび豪ドルクラス(個別にまたは総称して、以下「クラス」といいます。)の4種類があります(個別にまたは総称して、以下「受益証券」といいます。)

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下「管理会社」といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

受益証券は追加型です。

(3)【発行(売出)価額の総額】

米ドルクラス:

10億米ドル(約1,604億円)を上限とします。

円クラス:

1,000億円を上限とします。

ユーロクラス:

10億ユーロ(約1,874億円)を上限とします。

豪ドルクラス:

15億豪ドル(約1,714億円)を上限とします。

(注1) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、米ドルクラス、円クラス、ユーロクラスおよび豪ドルクラスの各受益証券は、それぞれ米ドル建て、円建て、ユーロ建ておよび豪ドル建て(以下、当該各表示通貨を「基準通貨」といいます。)のため、以下の金額表示は別段の記載がない限り各基準通貨をもって行います。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入しています。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(4)【発行(売出)価格】

各クラスの受益証券1口当たりの発行価格は、関連する取引日(以下に定義されます。)に適用される各クラスの受益証券1口当たり純資産価格

(注) 発行価格は下記(8)記載の申込取扱場所に照会することができます。

(5) 【申込手数料】

申込金額に応じて、次に掲げる率を申込金額に乗じて得た額とします。

円クラス

申込金額	申込手数料(税込)
1,000万円未満	申込金額の2.20%(税抜2.00%)
1,000万円以上5,000万円未満	申込金額の1.65%(税抜1.50%)
5,000万円以上1億円未満	申込金額の1.10%(税抜1.00%)
1億円以上3億円未満	申込金額の0.55%(税抜0.50%)
3億円以上	申込金額の0.275%(税抜0.25%)

米ドルクラス、ユーロクラスおよび豪ドルクラス

申込金額	申込手数料(税込)
10万米ドル/ユーロ/豪ドル未満	申込金額の2.20%(税抜2.00%)
10万米ドル/ユーロ/豪ドル以上 50万米ドル/ユーロ/豪ドル未満	申込金額の1.65%(税抜1.50%)
50万米ドル/ユーロ/豪ドル以上 100万米ドル/ユーロ/豪ドル未満	申込金額の1.10%(税抜1.00%)
100万米ドル/ユーロ/豪ドル以上 300万米ドル/ユーロ/豪ドル未満	申込金額の0.55%(税抜0.50%)
300万米ドル/ユーロ/豪ドル以上	申込金額の0.275%(税抜0.25%)

詳しくは、日本における販売会社(以下に定義されます。)にお問い合わせください。

(注1) 管理会社と日本における販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができます。

(注2) 申込手数料については、日本における販売会社の定める乗換優遇措置が適用される場合があります。

(注3) 円資金から該当通貨に交換したうえでお申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)がかかります。

(注4) 手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。

日本における販売会社が認めるトラストの他のシリーズ・トラストおよび/または他のクラスの受益証券との間で、スイッチングを行うことができます。スイッチング手数料はかかりません。

スイッチング請求に関しては、日本における販売会社において、スイッチング元クラスの受益証券の買戻請求と、スイッチング元クラスの受益証券の買戻しの日本における受渡日以降におけるスイッチング先クラスの受益証券の買付申込みを受益者より一括して受注され、個々に行う取引として処理されます。なお、インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われません。

日本における販売会社はスイッチングの取扱いを停止する場合があります。

(6) 【申込単位】

(最低当初申込み)

米ドルクラス：3,000米ドル以上0.01米ドル単位

円クラス：50万円以上1円単位

ユーロクラス：3,000ユーロ以上0.01ユーロ単位

豪ドルクラス：3,000豪ドル以上0.01豪ドル単位

(追加申込み)

米ドルクラス：100米ドル以上0.01米ドル単位

円クラス：1万円以上1円単位

ユーロクラス：100ユーロ以上0.01ユーロ単位

豪ドルクラス：100豪ドル以上0.01豪ドル単位

(注1) または、管理会社はその裁量により決定するその他金額とします。

(注2) 各クラスの申込みに関して発行される受益証券の口数は、受益証券の1,000分の1口単位で計算されます。

(注3) 日本における販売会社によりこれと異なる取扱いをする場合があります。詳細は日本における販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2026年7月1日(水曜日)から2027年6月30日(水曜日)まで

(注1) 申込期間は、その期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(注2) 申込みの取扱いは各取引日に行われ、日本における販売会社の申込締切時間(日本時間午後3時)までとします。

(注3) 上記時刻以降の申込みは、翌国内営業日(「国内営業日」については、以下に定義されます。)になされたものとして取り扱われます。

(8) 【申込取扱場所】

株式会社SMB C信託銀行

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

ホームページ：<https://www.smbctb.co.jp>

(以下「SMB C信託銀行」または「日本における販売会社」といいます。)

(9) 【払込期日】

投資者は、各クラスの基準通貨により、国内約定日から起算して3国内営業日目までに申込金額および申込手数料を支払うものとします。なお、日本における販売会社では、申込みの日に各クラスの基準通貨にて申込金額等の引き落としを行うことがあります。

申込金額は、日本における販売会社によって、該当する取引日から4ファンド営業日(以下「支払日」といいます。)以内に、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーのファンド口座に払い込まれます。米ドルクラス、円クラス、ユーロクラスおよび豪ドルクラスに関する支払いは、それぞれ米ドル貨、円貨、ユーロ貨および豪ドル貨で行わなければなりません。

「国内約定日」とは、申込みまたは買戻しの注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、申込日の翌々国内営業日)をいいます。

「取引日」とは、各ファンド営業日および/またはファンドもしくはあるクラスの受益証券について管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

「国内営業日」とは、東京の商業銀行が営業している日(土曜日および日曜日を除きます。)、および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

「ファンド営業日」とは、ニューヨーク証券取引所、ユーレックスおよび東京証券取引所の営業日、ニューヨーク、東京およびシドニーの銀行の営業日ならびに汎欧州即時グロス決済システム(TARGET)もしくはその後継システムが決済を行っている各日(土曜日および日曜日を除きます。)

(ただし、毎年12月24日はファンドの営業日ではないものとします。)および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の場所におけるその他の日をいいます。

(10)【払込取扱場所】

株式会社S M B C 信託銀行
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

(11)【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

(12)【その他】

(イ) 申込証拠金はありません。

(ロ) 引受等の概要

S M B C 信託銀行は、管理会社との間で、2022年9月1日付で締結の日本における受益証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、受益証券の募集を行います。

管理会社は、UBS証券株式会社(以下「代行協会員」といいます。)をファンドに関して代行協会員に指定しています。

(注)「代行協会員」とは、外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンドに関する目論見書、決算報告書その他の書類を受益証券を販売する日本の金融商品取引業者または登録金融機関に配布する等の業務を行う日本証券業協会(以下「JSDA」といいます。)の協会員をいいます。

(八) 申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」といいます。)を投資者に交付し、投資者は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。申込金額は、米ドルクラスは米ドル貨、円クラスは円貨、ユーロクラスはユーロ貨、豪ドルクラスは豪ドル貨により支払うものとします。外貨建投資信託の場合は、売買、償還等にあたり、円貨と外貨、または、異なる外貨間での交換をする際には、外国為替市場の動向に応じて日本における販売会社が決定した為替レートによるものとします。円資金から該当通貨に交換したうえで申込み場合、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)がかかります。

申込金額は、日本における販売会社によって、各支払日までに、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーのファンド口座に払い込まれます。米ドルクラス、円クラス、ユーロクラスおよび豪ドルクラスに関する支払いは、それぞれ米ドル貨、円貨、ユーロ貨および豪ドル貨で行わなければなりません。

また、管理会社は米国の市民もしくは居住者または法人等およびケイマン諸島の居住者等による受益証券の取得を制限することができます。

(二) 日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ファンドの投資目的は、選択された株価指数（以下「選択指数」といいます。）を原資産としたプット・オプション契約を売却する想定上の取引戦略（以下「本戦略」といいます。）に対するエクスポージャーを提供することにより、投資者に中長期的な資本成長を提供することです。選択指数は、管理会社によって、代表的な米国の株式指数、代表的な欧州の株式指数および代表的な日本の株式指数（以下「対象指数」といいます。）の中から一つ選択され、当初、これらの指数はS&P500指数（ブルームバーグ社のティッカーは「SPX Index」）、ユーロ・ストックス50指数（ブルームバーグ社のティッカーは「SX5E Index」）および日経平均株価（ブルームバーグ社のティッカーは「NKY Index」）（以下「当初指数」といいます。）から構成されます。ただし、潜在的投資者は、管理会社はいずれの当初指数（および対象指数（該当する場合））も別の代表的な株価指数と入れ替えることがある点に留意すべきであり、この場合、管理会社は、このような入れ替えが受益者の利益に適い、その条件はファンドの投資目的に適っていると考えています。当初指数は、米国の証券取引所に上場している大企業500社およびユーロ圏の証券取引所に上場している50社のパフォーマンスならびに東京証券取引所に上場している優良企業225社の価格加重平均のパフォーマンスを追跡します。

本戦略は、プット・オプションの売却によるオプション・プレミアムを受領し、当該収入を本戦略に再投資することを通じて、安定的な収入の獲得を目指します。プット・オプションの原資産は、本戦略の各リバランスの前の特定の営業日に、市場データを参照して対象指数から選択することを意図しています。対象指数の中から、当該特定の営業日に、権利行使価格が指数値の92%のプット・オプション契約に係るオプション・プレミアムが最も高いと判断される指数（選択される当該プット・オプション契約は、リバランス中に売却されるプット・オプション契約と同じ満期日）を原資産として一つ選択します。本戦略は、選択指数の価格上昇へのエクスポージャーを提供するものではありませんが、原則として、権利行使価格をプット・オプション契約締結時の選択指数値の92%に設定することで、プット・オプションの満期時において本戦略に損失が生じるまでには、選択指数値は当該期間中に最大8%下落することが可能になり、これにより選択指数値の下落による一定の損失を低減することを目指しています（プット・オプション契約は時価評価され、当該プット・オプション契約の満期前のいかなる時点においても未実現の損失が本戦略の評価に影響する可能性があることに留意が必要です。）。

本戦略へのエクスポージャーを提供するために、受託会社（以下に定義されます。）はファンドの受託者としての資格において、担保付スワップ・カウンターパーティー（以下に定義されます。）とスワップ取引（以下「担保付スワップ」といいます。）を締結します。担保付スワップは残存期間約5年のトータル・リターン・スワップであり、これに基づき担保付スワップ・カウンターパーティーは本戦略の想定上のエクスポージャーを提供します。

担保付スワップ・カウンターパーティーとは、担保付スワップのカウンターパーティーとして選択された1つ以上の事業体です。疑義を避けるために付言すれば、UBSの事業体が担保付スワップ・カウンターパーティーとして指名されることがあります。本書提出日現在、ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店が担保付スワップ・カウンターパーティーです。本戦略へのエクスポージャーは、原則、担保付スワップ締結時における純資産総額の100%を表すこととなります。疑義を避けるために付言すれば、ファンドは、原則として店頭オプションおよび/または上場オプションに直接投資しません。

純資産総額の上限は、米ドルクラスの場合、10億米ドルまたは管理会社が単独の裁量により決定するその他の額、円クラスの場合、1,000億円または管理会社が単独の裁量により決定するその他の額、ユーロクラスの場合、10億ユーロまたは管理会社が単独の裁量により決定するその他の額、豪ドルクラスの場合、15億豪ドルまたは管理会社が単独の裁量により決定するその他の額です。

「純資産総額」とは、受託会社の指揮監督の下、管理事務代行会社によって計算されるファンドの資産からファンドの負債を控除した額をいいます。純資産総額は、特に、担保付スワップの計算代理人によって決定される担保付スワップの時価評価額に基づき、各評価日に計算され、米ドルクラス、ユーロクラスおよび豪ドルクラスの場合は、0.005は切り上げて、小数点第2位に四捨五入され、円クラスの場合は、0.5は切り上げて、円単位に四捨五入されます。

「評価日」とは、各ファンド営業日および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

b. ファンドの特色

ファンドは、受託会社および管理会社の間で締結された2013年12月2日付の基本信託証書(その後の改正を含みます。)(以下「基本信託証書」といいます。)および2022年8月26日付の補遺信託証書(以下「補遺信託証書」といい、基本信託証書とあわせて「信託証書」といいます。)に従い組成されたユニット・トラストです。ファンドは、ケイマン法に基づき組成されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。

信託証書に基づき、UBSマネジメント(ケイマン)リミテッドがファンドの管理会社に任命されています。管理会社は当該信託証書の条件に従って、ファンドの為に受益証券を発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

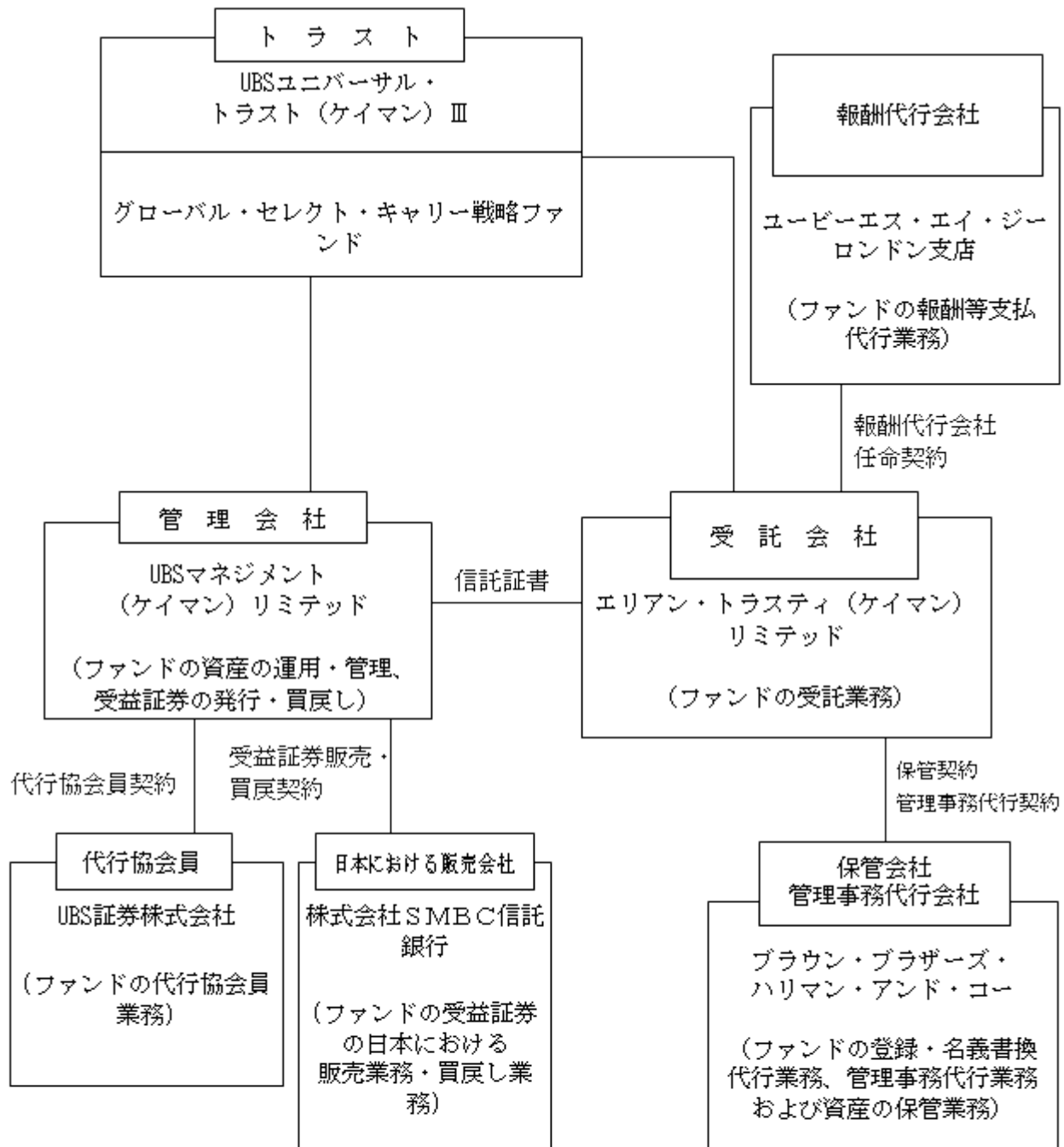
管理会社はケイマン諸島の会社法(以下に定義されます。)に従って、2000年1月4日に登記および設立されました(登記番号95497)。管理会社は無期限に設立されています。

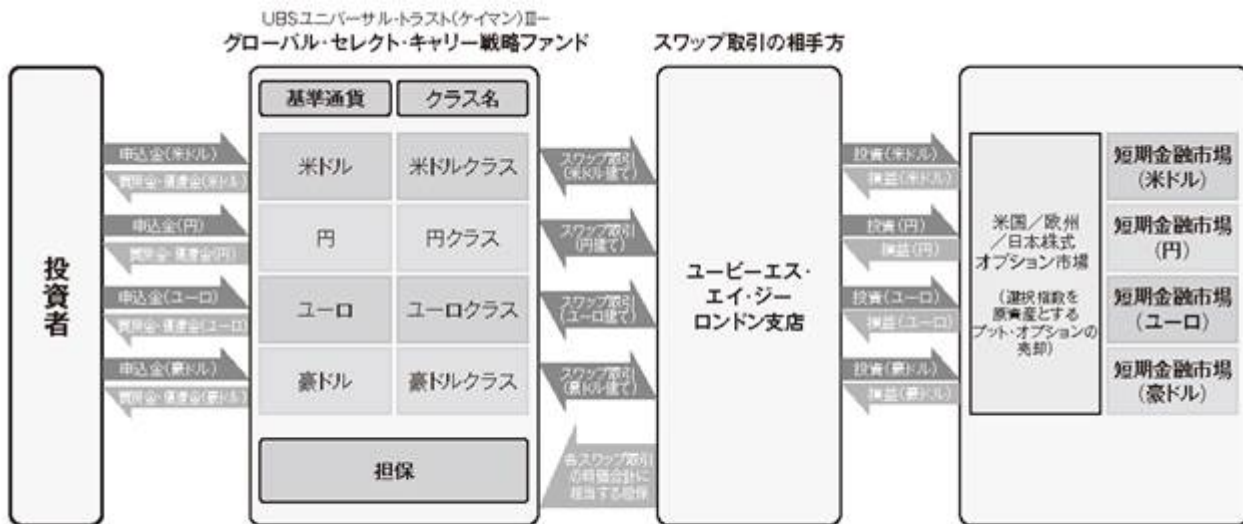
(2) 【ファンドの沿革】

2000年1月4日	管理会社の設立
2013年12月2日	基本信託証書締結
2014年7月1日	修正信託証書締結
2014年11月24日	修正信託証書締結
2014年12月29日	修正信託証書締結
2022年8月26日	補遺信託証書締結
2022年10月12日	ファンドの運用開始
2024年3月1日	修正信託証書締結

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み





※各クラスにおいて、各スワップ取引の組入比率を原則として100%に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、選択指数を原資産とするプット・オプション取引(売却)、および各クラスの基準通貨の短期金融市場となります。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの終了について規定しています。
エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に、上記に加え、ファンドの資産の保管およびファンドの資産の運用について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー (Brown Brothers Harriman & Co.)	保管会社 管理事務代行会社	2022年9月30日付で受託会社との間で締結の保管契約(注1)において、保管会社の業務について規定しています。 2022年9月30日付で受託会社との間で締結の管理事務代行契約(注2)において、ファンドの管理事務代行業務について規定しています。
UBS証券株式会社	代行協会員	2024年2月22日付で管理会社との間で締結の代行協会員契約(注3)において、代行協会員として提供する業務について規定しています。
株式会社S M B C 信託銀行	日本における販売会社	2022年9月1日付で管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約(注4)において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch)	報酬代行会社	2024年3月1日付で受託会社との間で締結の報酬代行会社任命契約(注5)において、ファンドに代わって行う運営経費の支払いについて規定しています。

(注1) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

(注2) 管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社がファンドに関する日々の管理事務業務を提供することを約する契約です。

(注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書の日本における協会員である販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本法および/または日本証券業協会により要請されるファンドの財務書類の備置等の業務を提供することを約する契約です。

(注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻業務を提供することを約する契約です。

(注5) 報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの運営経費の支払代行業務について規定した契約です。

管理会社の概況

管理会社：	UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法(その後の改正を含みます。)(以下「会社法」といいます。)に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2026年4月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル(約1億1,789万円)です。	
4. 沿革	2000年1月4日設立 2024年3月1日名称変更	
5. 大株主の状況	ユービーエス・エイ・ジー (スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 パーンホフストラッ ゼ45)	735,000株 (100%)

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

() 準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法(その後の改正を含みます。)(以下「信託法」といいます。)(に基づき登録されています。トラストおよびファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含みます。)(以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。)(により規制されています。

() 準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者(受益者)の利益のために投資運用会社はこれを運用します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のケイマン諸島籍のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者としないう旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができます。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「監督官庁の概要」の記載をご参照ください。

(5) 【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)(への開示

ファンドは、(CIMAが免除する場合を除き)募集書類を発行しなければなりません。募集書類は、受益証券について全ての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。ファンドは、募集書類を、ファンドについての詳細を記載した登録申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

継続的にファンドの募集が行われている場合には、募集書類の情報に重大な影響を及ぼす変更があった場合、当該変更から21日以内に修正した募集書類をCIMAに提出する義務があります。CIMAは、募集書類の内容または形式を指示することはありませんが、規制対象となるミューチュアル・ファンドに関する募集書類の内容について、随時、規則または方針を発表または改訂することがあります。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できないか、または履行できなくなるおそれがあること。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 下記を遵守せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ・ミューチュアル・ファンド法またはこれに基づく規則
 - ・ケイマン諸島金融庁法(その後の改正を含みます。)
 - ・マネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含みます。)
 - ・免許の条件

ファンドの監査人は、ケイマン諸島、KY-1106、グランド・ケイマン、シックス・クリケット・スクウェア、私書箱493GTに所在するケーピーエムジーエルエルピー(KPMG LLP)(以下、「本監査人」といいます。)です。

ファンドは毎年12月31日に終了する会計年度の監査済会計書類を翌年の6月30日までにCIMAに提出します。

受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、毎年12月31日に終了します。ファンドの最初の会計年度は、2023年12月31日に終了する期間です。監査済財務書類は、国際会計基準に従い作成され、通常、各会計年度末後に可能な限り速やかに受益者に送付されます。また、ファンドの未監査の財務書類は、会計年度の半期末後に可能な限り速やかに受益者に交付されます。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

- () 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期末終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった

場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本における販売会社を通じて知れている日本の受益者に交付されます。また、運用報告書(全体版)は電磁的方法により代行協会のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条に基づきミューチュアル・ファンドとして規制されます。受託会社の親会社であるインタートラスト・コーポレート・サービシーズ(ケイマン)リミテッド(信託会社および投資信託管理会社としてCIMAに認可されています。)は、ミューチュアル・ファンド法の要件に従ってトラストの主たる事務所を提供します。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させる監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制は、所定の事項および監査済財務書類をCIMAに毎年提出することを求めています。規制されたミューチュアル・ファンドとして、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求に応じない場合、受託会社は高額の罰金に服し、CIMAは裁判所にファンドの解散を請求することができます。

規制されたミューチュアル・ファンドが、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企画し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、規制されたミューチュアル・ファンドがミューチュアル・ファンド法もしくはマネー・ロンダリング防止規則のいずれかの規定に違反した場合、規制されたミューチュアル・ファンドの管理と運営が適正に行われていない場合、または規制されたミューチュアル・ファンドの運営者の地位にある者が、この地位を保有するのに適当な人物でないことを確認した場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的

ファンドの投資目的は、選択指数を原資産としたプット・オプション契約を売却する本戦略に対するエクスポージャーを提供することにより、投資者に中長期的な資本成長を提供することです。選択指数は、管理会社によって、対象指数の中から一つ選択され、当初、これらの指数は当初指数から構成されます。ただし、潜在的投資者は、管理会社はいずれの当初指数(および対象指数(該当する場合))も別の代表的な株価指数と入れ替えることがある点に留意すべきであり、この場合、管理会社は、このような入れ替えが受益者の利益に適い、その条件はファンドの投資目的に適っていると考えています。当初指数は、米国の証券取引所に上場している大企業50社およびユーロ圏の証券取引所に上場している50社のパフォーマンスならびに東京証券取引所に上場している優良企業225社の価格加重平均のパフォーマンスを追跡します。

本戦略は、プット・オプションの売却によるオプション・プレミアムを受領し、当該収入を本戦略に再投資することを通じて、安定的な収入の獲得を目指します。プット・オプションの原資産は、本戦略の各リバランスの前の特定の営業日に、市場データを参照して対象指数から選択することを意図しています。対象指数の中から、当該特定の営業日に、権利行使価格が指数値の92%のプット・オプション契約に係るオプション・プレミアムが最も高いと判断される指数(選択される当該プット・オプション契約は、リバランス中に売却されるプット・オプション契約と同じ満期日)を原資産として一つ選択します。本戦略は、選択指数の価格上昇へのエクスポージャーを提供するものではありませんが、原則として、権利行使価格をプット・オプション契約締結時の選択指数値の92%に設定することで、プット・オプションの満期時において本戦略に損失が生じるまでには、選択指数値は当該期間中に最大8%下落することが可能になり、これにより選択指数値の下落による一定の損失を低減することを目指しています(プット・オプション契約は時価評価され、当該プット・オプション契約の満期前のいかなる時点においても未実現の損失が本戦略の評価に影響する可能性があることに留意が必要です。)。

本戦略へのエクスポージャーを提供するために、受託会社はファンドの受託者としての資格において、担保付スワップ・カウンターパーティーと担保付スワップを締結します。担保付スワップは残存期間約5年のトータル・リターン・スワップであり、これに基づき担保付スワップ・カウンターパーティーは本戦略の想定上のエクスポージャーを提供します。

担保付スワップ・カウンターパーティーとは、担保付スワップのカウンターパーティーとして選択された1つ以上の事業体です。疑義を避けるために付言すれば、UBSの事業体が担保付スワップ・カウンターパーティーとして指名されることがあります。本書提出日現在、ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店が担保付スワップ・カウンターパーティーです。本戦略へのエクスポージャーは、原則、担保付スワップ締結時における純資産総額の100%を表すこととなります。疑義を避けるために付言すれば、ファンドは、原則として店頭オプションおよび/または上場オプションに直接投資しません。

本戦略は、原則として、選択指数を原資産とした、満期が1か月近くであり、権利行使価格がオプション構築時の選択指数値の92%であるプット・オプション契約のシステムティックな想定上の売却で構成されています。投資者は、管理会社が当該プット・オプションの選択指数、権利行使価格および満期日を変更する裁量を有していることに留意すべきです。かかるポジションは、毎月の特定の歴日(当該日を「オプション満期日」といいます。ただし、当該日が評価日でない場合は、オプション満期日は直後の評価日とします。)に満期となるように意図されています。新たなポジションは、月次ベースで、特定の日(当該日を「リバランス日」といいます。)に設定され、当該リバランス日に、直前のオプション満期日に失効するオプションのそれまでの元本部分を含むパフォーマンスに原則として想定上相当する新規のオプション・ポジションが合成的に売却されます。リバランス日は、当初は、各月のオプション満期日直後の評価日に到来する予定です。上記にかかわらず、管理会社は、担保付スワップ・カウンターパーティーと合意の上で、ファンドの存続期間中、リバランス日を追加または削除する決定をすることができます。

S&P500指数(ブルームバーグ社のティッカーは「SPX Index」)は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シー(S&P Dow Jones Indices LLC)またはその関連会社(以下「SPDJI」といいます。)の商品であり、これを利用するライセンスがファンドに付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はスタンダード・アンド・プアーズ・ファイナンシャル・サービス・エル・エル・シー(Standards & Poor's Financial Services LLC)(以下「S&P」といいます。)の登録商標で、Dow Jones®はダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングス・エル・エル・シー(Dow Jones Trademark Holdings LLC)(以下「Dow Jones」といいます。)の登録商標です。これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスがファンドにそれぞれ付与されています。指数に直接投資することはできません。ファンドおよび受益証券は、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社(総称して、以下「S&P Dow Jones Indices」といいます。)によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、ファンドの受益証券の所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的にファンドの受益証券への投資の妥当性、または全般的な市場のパフォーマンスを追跡するS&P500指数の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証も行いません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の結果を示したり、保証したりするものではありません。S&P500指数に関して、S&P Dow Jones Indicesとファンドとの間にある唯一の関係は、S&P500指数ならびにS&P Dow Jones Indicesおよび/またはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および/または商標名のライセンス供与です。S&P500指数はファンドまたはファンドの受益証券に関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、S&P500指数の決定、構成または計算においてファンドまたはファンドの受益証券の所有者の要求を考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、ファンドの受益証券の価格もしくは数量、もしくはファンドの受益証券の発行もしくは販売のタイミングの決定、またはファンドの受益証券が将来換金、譲渡、もしくは償還される計算式の決定もしくは計算に関して責任を負わず、またこれに関与したことはありません。S&P Dow Jones Indicesは、ファンドの受益証券の管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S&P500指数に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資収益を提供する保証はありません。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーは投資顧問または税務顧問ではありません。非課税証券がポートフォリオに与える影響、および特定の投資判断を行った場合の税務上の影響を評価するためには、税務顧問に相談すべきです。指数に証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、または保有の推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとしてみなしてはなりません。

S&P Dow Jones Indicesおよび第三者ライセンサーのいずれも、S&P500指数もしくはその関連データ、または口頭もしくは書面の連絡(電子通信も含まれます。)を含みますがこれに限定されないあらゆる連絡について、その妥当性、正確性、適時性、および/または完全性を保証しません。S&P Dow Jones Indicesは、それらに含まれる誤り、欠落または遅滞に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesは、商品性もしくは特定の目的、使用への適合性に係る、またはS&P500指数またはそれに関連するデータを使用することによってファンド、受益証券の所有者、もしくはその他の者や組織が得られる結果についての、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、また、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P Dow Jones Indicesは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含みますがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、また、契約上、不法行為、または厳格責任等のいずれであるかを問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesのライセンサーを除き、S&P Dow Jones Indicesとファンドとの間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

ユーロ・ストック50指数は、STOXXリミテッド(スイス、ツーク)(以下「STOXX社」といいます。)、ドイツ取引所グループまたは同社のライセンサーの知的財産(商標登録を含みます。)で

あり、ライセンスの下で使用されます。ファンドおよび受益証券は、STOXX社、ドイツ取引所グループもしくは同社のライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーが後援、宣伝、販売またはその他のいかなる形での支援も行うものではありません。また、STOXX社、ドイツ取引所グループおよび同社のライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、ファンドおよび受益証券に一般的に関係して、またはユーロ・ストックス50指数もしくはそのデータにおけるエラー、遺漏もしくは中断に個別に関連して、一切保証するものでなく、また、(過失の有無を問わず)いかなる責任を負うものでもありません。

日経平均株価(以下「日経平均」といいます。)は、株式会社日本経済新聞社の知的財産です。「日経」、「日経平均株価」および「日経225」は、株式会社日本経済新聞社の商標です。株式会社日本経済新聞社は、日経平均に関する著作権を含む全ての権利を留保しています。ファンドおよび受益証券は、株式会社日本経済新聞社からいかなる形によっても後援、保証、または奨励を受けていません。株式会社日本経済新聞社は、日経平均の利用によって得られる結果や、日経平均のある特定の日の数値などについて、明示または黙示を問わず、何らの保証または表明も行いません。日経平均は、株式会社日本経済新聞社が独自に集計・算出したものです。ただし、株式会社日本経済新聞社は、日経平均のいかなる誤謬についても一切の責任を負わず、また、株式会社日本経済新聞社は、受益証券の購入者または販売者を含むいかなる者に対しても、日経平均の誤謬を通知する義務を負いません。また、株式会社日本経済新聞社は、日経平均の算出方法の修正または変更について何らの保証もするものではなく、日経平均の算出、公表および普及を継続する義務を負いません。

本戦略に関する情報

ファンドの本戦略へのエクスポージャーは、担保付スワップの締結を通じて以下のとおり合成的に行われます。

- 受益証券の各クラスは、特定の担保付スワップに対応します。
- プット・オプションのプレミアムは、3社以上の市場参加者から入札を募り、最も高いオプション・プレミアムが選択され、各リバランス日における相対でのオークション手続により決定されます。
- かかるオークション手続の都度、リバランスのエクスポージャーに対して、0.045%の想定上の戦略構築費用が課されます。

担保付スワップ

受託会社は、関連するクラスの受益証券の計算で、担保付スワップ・カウンターパーティーとの間で本戦略のパフォーマンスに連動する担保付スワップを締結します。

担保付スワップの取引日は2022年10月12日(以下「スワップ取引日」といいます。)です。各担保付スワップは約5年間のストラクチャーとします(担保付スワップ・カウンターパーティーがその裁量で担保付スワップを延長しないと選択しない限り、ローリングベースで1年間自動的に延長されます。)

担保付スワップ・カウンターパーティーは、イングランドおよびウェールズにおいて支店として登録されています。2026年5月31日現在、ユービーエス・エイ・ジーは、以下の格付けを受けています。「AA(安定的見通し)」「(長期発行体デフォルト格付け)フィッチ・レーティングス・リミテッド、「Aa2(安定的見通し)」「(長期優先債務格付け)ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド、および「A+(安定的見通し)」「(長期カウンターパーティー信用格付け)スタンダード・アンド・プアーズ・グローバル・レーティング・ヨーロッパ・リミテッド。ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店に対する信用格付けはありません。

担保付スワップ・カウンターパーティーは、実質的に以下の行為を行うことができます。

- (i) あるクラスの受益証券に関する申込代金の総額に相当する金額を受領し、これと引き換えに当該クラスの受益証券に関する本戦略のパフォーマンスを支払うことができます。

- (ii) (場合に応じて) 受託会社は、あるクラスの受益証券に関してファンドが保有する資産のパフォーマンス(もしあれば)(これには、特に管理会社および担保付スワップ・カウンターパーティーとの間で合意され、かついかなる場合も下記「(5) 投資制限」の項に記載される制限の範囲内の株式または債券が含まれます。)を受領し、これと引き換えに当該クラスの受益証券に関する本戦略のパフォーマンスを支払います。

クレジット・サポート・アネックス

担保付スワップに基づく担保付スワップ・カウンターパーティーおよび受託会社の義務の履行を担保するため、ファンドの受託者としての資格における受託会社および担保付スワップ・カウンターパーティーは、担保付スワップに関するISDAマスター契約に付随するクレジット・サポート・アネックス(以下「クレジット・サポート・アネックス」といいます。)を締結し、これに基づき、場合によっては以下のいずれかを行います。

- (i) 担保付スワップ・カウンターパーティーは、担保付スワップに基づく担保付スワップ・カウンターパーティーに対する受託会社のネット・エクスポージャーの履行を担保するため、ファンドの受託者としての資格における受託会社に対し、適格資産を差し入れます(または、適格資産を差し入れさせます)。
- (ii) ファンドの受託者としての資格における受託会社は、担保付スワップに基づく(ファンドの受託者としての資格における)受託会社に対する担保付スワップ・カウンターパーティーのネット・エクスポージャーの履行を担保するため、担保付スワップ・カウンターパーティーに対し、適格資産を差し入れます(または、適格資産を差し入れさせます。)

これに関する詳細は、クレジット・サポート・アネックスに記載され、その条件に従います。

担保付スワップに基づく担保付スワップ・カウンターパーティーの履行を株式または債券を含む有価証券で担保するため、ファンドを代理して担保付スワップ・カウンターパーティーおよび受託会社は、BNYメロン、JPモルガンまたはユーロクリアを含みますがこれらに限定されない第三者提供者(以下「三者間担保提供者」といいます。)と三者間担保交換契約を締結することができます。この場合、受益者は保管会社ではなく、三者間担保提供者の信用リスクにさらされます。

ファンドの目的

主として実質的に(i)米国を代表する株式指数、(ii)欧州を代表する株式指数、および(iii)日本を代表する株式指数(以下「対象指数」といいます。)(ファンド設立当初は、それぞれ(i)S&P500指数、(ii)ユーロ・ストックス50指数、および(iii)日経平均株価としますが、将来、変更になる場合があります。以下「当初指数」といいます。)の中から最もオプション・プレミアムが高いと判断される対象指数を一つ選択し、選択された当該対象指数(以下「選択指数」といいます。)を原資産としたプット・オプションを売却する運用戦略により、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

- ① 担保付スワップ取引(以下「スワップ取引」といいます。)を活用することで、実質的に選択指数を原資産としたプット・オプション(原則として、期間約1ヶ月、権利行使価格はプット・オプション契約締結時の選択指数値の92%)を売却し、月次ペースでロールすることにより構築される運用戦略(以下「本戦略」といいます。)の投資成果を享受することを目指します。
- ② プット・オプションの売却によるプレミアムの受領を通じて、安定的なインカム収入の獲得を目指します。
- ③ 本戦略では、選択指数の下落による損失を低減しつつ、プレミアムの受領を目指します。
*原則として、選択指数を原資産とした期間約1ヶ月のプット・オプション売却の権利行使価格を本戦略構築時の選択指数値の92%とすることで、約1ヶ月間における選択指数値の下落が8%以内であれば、プット・オプション売却からの損失は最終的には発生しない仕組みとなっています(当該約1ヶ月間の期中においては一時的に損失となることがあります。)
- ④ 米ドルクラス、円クラス、ユーロクラスおよび豪ドルクラスの4つのクラスがあります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(i) S&P500指数の概要

米国を代表する株価指数の一つで、米国の証券取引所に上場している主要な約500銘柄で構成される時価総額加重平均型の株価指数です。

免責条項

S&P500はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(SPDJI)の商品であり、これを利用するライセンスがファンドに付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC(S&P)の登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(Dow Jones)の登録商標です。これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスがファンドにそれぞれ付与されています。ファンドの受益証券は、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P500のいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

(ii) ユーロ・ストックス50指数の概要

欧州を代表する株価指数の一つで、ユーロ圏の証券取引所に上場している主要50銘柄で構成される時価総額加重平均型の株価指数です。

免責条項

ユーロ・ストックス50指数は、STOXXリミテッド(スイス、ツーク) (以下「STOXX社」)、ドイツ取引所グループまたは同社のライセンサーの知的財産(商標登録を含みます。)であり、ライセンスの下で使用されます。

ファンドおよび受益証券は、STOXX社、ドイツ取引所グループもしくは同社のライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーが後援、宣伝、販売またはその他のいかなる形での支援も行うものではありません。また、STOXX社、ドイツ取引所グループおよび同社のライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、ファンドおよび受益証券に一般的に関係して、またはユーロ・ストックス50指数もしくはそのデータにおけるエラー、遺漏もしくは中断に個別に関連して、一切保証するものでなく、また、(過失の有無を問わず)いかなる責任を負うものでもありません。

(iii) 日経平均株価の概要

日本を代表する株価指数の一つで、東京証券取引所プライム市場に上場している主要225銘柄で構成される単純平均型の株価指数です。

免責条項

日経平均株価(日経平均)は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、日経平均自体および日経平均を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有します。

「日経」および日経平均を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属します。

ファンドは、UBS マネジメント(ケイマン) リミテッドの責任のもとで組成・運用・販売されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、ファンドを保証するものではなく、ファンドに関して、一切の責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社は、日経平均を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社は、日経平均の構成銘柄、計算方法、その他、日経平均の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

ファンドのしくみ

①本戦略への投資成果を享受するスワップ取引を行います。

- スワップ取引の対象は、ファンド設立当初は(i) S&P500指数、(ii) ユーロ・ストックス50指数、および(iii) 日経平均株価の中から一つの指数が月次で選択されます。将来、当初指数および対象指数は変更になる場合があります。
- スワップ取引の相手方は、原則としてユーピーエス・エイ・ジー ロンドン支店とします。将来、スワップ取引の相手方は、変更になる場合があります。

②米ドルクラス、円クラス、ユーロクラスおよび豪ドルクラスの4つのクラスがあります。

- 投資元本に相当する翌日物レートの利益(損失)は各クラスの基準通貨建てですが、プット・オプションの売却取引は、選択指数がS&P500指数では米ドル建て、ユーロ・ストックス50指数ではユーロ建て、日経平均株価では円建てであり、各クラスの基準通貨に対して、基準通貨と異なる通貨建てのプット・オプションの損益部分について為替変動のリスクが生じます。プット・オプションの損益部分については為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。そのため、各クラスに係る受益証券1口当たり純資産価格は、プット・オプションの損益部分について為替変動の影響を受けます。

スワップ取引の相手方について

ユーピーエス・エイ・ジー ロンドン支店の概要

ユーピーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、スイスの銀行であるユーピーエス・エイ・ジーの支店です。ユーピーエス・エイ・ジーは、4つの事業部門(グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメントおよびインベストメント・バンク)およびグループ・ファンクションを有し、事業を行っています。その業務範囲は、スイス国内外におけるあらゆる種類の銀行業務、金融業務、アドバイザリー業務、トレーディング業務およびサービス業務に及びます。

UBSグループの概要

UBSは真にグローバルなウェルス・マネジメントのリーダーであり、スイス国内有数のユニバーサル・バンクです。アセット・マネージャーとして多岐な運用ソリューションを提供し、また、専門的な証券事業を擁しています。2025年第4四半期現在の投資預かり資産は7兆米ドルに上ります。UBSは、お客様に個別に提供される投資アドバイスやソリューション、投資商品を通じて、お客様が投資目標を達成するためのサポートをしています。スイスのチューリッヒに本拠を置き、世界の主要金融センターを含む50以上の市場で事業を展開しています。UBSグループAGの株式はスイスおよびニューヨークの各証券取引所に上場されています。

設立 1862年(前身会社の設立)

従業員数 103,177名(2025年12月末時点)

(出所) UBS作成

(2) 【投資対象】

上記「(1)投資方針」をご参照ください。

(3) 【運用体制】

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

管理会社の取締役は、以下のとおりです。

ニコラス・パパベリン氏

ニコラス・パパベリン氏は、UBSグローバル・マーケッツ・ストラクチャリング・チームの一員であり、チューリッヒのUBSのエグゼクティブ・ディレクターです。パパベリン氏は、香港において、2014年にクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレン・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在、投資信託、SPVおよび保険商品を含むUBSの包括ソリューションの世界的な開発責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でLLMを取得しています。パパベリン氏はCIAAの資格も保有しています。

ヴィジャヤバラン(「バラン」)・ムルゲス氏

バラン・ムルゲス氏は、プレミア・フィデューシャリー・サービスズ(ケイマン)リミテッドの取締役で、かつてはオジェ・フィデューシャリー・サービスズ(ケイマン)リミテッド(以下「OFS」といいます。)のマネージング・ディレクターを務めており、またオフショア金融サービス業界において30年以上にわたる経験を有しています。ムルゲス氏は、これまでにいくつかの国際的に認知されたファンド・グループやストラクチャード・ファイナンス・ビークルの取締役を歴任しており、また現在もその一部に就いています。ムルゲス氏は、ニューヨークに拠点を置く主要なファンド・グループのコンサルタントも務めています。

OFSでは、取締役、登録名義書換代理人(以下「RTA」といいます。)およびコーポレート・サービスの各チームを率い、事業開発、RTA/株主サービス部門の設立、および部門全体での最高水準の顧客サービスの維持について責任を負っていました。

1996年から2004年まで、ムルゲス氏は、ケイマン諸島においてクラス「A」ライセンスを取得した銀行であるカレドニアン・バンク・アンド・トラスト・リミテッドにおいて副マネージング・ディレクターを務め、主として銀行およびプライベート・クライアントについて責任を負っていました。それ以前は、ケイマン諸島におけるクラス「A」銀行であるバターフィールド・バンクのアシスタント・マネージャーを務め、トレジャリー・サービスについて責任を負っていました。

ムルゲス氏は、科学の修士号を取得しており、カナダ銀行家協会のアソシエイトを務めています。また、オルタナティブ投資運用協会(AIMA)に所属し、ケイマン諸島金融庁の登録ディレクターも務めています。ムルゲス氏は、ケイマン諸島の公証人です。

ブライアン・バークホルダー氏

ブライアン・バークホルダー氏は、ケイマン諸島を拠点とし、複数のヘッジファンド戦略にわたる数多くのファンドの取締役会において、独立取締役を務めています。2013年から2025年にかけて、バークホルダー氏は、HFファンド・サービスズ・リミテッドに勤め、同社を通じて同様のサービスを提供していました。それ以前は、UBSファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッドのマネージング・ディレクターと、ケイマン諸島シングル・マネージャー部門のヘッドを務めていました。バークホルダー氏は、2000年にUBSファンド・サービスズに入社し、2006年にシングル・マネージャー部門のヘッドに就任しました。シングル・マネージャー部門のヘッドとして、バークホルダー氏は、ファンド・サービスズ・アメリカズ内のシングル・マネージャー・ヘッジファンドの管理・開発について責任を負い、また200億ドル以上の管理資産を有するファンド・グループに対して特に責任を負っ

ていました。UBSファンド・サービスでは、評価委員会の委員長を務め、またファンド・サービス・アメリカズの経営委員会に所属していました。この他、パークホルダー氏は、UBSファンド・サービス(ケイマン)リミテッドを含む様々なUBS出資企業において取締役を務めていました。UBSに入社する以前は、KPMGのケイマン諸島オフィスとカナダのトロント・オフィスに勤務し、ヘッジファンドおよび金融機関の監査に注力していました。パークホルダー氏は、ウィンザー大学の商学士号を取得しており、カナダのオンタリオ州でカナダ公認会計士の資格も取得しました。

運用体制等は、2026年4月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

現在のファンドの分配方針では、受益者に対して分配を行いません。ただし、管理会社は、その裁量により、随時、あるクラスの受益証券に関して分配を行うことを決定することができます。したがって、あるクラスの受益証券に帰属する全ての純利益および実現キャピタル・ゲインは再投資され、かかるクラスの受益証券に帰属する純資産総額に反映されます。

(5)【投資制限】

ファンドには以下の投資制限を適用します。

1. 空売りする有価証券の合計価額は純資産総額を超えてはなりません。
2. ファンドの純資産の15%を超える金額を、私募証券、非上場証券または実物不動産等の直ちに現金化できない非流動性資産に投資してはなりません。ただし、JSDAが公表する外国証券の取引に関する規則第16条(外国投資信託受益証券の選別基準)(随時改訂または差し替えられる場合があります。)が要求する価格の透明性を確保する目的で、適切な措置が講じられている場合は、この例外とします。上記の比率は、買付時または現在の時価のいずれかで計算することができます。
3. 受益者保護に反する、またはファンドの資産の適切な運用に不利益を与える管理会社(または代理人)がファンドを代表して締結するいかなる取引(管理会社(または代理人)が自己または第三者の利益のために行う取引等)も、禁止されています。
4. 管理会社(または代理人)はファンドの勘定で借入れを行うことができますが、直近の純資産総額の10%をその上限とします。
5. 管理会社(または代理人)は、取得の結果、受託会社または管理会社(または代理人)が管理する全てのミューチュアル・ファンドが保有する、ある企業1社の合計株式数が当該企業の全発行済株式の合計数の50%を超える場合は、ファンドの勘定で当該企業の株式を取得してはなりません。
6. 管理会社(または代理人)は、ある企業の株式またはある投資信託の受益証券で、発行会社1社における当該株式または受益証券の価額(以下「株式等エクスポージャー」といいます。)が当該純資産総額の10%を超える場合(当該株式等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。)は、ファンドの勘定で、当該企業の株式または当該投資信託の受益証券を保有してはなりません。
7. 管理会社(または代理人)は、ファンドの勘定で、デリバティブ・ポジションから発生する単一のカウンターパーティーに対するエクスポージャーの純額(以下「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。当該デリバティブ等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。)が純資産総額の10%を超える場合、ファンドの勘定で、当該カウンターパーティーのデリバティブ・ポジションを保有してはなりません。(注記:担保付スワップ・カウンターパーティーおよびファンドの受託者としての立場にある受託会社は、担保付スワップに関するISDAマスター契約に付随するクレジット・サポート・アネックスを締結します。これに基づき、担保付スワップ・カウンターパーティーは、ファンドの勘定で保有するデリバティブ・ポジションの時価評価額と同等の査定額の担保を、ファンドに差し入れます。)
8. ある1社が発行する、組成する、または引き受ける有価証券、金銭債権、および匿名組合の出資持分(以下「債券等エクスポージャー」と総称します。)が純資産総額の10%を超える場合(当該債券等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。)、管理会社(または代理人)は、ファンドの勘定で() (上記6項に規定する株式または受益証券以外の)有価証券、() (上

記7項に規定するデリバティブ以外の)金銭債権、および()匿名組合の出資持分を保有してはなりません(注記:担保を伴う取引の場合、当該担保の査定額は控除することができ、発行者その他に対する支払義務がある場合、当該支払いの金額は控除することができます。)

9. 管理会社(または代理人)は、ある発行会社またはカウンターパーティー1社に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー、およびデリバティブ等エクスポージャーが合計で純資産総額の20%を超える場合、ファンドの勘定で当該発行会社またはカウンターパーティーにおける、またはこれらの、ポジションを保有してはなりません。当該20%または上記6、7および8項に定める10%を超えることとなった場合、管理会社は、JSDAの規則に従いエクスポージャーの比率が当該比率以内となるよう必要な全ての措置を講じます。

10. 管理会社(または代理人)は、VaR方式(金融庁告示に定める計算方法をいいます。)により算出したリスク・ウェイトが純資産総額の80%以内になるようデリバティブ取引等を管理します(注記:「デリバティブ取引等」とは、金融商品取引法第2条第20項に定義されるデリバティブ取引(有価証券、金利、外貨もしくはその他の金融商品または指標に基づく上場または非上場の先物、オプション、スワップおよび同様の取引を含み、さらに上場または非上場の新株予約権証券および新投資口予約権証券ならびに商品デリバティブへの投資を含みます。))。

管理会社は、前述の投資制限について適用される法規制が修正、またはその他の方法で取って代わり、当該投資制限は適用法規制を違反することなく改訂できると判断する場合、受益者の同意を得なくても、当該投資制限のいずれかを(場合に応じて)追加、修正、または削除することができるものとします(この場合、当該追加、修正または削除については、受益者に21日前に通知されます。)

管理会社(またはその代理人)は、とりわけファンドのいずれかの投資対象の価額の変動、再建または合併、ファンドの資産を用いた支払い、もしくは受益証券の買戻しの結果として、いずれかの上記の投資制限を超えても、当該投資対象を直ちに売却する必要はありません。ただし、管理会社(またはその代理人)は、ある違反が確認されてから合理的な一定期間内に、当該投資制限に従うために、受益者の利益を考慮した上で、合理的に実務的な措置を講じます。

管理会社(またはその代理人)は、()単独の判断において、受益証券の多額の購入または買戻し要求がなされる場合、()ファンドが投資を行っている、または管理会社(またはその代理人)の合理的な支配の及ばないその他の事象がある、市場または投資対象に突然のまたは大きな変動があると自らの単独の裁量において予想する場合、および/または() (a) ファンドの終了に備える目的のため、もしくは(b) ファンドの資産規模のため、自らの単独の裁量において逸脱が合理的に必要なだと考える場合、英文目論見書補遺に記載された投資方針、制限、およびガイドラインから一時的に逸脱することを決定することができます。このような逸脱に気付いた時点で、管理会社(またはその代理人)は受益者の利益を考慮した上で、速やかに当該逸脱を是正することを目指します。

ファンドが利益を生む保証はありません。ファンドが利益を生まない場合、投資者にはキャピタル・ゲインやインカム収入は提供されず、投資者が受益証券の買戻しに関して受け取る買戻価格は、投資者の当初の投資額を下回る可能性があります。さらに、ファンドは、ポートフォリオ全体を多様化させる効果的な手段として機能しない可能性があります。

ファンドは、キャッシュフローや市場環境において予期せぬ事態が発生した場合、上記の投資目的および方針に沿った運用ができない可能性があります。

借入れおよびレバレッジ方針

管理会社(または代理人)はファンドの勘定で借入れを行うことができますが、借入総額は直近の純資産総額の10%を上限とします。

3【投資リスク】

リスク要因

1 口当たり純資産価格の変動要因

投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は全て投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

米ドルクラスは米ドル建て、ユーロクラスはユーロ建て、豪ドルクラスは豪ドル建てのため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。

主な変動要因

価格変動リスク(株式市場リスク)

一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。ファンドに組み入れられるスワップ取引の価格は、その対象となる選択指数が株価に関連する指数であるため、短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

価格変動リスク(信用リスク)

ファンドが投資しているスワップ取引等の金融商品や有価証券に債務不履行が発生または懸念される場合に、当該金融商品や有価証券の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。

スワップ取引に関するリスク

ファンドは、スワップ取引を活用するため、当該取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、その倒産などにより、当初契約通りの取引を実行できず損失を被る可能性があります。

ファンドはユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店とのスワップ契約に基づき、ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店に対して有する債権の時価相当の適格担保をユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店より受け取ることで、信用リスクの低減を図りますが、ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店に倒産や契約不履行その他不測の事態が生じた際には、運用の継続は困難となる場合があります。その場合、将来の投資成果を享受することはできず、また、担保を処分する際に想定した価格で処分できなかったことから損失を被る可能性があります。

為替変動リスク

投資元本に相当する翌日物レートの利益(損失)は各クラスの基準通貨建て、プット・オプションの売却取引については、選択指数がS&P500指数では米ドル建て、ユーロ・ストックス50指数ではユーロ建て、日経平均株価では円建てであるため、各クラスの基準通貨に対して、基準通貨と異なる通貨建てのプット・オプションの損益部分について為替変動のリスクが生じます。プット・オプションの損益部分については為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。そのため、各クラスに係る受益証券1口当たり純資産価格は、プット・オプションの損益部分について為替変動の影響を受けます。

流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。

一般リスク

一般的な投資リスクおよび取引リスク

投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。ファンドへの投資は重大なリスクを伴います。受益証券に流通市場がある可能性は低いです。純資産総額は、ファンドの投資の価格変動に影響を受けます。ファンドの投資から発生する損益は全て投資者に帰属します。受益者の投資の元本は保証されていません。投資者は、ファンドへの投資の大部分または全てを失う可能性があります。このため、各投資者は、ファンドの投資リスクを負うことができるか慎重に検討すべきです。下記のリスク要因の記載は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明するものではありません。

あらゆる期間、特に短期間において、ファンドの投資ポートフォリオが、資本増加に関し、上昇を達成するという保証はありません。

ファンドへの投資には重大なリスクを含みます。

過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを示唆するものではない

投資対象の価値および収益は大きく変動する可能性があります。過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを保証または示唆するものではありません。

元本は確保されない

受益証券は、投資元本に対する補償を行いません。したがって、投資者の受益証券への初期投資の一部または全部を回収できる保証はありません。投資者は、受益証券への初期投資を全て失う可能性があります。

ミューチュアル・ファンドは預金ではないこと

受益証券への投資は、預金と同等ではなく、特にケイマン諸島の法律や規制またはその他の法域で設立された預金保護制度上の保護預金を構成しません。受益証券には、投資した資本の保護の機能はありません。

長期投資

受益証券への投資は、長期投資として考えるべきです。最終買戻日より前に受益証券の権利を移転または譲渡する投資者が、望ましいレベルの投資利益を得るという保証、あるいはそもそも投資利益を得るという保証はありません。

「最終買戻日」とは、(i) 2163年12月1日および() 受益証券のクラスに係る強制買戻事由発生後に実務上最も早い買戻日のいずれか早い日をいいます。

利益

投資者の受益証券への初期投資の利益が、投資の元本金額を預金していた場合に得ていた可能性のある利益と同等になるまたはそれを上回るという保証はありません。

投資の適合性

ファンドは、全ての投資者にとって適切な投資ではない可能性があります。ファンドの潜在的投資者は、各自の状況を踏まえてその投資の適合性を判断しなければなりません。特に、潜在的投資者はそれぞれ、(a) ファンド、ファンドへの投資のメリットおよびリスクならびに本書に記載の情報について有意義な評価をするための十分な知識および経験を有し、(b) 投資者の財務状況に照らして、ファンドへの投資および当該投資が投資者の全体資産に及ぼす影響について評価するために適切な分析ツールを利用でき、かつ、その知識を有し、(c) ファンド投資の全リスクを負うための十分な財源および流動性を有し、(d) 単独または財務アドバイザーの助けを借りて、ファンドに対する投資に影響を与える可能性のある経済、為替相場およびその他の要因について起こりうる事態を評価でき、それらのリスクを負う能力を有しているべきです。

潜在的投資者は、独立した査定または投資者が適切とみなす専門的助言(税務、会計信用、法務、規制に関する助言を含みますがこれらに限定されません。)に基づき、受益証券の取得が、(a) 投資者、または受託者として行為している場合はその受益者の、資金的ニーズ、目的および状況と十分に整合し、(b) 投資者、または受託者として行為している場合にはその受益者に適用される投資方針、ガイドラインおよび規制を遵守し、これに十分に整合し、かつ、(c) 当該受益証券への投資に固有の明瞭かつ重要なリスクがあるとしても、投資者にとって、または受託者として行為している場合にはその受益者にとって、適切な投資であることを判断しなければなりません。

パフォーマンスに関する保証はないこと

あるクラスの受益証券の投資利益(すなわち、初期投資額を上回る全ての受益証券の利益)は、とりわけ当該クラスの受益証券に帰属する関連する本戦略および関連する担保付スワップの原資産のパフォーマンスによって決まります。受託会社、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーは、受益証券の価値が下落または上昇することにつき、何らの保証または表明をせず、受託会社、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーのいずれもファンドの期間中、受益証券の価値が上昇することまたは受益証券の投資利益が受益者にとって望ましいレベルであることを保証しません。全ての潜在的投資者は金融およびビジネスに関して知識と経験を有し、市場リスクの判断に長けて、受益証券への投資のメリット、リスクおよび適合性を評価する能力を有するべきです。受託会社、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーのいずれも、受益証券に関する市場リスクの情報源であると称しません。

助言および中立的な評価を提供しないこと

受託会社、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーは、本戦略、担保付スワップ、ファンドの投資目的またはその運用に関して助言、情報または信用分析を発信しません。具体的には、本書は投資アドバイスに当たりません。

依拠しないこと

受益証券の潜在的購入者は、受益証券の取得の合法性についての判断に関して、受託会社、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、代行協会員、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーに依拠することができません。

ファンドへの投資

キーパーソン

管理会社、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーは、ファンドに関する本戦略の決定をしばしば個人に頼ることがあります。かかる個人を失うことが、ファンドの運用実績を危険にさらす可能性があります。

流通市場の不在

投資者は、受益証券はいかなる証券取引所にも上場される予定はないため、受益証券の流動性に関する保証はなく、受益証券の流通市場が形成される予定はないことを留意すべきです。その結果として、受益者が下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載される手続きおよび規制に従った買戻しによってのみ受益証券を処分することができます。関連する買戻しを行った日から関連する買戻しまでの期間中に受益証券の買戻しを要求する受益者が保有するクラスの受益証券に係る受益証券1口当たり純資産価格の低下のリスクは、その買戻しを要求する受益者が負います。

クラス間の負債

受益証券が複数のクラスで発行されている場合、あるクラスの受益証券の保有者はその他のクラスの資産に関して一切の権利を有しません。しかし、特定のクラスの負債がそのクラスに帰属する資産を上回る場合、ファンドの債権者は受益証券のその他のクラスに帰属する資産に遡及していくことができます。

受益証券の早期買戻し

あるクラスの受益証券を最終買戻日まで保有する受益者は、買戻しされた各受益証券について、最終買戻日における該当するクラスの受益証券1口当たり最終買戻価格を受け取ります。あるクラスに関連する受益証券1口当たり最終買戻価格は、部分的に、担保付スワップの最終評価予定日時点において適用される本戦略の水準を参照して算出されます。買戻日における、関連するクラスの受益証券の早期買戻しにかかる支払いは、当該買戻日における買戻時点で担保付スワップの計算代理人が決定する、当該クラスの受益証券に帰属する担保付スワップの時価評価に依拠します。特に、当該買戻日時点で適用される、関連する当該時の実勢の本戦略の水準および一般的な市場環境に左右され、その

他全ての条件が同等である場合、受益者は、最終買戻日まで受益証券を保有していた場合に受け取るであろう金額よりも少ない額を受け取る可能性があります。

「受益証券1口当たり最終買戻価格」とは、あるクラスの受益証券について、管理事務代行会社はその単独の裁量により、目論見書および本書に従い、最終買戻日(または当該日が評価日でもない場合には、その直前の評価日)における当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格として計算する最終買戻価格をいいます。

買戻しにより予期される影響

受益者からの請求を受けて受益証券の多量の買戻しを行う場合、管理会社は、買戻しを行うために必要な現金を調達するため、そうでない場合に要求されるよりも急速に、かつそうでない場合に入手可能な価格よりも不利な価格で、ファンドの投資対象を清算しなくてはならない可能性があります。

例外的な事例では、例えば大勢の投資者が同一日に買戻しを行うように要請した場合は、買戻しについて予定された日程において受益者全員に対して行う支払いが遅延する可能性があります。

買戻しの制限

受託会社は、管理会社との協議の後、特定の状況では、下記「第2 管理及び運営 - 3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」に記載のとおり、純資産総額の決定および受益証券の買戻しを停止することおよび/または受益証券の買戻しを要求した者への買戻しによる受取額の支払期間を延長することができます。管理会社もまた、受託会社との協議の後、買戻日に買戻しすることができる受益証券の合計数を、下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載のとおり、管理会社が決定する数量および方法で制限することができます。

決済不履行

受益証券は取引日を基準にして購入することができ、発行されます。ただし、あるクラスの受益証券の申込者は、関連する取引日(該当する場合)から4ファンド営業日以内に購入代金を決済することが求められるだけです。受益証券に関して、万一投資者が期日に購入代金を決済できなかった場合(以下「不履行投資者」といいます。)、管理会社は強制的に決済不履行の対象である不履行投資者の受益証券を無償で買い戻すことができます。不履行投資者が該当するクラスの受益証券の購入をした取引日からかかる不履行投資者の受益証券が強制的に無償で買戻された日までの期間に、同じクラスの受益証券を購入する投資者および既存の受益者は、不履行投資者の受益証券の購入が受理されなかった場合よりも高額な1口当たりの購入価額を支払うことになる可能性、あるいは、より低額の1口当たりの購入価額を支払うことで利益を得る(その場合、同じクラスの受益証券を保有する既存の受益者は、受益証券の価値に関して、希薄化を経験する)可能性があります。同様に、同じクラスの受益証券をかかっている期間中に買戻しに出した受益者は、決済の不履行が発生しなかった場合より減少した1口当たりの買戻価額を受け取る、あるいは高額な1口当たりの買戻価額を受け取る可能性があります。後者の場合、同じクラスの受益証券を保有する全ての残存受益者は、受益証券の価値に関して、希薄化を受けます。決済不履行の場合、発行されたもしくは買戻された受益証券の数または購入を行った受益者が支払ったもしくは受け取った1口当たりの購入価額もしくは1口当たりの買戻価額への調整は行われず、結果として、決済の不履行は同じクラスの受益証券を保有する受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社はまた、不履行投資者が期限内に決済し損ねたことの直接的または間接的な結果として発生した損失に対する補償を得るため、不履行投資者に対して訴訟を起こすことがあります。

事前投資

受益者は、購入が受理された通知後、購入代金が受領される前に、管理会社がファンドの負担でかかる資金の決済を見込んで投資する(以下「事前投資」といいます。)可能性があることに留意すべきです。かかる事前投資は、ファンドの利益になることを意図しています。しかし、決済不履行の場合、ファンドは、損失にさらされる可能性があります。かかる損失は、反対取引の費用(反対取引までの間に市場が不利に変動した可能性がある)だけでなく事前投資の資金を得たファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ契約がマイナスになった場合の遅延利息の支払を含みますが、これに限りません。結果として、事前投資に起因するファンドへの損失は、該当するクラスの受益証券1

口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社および受託会社のいずれも、かかる損失が発生した場合、責任を負わないものとします。

監査待ちを行わないこと

あるクラスの受益証券の買戻しにおいて、買戻価額は当該クラスの受益証券に係る未監査の受益証券1口当たり純資産価格に基づいており、基本信託証書は年次監査によって以前の評価の調整が必要と判断された場合の回収メカニズムを規定していません。したがって、受益者に支払われる買戻しによる受取額は、買戻価額が該当するクラスの受益証券に係る監査済み受益証券1口当たり純資産価格に基づいていた場合に受益者が受領していた受取額より高いまたは低い可能性があります。支払われた買戻しによる受取額が、買戻価額が該当するクラスの受益証券に係る監査済み受益証券1口当たり純資産価格に基づいていた場合よりも高額である場合、かかる過払いは付随してファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

ファンドの手数料

受託会社は、報酬代行会社がファンドを代理して、通常経費の支払いを約束する報酬代行会社任命契約を報酬代行会社との間で締結します。報酬代行会社任命契約の締結にかかわらず、下記「4 手数料等及び税金 - (3) 管理報酬等 報酬代行会社報酬」に記載のその他の特定の費用または経費や、訴訟費用または補償費用およびその他通常の過程において通常発生しないと管理会社が判断する臨時の費用および経費は、ファンドの資産から支払われます。

ファンドの早期終了

ファンドの最終買戻日は2163年12月1日が予定されていますが、潜在的投資者は、強制買戻事由が発生した場合、最終買戻日が早まることに留意すべきです。強制買戻事由は、(i)いずれかの評価日において当該クラスの受益証券に帰属する純資産総額が、(a)米ドルクラスの場合、5,000,000米ドルもしくはそれ以下であり、(b)円クラスの場合、500,000,000円もしくはそれ以下であり、(c)ユーロクラスの場合、5,000,000ユーロもしくはそれ以下であり、(d)豪ドルクラスの場合、7,500,000豪ドルもしくはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管理会社が当該クラスの全ての受益証券は全ての影響を受ける受益者に通知を行うことで強制的に買戻しを行うべきと決定した場合、または(ii)受託会社および管理会社が、当該クラスの全ての受益証券は強制的に買戻しを行うべきと同意した場合(受託会社および管理会社が、受益証券の全部の強制的な買戻しを担保付スワップの終了予定日に行うこと、または担保付スワップの終了日より前に理由を問わず担保付スワップの早期終了事由に基づき行うことに合意する場合を含みますが、これに限定されません。)に発生します。

ファンド障害事由

ファンド障害事由の影響を受ける評価日に要求される支払いまたは必要な計算は遅延する可能性があります。かかるファンド障害事由の結果として、推定に基づいて計算がなされる可能性もしくは評価が調整される可能性があります。投資者は、本書に記載されている、ファンド障害事由がどのように受益証券に影響を与えるかについて留意すべきです。

スタートアップ期間

ファンドは、新規の出資財産の初期投資に関する特定のリスクを招くスタートアップ期間に直面する可能性があります。さらに、スタートアップ期間はまた、ファンドのポートフォリオの1つまたはそれ以上の分散レベルが、完全にコミットされたポートフォリオまたは一群のポートフォリオの中より低い可能性があるという特別なリスクを示します。管理会社は完全にコミットされたポートフォリオに移行するために様々な手法を採用する可能性があります。これらの方法は、部分的に市場判断に基づいています。これらの方法が成功するという保証はありません。

受益者の基本通貨に関連する為替リスク(米ドルクラス受益証券、ユーロクラス受益証券、豪ドルクラス受益証券)

米ドルクラス受益証券、ユーロクラス受益証券、豪ドルクラス受益証券は、それぞれ、米ドル建て、ユーロ建て、豪ドル建てです。そのため、投資家の財務活動が主として日本円建てで行われている場合、通貨換算に関連して特定のリスクが生じます。当該リスクには、為替相場が大幅に変動するリスク(日本円に対する米ドル、ユーロおよび/または豪ドル安または日本円の平価切上げに伴う変

動を含みます。)および特定の通貨に対する管轄権を有する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。

一般的な投資リスク

経済情勢

例えばインフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交の事象および傾向、税法ならびにその他の無数の要因を含むその他の経済情勢の変化は、ファンドの収益に重大で有害な影響を与える可能性があります。これらの状況のいずれも、受託会社、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーがコントロールできる範囲のものではありません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期せぬ変動または流動性は、受託会社、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーがファンドの資産の投資および再投資を管理する能力を損なう可能性があり、ファンドが損失にさらされることとなります。経済的および/または政治的不安定性は、資産価格に悪影響をもたらす可能性があり、法律、財務および規制の変化につながりうることとなります。

カントリー・リスク(政治的および/または規制リスク)

ファンドの資産の価値は、投資がなされる国における国際および国内の政治的な動き、政府または地方自治体の政策の変更、税制の変化、対外投資および通貨の本国送金の規制、通貨変動ならびに法令のその他の変化等の不確実性による影響を受ける可能性があります。

新型コロナウイルス

2020年3月11日、世界保健機関は、新型コロナウイルス感染症の大流行をパンデミックと宣言しました。新型コロナウイルス感染症の症例は、世界中で多数記録されています。

新型コロナウイルス感染症の影響を完全に予測することは不可能ですが、この流行は世界経済に重大な影響をもたらす可能性が高いです。歴史的に、広範囲での伝染病の大流行は投資心理に影響を及ぼし、世界市場に散発的なボラティリティを引き起こしました。このような影響は、とりわけ、新型コロナウイルス感染症の確認された症例数の世界規模での広がりに応じて、セクター、ビジネス、国家経済にわたり不均等に生じています。航空業、製造業、小売りおよび観光業を含む特定のセクターが現在最も深刻な影響を受けているとみられますが、新型コロナウイルス感染症を抑制できない場合、他のセクターも影響を受けることは疑いの余地がありません。

影響を受けた地域で行っている事業、または当該地域のサプライヤーもしくは顧客に依拠する事業に対して新型コロナウイルス感染症がもたらす財務的な影響が広く報告されています。影響を受けた事業は、それがもたらす様々な財務的な結果に直面する可能性があります。事業活動の鈍化は、流動性に悪影響を与える可能性があります。さらに、運転資金調達の封鎖、財務制限条項の違反、債務不履行事由の発生および/または解除金もしくは不履行に関するその他偶発債務を引き起こす状況に至った場合、支払い能力に関する懸念が悪化する可能性があります。

投資先が事業を行う世界金融市場または国内もしくは地域経済におけるこのようなマイナスの変化は、結果的にファンドまたはその投資先の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

特に、世界保健機関または地域もしくは国の当局がファンドまたはその投資先の事業運営を著しく妨げる措置を推奨または課す可能性があります。

新型コロナウイルス感染症大流行の全体像、期間、厳しさおよび影響は不確定であり、結果としてもたらされる経済の低迷および/または市場におけるマイナスの景況感、受託会社、管理会社、担保付スワップ・カウンターパーティー、ファンドおよび投資先自体の事業運営および財務状況にマイナスかつ長期的な影響をもたらす可能性があります。

規制リスク

ファンドの運用に関して、将来的に規制が課せられる可能性があり、それによりファンドの実行に悪影響を与えることおよびトラストのスポンサーがファンドの投資目的および方針の変更が必要になる可能性があります。これらの変更により、本戦略の利益および/または管理会社の運用に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

税リスク

投資者は、その法域で、投資によるまたは投資によるとみなされる全ての収益またはキャピタル・ゲインが課税の対象になることがあります。そのため、投資者は受益証券への投資を検討する前に各自、税に関する助言を求めるべきです。受託会社、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、代行協会員、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーならびにその各関連会社は、ファンドの納税要件および義務に関して一切の責任を負わないものとします。

担保付スワップは、新しい商品であり、潜在的に関連する様々な法域の税法での扱いが不確定である可能性があります。特に、担保付スワップにかかる支払いの全てまたは一部に源泉徴収が適用されないという保証はありません。当該源泉徴収税が課される場合、担保付スワップ・カウンターパーティーは、追加の金額を支払う必要がなく、投資者へのリターンは減少します。さらに、投資者は、自らの法域で、投資から得たまたは投資から得たとみなされる全ての収益またはキャピタル・ゲインが課税の対象になる可能性があるため、投資者は受益証券への投資を検討する前に、自らの税に関する助言を求めるべきです。

保管リスク

ファンドは、保管者の支払不能、管理、清算またはその他形式による債権者の保護に関する多数のリスクにさらされています。このようなリスクには、保管会社が保有する全ての現金のうち、保管会社あるいは副保管会社のレベルで顧客の資金として扱われていなかったものの喪失、保管会社あるいは副保管会社のレベルで適切な分別が行われず、またはそのように特定されていなかった有価証券の一部または全部の喪失、保管会社または副保管会社による勘定の運営が不正確であったことによる資産の一部または全部の喪失、送金残高の受領の遅延、かつ資産に対するコントロールを取り戻すのが大幅に遅れたことによる損失が含まれますがこれらに限定されません。ファンドは、有価証券の保管先である副保管会社、顧客の資金の保管先である第三者たる銀行または取得した担保の保管先である国際証券集中保管機関もしくは信用機関が支払不能に陥った場合も同様のリスクにさらされます。

キャッシュ・スイープ

保管会社は、未使用の翌日現金残高を金融機関に預託することができます(また、保管会社は、当該現金残高に関してファンドの計算で得られた利息の一部を保持する権利も持つ場合があります。)。このような場合、ファンドは、当該現金残高について、当該金融機関の信用リスクにさらされます。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、(それが誠実なものであるかにかかわらず)契約条件について争いがありまたは信用もしくは流動性の問題のために、取引の条件に従って取引を決済しない相手方当事者(担保付スワップ・カウンターパーティーを含みます。)にさらされることがあり、そのためファンドが損失を被る可能性があります。かかる「カウンターパーティー・リスク」は、決済を阻害する出来事がある場合、または取引が単一もしくは小さなグループのカウンターパーティーとの間で締結される場合に、満期がより長い契約において増加します。受託会社および管理会社は、ファンドについて、特定のカウンターパーティーと取引を行うことまたはその取引の一部もしくは全部を一つのカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。さらに、受託会社および管理会社は、そのカウンターパーティーの信用度を評価する内部の信用機能を有していない可能性があります。受託会社および管理会社のあらゆる数のカウンターパーティーと取引する能力および当該カウンターパーティーの財務的能力の有意義かつ独立した評価の欠如は、ファンドの損失の可能性を高めます。

ファンドは、非上場デリバティブ商品に関連して取引を行うカウンターパーティー(担保付スワップ・カウンターパーティーを含みます。)の信用リスクにさらされています。これらのカウンターパーティーには、清算機関による決済履行の保証のような、組織的な取引所で当該商品を取引する参加者に適用される保護が与えられません。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、一般に認められている取引所ではなく、その取引に参加する特定の会社または企業であり、したがって、受託会社および管理会社がファンドに関して当該商品を取引するカウンターパーティー(担保付スワップ・カウンターパーティーを含みます。)の支払不能、倒産または不履行があった場合、ファンドの大きな損失につながる可能性があります。受託会社および管理会社は、ファンドについて、特定

のデリバティブ取引に関連する契約に従い、不履行があった場合の契約上の救済方法を受けることができます。ただし、その救済方法は、実行可能な担保またはその他の資産が不足している場合、不十分である可能性があります。

過去、いくつかの著名な金融市場参加者(店頭取引および業者間取引のカウンターパーティーを含みます。)が期限どおりに契約上の義務を履行できず、またはもう少しで不履行になることがありました。これは、金融市場に見られる不確実性を高め、予期せぬ政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取り決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながりました。このような混乱のため、支払能力のある主要なブローカーや金融業者でさえも新たな投資資金の融資を渋るようになり、または以前よりも著しく悪い条件で融資を提供することの原因となりました。カウンターパーティーが不履行をしないという保証およびファンドが結果的に取引で損失を被らないという保証はありません。

担保取決め

ファンドは、ファンドまたはファンドの取引先であるカウンターパーティーが従う可能性のあるに適用法や規制等に基づく場合を含め、特定の担保取決めを履行する必要がある場合があります。

カウンターパーティーがファンドの口座に担保を預け入れる場合、担保は、保管会社の分離された担保口座または担保取決めの当事者間で合意されたその他の銀行口座(以下「担保口座」といいます。)に預託され、再投資の目的で使用されることはありません。担保口座から得た利息(もしある場合)は、クレジット・サポート・アネックスに基づきカウンターパーティーが要求する利息を補うのには十分でない可能性があります。その場合、利息の差は、純資産総額に影響を与えます。受領した非現金担保は、売却、再投資または差入れされません。

また、ファンドは、特定の場において、カウンターパーティーの利益のために担保を差し入れるよう要求される可能性もあります。このような場合、ファンドのポートフォリオは、そうでない場合に比べて、より少ない部分がファンドの投資目的として利用できることとなります。したがって、ファンドの全体的なリターンは、担保取決めによって減少する可能性があります。

担保管理の補助のために、担保管理代理人が任命される可能性があり、当該任命がされた場合、当該代理人の報酬は、ファンドから支払われるかまたは別途合意されます。

担保リスク

カウンターパーティーから担保を取得することおよび担保管理システムを導入することは、カウンターパーティーによる債務不履行または支払不能に対するファンドの潜在的なエクスポージャーを軽減することが意図されていますが、当該リスクは、完全には排除できません。提供された担保は、複数の理由により、カウンターパーティーの債務に十分でない可能性があります。さらに、カウンターパーティーが提供する担保は毎日独立して評価されますが、担保として提供された特定の確定利付証券および/または持分証券の評価は、必ずしも実勢相場価格を有するとは限りません。

担保管理代理人は、あらゆる形態の適格担保を含む資産の評価に関する専門知識を有している可能性があります。担保管理代理人によって担保が正確に評価される保証はありません。担保が担保管理代理人によって正確に評価されない限り、ファンドは損失を被る可能性があります。担保が担保管理代理人によって正確に評価される場合でも、担保の評価額は、カウンターパーティーが債務不履行または支払不能になった時点から担保を実現する時点までの間に減少する可能性があります。同様に、ファンドがその他の資産に投資し、担保付スワップを通じてその価値の一部を本戦略の価値と実質的に交換する場合、当該資産は、担保と同様の役割を果たし、当該資産の評価額は、担保付スワップ・カウンターパーティーが債務不履行または支払不能になった時点から担保を実現する時点までの間に減少する可能性があります。担保またはファンドが保有し、同様の目的で機能するその他資産の評価額が減少するリスクは、当該資産の実現にかかる時間の長さから、流動性の低い資産の場合により大きくなる可能性があります。当該資産は、提供された担保および/またはファンドの投資の全てまたは重要な部分を構成する可能性があります。

担保運用リスク

カウンターパーティーの支払義務およびカウンターパーティーが差し入れた担保は、各営業日に独立して評価され、担保の価額および構成は、担保要件を満たすために調整されます。担保方針は、管

理会社が監視しますが、当該方針が正確に遵守および実行されない場合、ファンドは、カウンターパーティーの債務不履行または支払不能により損害を被る可能性があります。

決済リスク

取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増加させる可能性があります。取引を実行するために利用できるクリアリング、決済および登録システムは、取引の決済および振替の登録に関連する遅滞およびその他の重大な困難につながる可能性があります。また、顧客または取引の相手方当事者が契約上の義務を履行できない可能性もあります。決済に関するあらゆる問題は、ファンドの純資産総額および流動性に影響を与える可能性があります。

収益および利得の送金

ある国への原投資により発生する収益およびキャピタル・ゲインの送金は、その国の通貨が流動性を有することおよびかかる利益の本国送金を抑制または阻止する外国為替政策がないことにより左右される可能性があります。

適用法の遵守

受託会社、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、代行協会員、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーは、潜在的投資者による受益証券の取得の合法性または潜在的投資者に適用されるいかなる法令、規則または政策への遵守について、責任を負いません。潜在的投資者は、これらの事項に関して決定を下すとき、受託会社、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、代行協会員、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーに依拠することができません。潜在的投資者が受益証券に関して講じるべき措置について懸念がある場合は、かかる潜在的投資者は直ちに株式仲買人、バンク・マネージャー、顧問弁護士、会計士またはその他独立した財務顧問に財務に関する助言を求めるべきです。

投資方針にかかるリスク

本戦略は適切な投資でない可能性があること

投資者は、担保付スワップおよび本戦略への間接的なエクスポージャーを有します。かかるエクスポージャーは、(a) 担保付スワップおよび本戦略への投資のメリットおよびリスクを評価するために必要な財務および事業上の問題についての知識および経験を有しており、(b) 担保付スワップおよび本戦略への投資の経済的リスクを負うことができ、かつ、(c) 投資者の財務状況に照らして、担保付スワップおよび本戦略への投資のリスクを進んで許容できる投資者にとってのみ適切です。

潜在的投資者は、担保付スワップおよび本戦略へのエクスポージャーを有することが各自の状況にとって適切であるかどうかを判断し、ファンドの担保付スワップおよび本戦略への投資の結果を判断するために、各自の法律、ビジネス、税務の顧問に相談すべきです。

相関性の欠如

手数料、費用および適用される外国為替ヘッジまたはクーポンならびに受益証券および/または本戦略特有のその他の要因の影響により、本戦略の価値の変化は、受益証券の価値の変化には直接的に関連しない可能性があります。投資者は手数料および利子が受益証券1口当たり純資産価格にどのように影響するかについて留意すべきです。

非公開の情報および情報提供

受託会社、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、代行協会員、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーならびに/またはそれらの関連会社は、本戦略に関する非公開の情報を保有または取得することがあります。これらのうちいずれもかかる情報を公開する、または受益者のために本戦略の事業、財務状況、信用力または事務の状況を審査し続ける義務を負いません。

代理関係および信託関係

報酬代行会社、日本における販売会社、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーもしくはその各関連会社、またはファンドに関連する受託会社のサービス提供会社(管理会社を除きます。)も、受益者に対する義務または受益者と代理関係もしくは信託関係を引き受けません。

デリバティブ

デリバティブには、その価値が一つまたは複数の原資産である証券、金融指標、通貨または指数と連動している証券および契約が含まれます。デリバティブを利用することにより、投資者は特定の証券、金融指標、通貨または指数の価格変動について、原資産への投資コストに比べて僅かな費用でヘッジまたは投機できます。デリバティブの評価は、原資産の価格変動に大きく依拠します。そのため、原資産取引に当てはまるリスクの多くは、デリバティブ取引にも当てはまりません。しかし、デリバティブ取引に関連したその他の様々なリスクもあります。例えば、多くのデリバティブは、取引実行時に支払われたまたは預託された金額よりもかなり多くの市場エクスポージャーを生じることから、比較的小さなマイナスの市場の動きが投資全体の損失を引き起こすだけでなく、ファンドを元の投資額を超える損失にさらす可能性もあります。ファンドの計算で投資されたデリバティブが、特定の時期に満足のいく条件で利用可能になるという保証はありません。

本戦略の一般的なリスク要因

キャピタル・アット・リスク

受益証券の投資者は、受益証券への投資が完全にリスクにさらされており、本戦略には保護メカニズムが存在しないことを理解する必要があります。

本戦略のパフォーマンスの選択指数のパフォーマンスからの乖離

受益証券の投資者は、本戦略が選択指数の価値上昇へのエクスポージャーを提供するものではないことを理解する必要があります。その代わりに、本戦略は、定期的に、かかる選択指数のプット・オプションを売却し、関連するプット・オプションのプレミアムを受け取ることにより、収益を生み出すことを目指しています。本戦略は、原則として、権利行使価格をプット・オプション構築時の選択指数値の92%に設定することで、選択指数の下落による一定の損失を軽減することを目指していますが、依然、選択指数の価値下落へのエクスポージャーを有していることがあります。例えば、選択指数のマイナスのパフォーマンスが該当する月次期間にわたり該当する基準値(すなわち、プット・オプションの権利行使価格)を超えている場合(以下「超過額」といいます。)、想定上売却されたプット・オプションは、「イン・ザ・マネー」の状態です。すなわち、本戦略に損失にもたらず形で期限を終えることがあります。この場合、本戦略は、関連するプット・オプションへのエクスポージャーの割合に応じて、当該超過額に相当する損失が生じることになります。

オプションは時価評価されること

受益証券の投資家は、選択指数に関して売却されたプット・オプションが満期前に時価評価されることを理解する必要があります。これは、リバランス日前に本戦略のパフォーマンスに重大な影響を与える可能性があります。特に、リバランス日とオプション満期日の間に選択指数が下落した場合、たとえ最終的にプット・オプションの満期時に実現損失に転換されなくても、本戦略のパフォーマンスにマイナスの影響を与えることがあります。

リバランスのタイミング

各オプション満期日において、プット・オプションは「イン・ザ・マネー」または「アウト・ザ・マネー」のいずれかの状態で満期を迎える可能性があります。そのため、本戦略はリバランス日とオプション満期日の間の選択指数のパフォーマンスに大きく左右され、オプション満期日のタイミングは本戦略のパフォーマンスに重大な影響を与えます。

レバレッジ・リスク

本戦略によって想定上売却されるオプションのレバレッジ効果により、本戦略およびファンドの価値は、選択指数への直接的なエクスポージャーの場合よりも大きな影響を受けることがあります。

流動性リスク

流動性リスクは、特定の資産の取得や処分が困難な場合に生じます。大規模な取引である場合や市場が部分的に流動性を欠く場合には、本戦略を構成する資産を清算することができなかつたり、またはデリバティブ取引の場合には、有利な価格で取引を実行したり、ポジションを清算したりすることができない場合があります。

対象指数の価値のボラティリティおよび対象指数に関連する指数に係る売建オプション

受益証券の投資者は、対象指数への投資および対象指数に関連する指数に連動するオプションについて熟知しているべきです。投資者は、世界的な経済、金融および政治の動向が、特に、対象指数の価値ひいては対象指数に関連する指数に連動するオプションの価値および/またはファンドのパフォーマンスに重大な影響を与えうるということを理解すべきです。対象指数の指数を構成する有価証券の価格変動は予測が難しく、特に投機、需給関係の変化、政府間取引、財政、金融および為替の統制プログラムおよび政策、国内外の政治および経済的出来事、気候、金利変動ならびに市場固有のボラティリティの影響を受けます。さらに、政府は直接的におよび規制を通じて、随時特定の市場に介入することがあります。

外国為替リスク

米ドル、日本円、ユーロ(対象指数の指数および選択指数に係る売建オプションの表示通貨)と受益証券の各クラスの表示通貨との間の為替変動リスクを最小限に抑えるため、本戦略レベルで受益証券の各クラスの通貨に関する為替ヘッジが行われます。しかし、このような手法が為替変動リスクを減らすのに十分有効である保証はありません。

投資の集中

管理会社は、受益証券の販売による収入の実質全額を全て本戦略に投資します。このため、本戦略が被った損失は、ファンド全体の財務状況に重大な悪影響を及ぼします。加えて、本戦略自体は、選択指数に連動するプット・オプションのシステムティックなショート・ポジションに連動しているため、分散レベルが限定されます。

本戦略への依存

ファンドの投資目的のパフォーマンスの成功は、本戦略が継続して利用可能であることに依存します。本戦略は、終了または中断することがあるかもしれませんが、もしくはファンドが本戦略に投資できる可能性がなくなるその他の理由があることがあります。かかる各状況において、管理会社は、ファンドを終了することを決定することがあります。

本戦略に権利関係を有しないこと

受益証券の利益は、とりわけ本戦略のパフォーマンスに左右されます。受益証券への投資は、受益者に本戦略への直接の権利関係を与えません。

デリバティブ全般、特にプット・オプション・ストラテジーに関連するリスク

デリバティブは非常に特殊な商品であり、その利用には原商品だけでなくデリバティブ自体の理解も必要です。デリバティブの利用および複雑さは、デリバティブが本戦略に与えるリスクを評価する能力を必要とします。デリバティブはその複雑さから、デリバティブの利用において、その価値を誤ったり、不正確な評価をするリスクが伴います。デリバティブは、その基となる資産の価値を完全に、または厳密に追従しているとは限りません。したがって、デリバティブの利用は、ファンドの投資目的を促進する常に有効な手段であるとは限らず、逆効果となることもあります。

多くのデリバティブ(特にOTCデリバティブ)は、複雑であり、しばしば主観的な評価を受けることがあります。不正確な評価は、本戦略およびファンドの価値の損失を招くおそれがあります。デリバティブは、反映するように設計されている証券または指数のパフォーマンスを完全に再現するとは限りません。ファンドによる、デリバティブやその他の特別な投資手法や金融商品への直接的または間接的なエクスポージャーは、状況によってはファンドの投資目的を達成するための常に効果的な手段であるとは限らず、逆効果となることもあります。

プット・オプションを売却する本戦略に関連するリスク

本戦略は、ファンドによるプット・オプションの想定上の売却を内包します。プット・オプションの売却には重大なリスクが伴います。ファンドは、想定上のプット・オプションの売り主として、想定上のプット・オプションの買い主(すなわち、担保付スワップ・カウンターパーティー)によるプレミアムの支払いと交換に、原資産の市場価格が想定上のプット・オプションの権利行使価格を下回るリスクを完全に負います。ファンドの想定上のプット・オプションによる潜在的エクスポージャーは、想定上のプレミアムの何倍もの額になる可能性が高いです。したがって、急速に下落する市場において、本戦略は投資者の投資の全部または大部分を失う結果となる可能性があります。

担保付スワップ・カウンターパーティーへの依存

ファンドの投資目的のパフォーマンスの成功は、担保付スワップが継続して利用可能であることに依存します。担保付スワップ・カウンターパーティーは、現在、ファンドの計算のために締結される担保付スワップに関する唯一のカウンターパーティーとして提案されています。ファンドの計算で、担保付スワップ・カウンターパーティーとの間で担保付スワップを締結することが不可能となる状況には、(a)担保付スワップ・カウンターパーティーが担保付スワップを締結することが経済的に不可能となった場合、(b)担保付スワップの締結に関連して担保付スワップ・カウンターパーティーが大幅に増加した費用を負担する場合、(c)担保付スワップ・カウンターパーティーが十分な信用格付けを保有しなくなった場合、または(d)担保付スワップ・カウンターパーティーが担保付スワップに係るポジションもしくは債務をヘッジすることができない場合もしくはヘッジ障害事由の発生により担保付スワップ・カウンターパーティーがヘッジを行うことが困難になった場合、または担保付スワップ・カウンターパーティーが負担するヘッジ費用が大幅に増加する場合がありますが、これらに限定されません。これらの状況においては、担保付スワップ・カウンターパーティーは、担保付スワップを締結する意思を失うか、締結することができなくなる可能性があり、および/または受託会社もしくは管理会社が担保付スワップの締結を希望しない可能性があります。

担保付スワップの終了

担保付スワップの条項に基づき、担保付スワップ・カウンターパーティーは、担保付スワップ・カウンターパーティーの定期的な選択により行われる場合を含め、特定の状況において担保付スワップを終了する権利を有します。担保付スワップ・カウンターパーティーが担保付スワップを終了する場合、受益証券の価値またはパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。

担保付スワップへの投資の一般的なリスク

担保付スワップに権利関係を有しないこと

受益証券の利益は、とりわけ、関連する担保付スワップのパフォーマンスに左右されます。受益証券への投資は、受益者に担保付スワップまたは担保付スワップに関係する原資産との直接的な権利関係を与えず、担保付スワップ・カウンターパーティーの行為、関連する担保付スワップに関係する原資産または担保付スワップ・カウンターパーティーへのサービス提供者を管理する権限も与えません。担保付スワップ・カウンターパーティーまたは第三者は、担保付スワップ上の負債を相殺(全部または一部を問わない)するために、担保付スワップに含まれる関連する本戦略を構成する原資産に対する(直接的または間接的な)権利を有することがあります。ただし、かかる全ての者が、かかる権利を維持すること、または当該権利の程度に関して義務を負うものではありません。

担保付スワップの計算代理人の裁量

担保付スワップの計算代理人は、担保付スワップに関して計算を行い、一定の決定を行う裁量を有します。担保付スワップの計算代理人は、誠実かつ商取引上合理的な方法で行為する一般的な義務を負っていますが、担保付スワップの条項は、担保付スワップの計算代理人に対し、受託会社の最善の利益を考慮して行為するという明示的な契約上の義務を課すものではなく、投資者は担保付スワップの計算代理人による決定が担保付スワップの財務的リターンに予期せぬ悪影響を及ぼす可能性があることを認識すべきです。担保付スワップの計算代理人が行使用するこのような裁量や同人が行う計算は(明白な誤りがない限り)担保付スワップ・カウンターパーティーおよび受託会社を拘束し、したがって最終的には受益者を拘束します。

利益相反

受託会社、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、代行協会員、担保付スワップの計算代理人、担保付スワップ・カウンターパーティー、管理事務代行会社、保管会社その各持株会社、持株会社の株主および持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社またはファンドのその他の関連当事者(以下「利害関係人」といいます。)は、ファンドとの間の利益相反を引き起こす可能性があるその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することがあります。これらには、その他ファンドの受託会社、管理会社、報酬代行会社、管理事務代行会社、保管会社、スワップ・カウンターパーティー、計算代理人、代行協会員、または販売会社として行為する

ことおよびその他のファンドもしくは会社の取締役、役員、顧問または代理人として従事することが含まれます。利害関係人は、当該活動から得た利益に関する説明責任を負わないものとします。利益相反が発生した場合、利害関係人は、状況に応じて、これが公平かつ独立当事者として対等に解決されるよう努力するものとします。

前述の一般性を制限することなく、利害関係人の役務はファンドに限られるものではなく、各利害関係人は、ファンドとは別個かつ独立した、トラストに属する他のシリーズ・トラストならびにその他のミューチュアル・ファンドおよびその他の同様のスキームに対し、利害関係人が取り決める条件において自由に類似またはその他の役務を設定および提供することができ、かつ各自の使用および利益のためにこれらの役務から支払われる報酬またはその他金銭を保持することを自由に行うことができます。ただし、ファンドの運営およびこれに関連する情報は、機密かつファンドに排他的に帰属するものであるとみなされます。管理会社は、管理会社が他社に同様のサービスを提供する過程、もしくは他の資格において事業をおこなっている過程で、または本信託証書に基づく義務を遂行している過程以外のあらゆる方法で、管理会社またはその社員もしくは代理人の知るところとなる事実または事柄につき、この事実または事柄を知ったことに起因して受託会社もしくはその関連会社にこれを通知または開示する義務を負わないものとします。

適用ある法令に従い、利害関係人(下記(a)項の場合、受託会社を除く。)は、以下のことを行うことができます。

(a) 受益証券の所有者となり、利害関係人が適切と考える方法で当該受益証券を保有、処分または取引すること。

(b) 同一または類似の投資がファンドの勘定で保有されるとしても、投資における購入、保有および取引を各自の勘定において行うこと。ただし、当該投資が利害関係人もしくは当該利害関係人が助言または管理を行う投資ファンドまたは勘定を通じて購入され、またはこれに対して売却される場合、ファンドは、当該取引が公開市場で成立した場合より悪い状況になることなく、各場合において信頼の取引相手方と、取引の時点における同一規模であり、性質上関連する市場において可能な最良の条件に基づいて行われるものとします。疑義を避けるために付言すると、受益者または潜在的な受益者によって特に承認された条件による投資は、当該要件の違反であるとみなされないものとします。

(c) その証券のいずれかがファンドによって、またはファンドの勘定で保有されている受託会社、管理会社または受益者もしくは事業体と、契約または金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を締結すること、または当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。利害関係人は、ファンドおよび受益者に対する受託会社および管理会社の義務に常に従い、当該契約または取引に関して、関連当事者間の関係のみを理由に説明を求められることはありません。

(d) 利害関係人が、ファンドの利益になるか否かによらず、利害関係人が実行するファンドの投資の売買について交渉することに対する手数料および利益を受領すること。受託会社またはその関連会社がファンドの資金または借入についてバンカー、貸付人もしくは投資家として行為する場合、利害関係人は、かかる資格において、通常の銀行貸付の利益の全てを保持する権利を有します。

管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、代行協会、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーは、利益相反につながる利害関係を有する事業体になる可能性があります。さらに、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、代行協会、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーならびにファンドの受託者としての受託会社に対し役務を提供する各関係会社は、これらの立場における受託会社および受益者に対する義務とその他の資格における利害との間の利益相反に直面する可能性があります。このような場合、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、代行協会、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーならびにファンドの受託者としての受託会社に役務を提供する各関係会社は、各自の都合により、利益相反を解決することができます。さらに、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、代行協会、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーならびに各関連会社は、本戦略に想定上含まれる原資産、またはかか

る原資産に投資された資産(場合による)に関してプライム・ブローカーとしての役割を果たすことができます。

リスクに対する管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

<米ドルクラス>

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



※ファンドは、分配を行わない予定であり、これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。

※米ドルクラスの年間騰落率は、米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)
- 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)
- 日本国債・・・FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)
- 先進国債・・・FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)
- 新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC.から、FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

<円クラス>

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

※ファンドは、分配を行わない予定であり、これまでで分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。

※円クラスの年間騰落率は、円建てで計算されています。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込)
- 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (円ベース)
- 日本国債・・・FTSE日本国債インデックス(円ベース)
- 先進国債・・・FTSE世界先進国債インデックス(円ベース)
- 新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX) (配当込) を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (円ベース) をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (円ベース) をMSCI INC.から、FTSE日本国債インデックス(円ベース) をFTSE Russellから、FTSE世界先進国債インデックス(円ベース) をFTSE Russellから、FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース) をFTSE Russellから、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

<ユーロクラス>

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

※ファンドは、分配を行わない予定であり、これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。

※ユーロクラスの年間騰落率は、ユーロ建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSA1インデックス(配当込)(ユーロベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(ユーロベース)

日本国債・・・FTSE日本国債インデックス(ユーロベース)

先進国債・・・FTSE世界先進国債インデックス(ユーロベース)

新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス(ユーロベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートによりユーロ換算しています。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSA1インデックス(配当込)(ユーロベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(ユーロベース)をMSCI INC.から、FTSE日本国債インデックス(ユーロベース)をFTSE Russellから、FTSE世界先進国債インデックス(ユーロベース)をFTSE Russellから、FTSE新興国市場国債インデックス(ユーロベース)をFTSE Russellから、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<豪ドルクラス>

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

※ファンドは、分配を行わない予定であり、これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。

※豪ドルクラスの年間騰落率は、豪ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (豪ドルベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (豪ドルベース)

日本国債・・・FTSE日本国債インデックス(豪ドルベース)

先進国債・・・FTSE世界先進国債インデックス(豪ドルベース)

新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX) (配当込) を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (豪ドルベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (豪ドルベース)をMSCI INC.から、FTSE日本国債インデックス(豪ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE世界先進国債インデックス(豪ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE新興国市場国債インデックスをFTSE Russellから、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込金額に応じて、次に掲げる率を申込金額に乗じて得た額とします。

円クラス

申込金額	申込手数料 (税込)
1,000万円未満	申込金額の2.20% (税抜2.00%)
1,000万円以上5,000万円未満	申込金額の1.65% (税抜1.50%)
5,000万円以上1億円未満	申込金額の1.10% (税抜1.00%)
1億円以上3億円未満	申込金額の0.55% (税抜0.50%)
3億円以上	申込金額の0.275% (税抜0.25%)

米ドルクラス、ユーロクラスおよび豪ドルクラス

申込金額	申込手数料 (税込)
10万米ドル / ユーロ / 豪ドル未満	申込金額の2.20% (税抜2.00%)
10万米ドル / ユーロ / 豪ドル以上 50万米ドル / ユーロ / 豪ドル未満	申込金額の1.65% (税抜1.50%)
50万米ドル / ユーロ / 豪ドル以上 100万米ドル / ユーロ / 豪ドル未満	申込金額の1.10% (税抜1.00%)
100万米ドル / ユーロ / 豪ドル以上 300万米ドル / ユーロ / 豪ドル未満	申込金額の0.55% (税抜0.50%)
300万米ドル / ユーロ / 豪ドル以上	申込金額の0.275% (税抜0.25%)

詳しくは、日本における販売会社にお問い合わせください。

購入時手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として、投資者が購入時に日本における販売会社に対して支払います。

(注1) 管理会社と日本における販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができます。

(注2) 申込手数料については、日本における販売会社の定める乗換優遇措置が適用される場合があります。

(注3) 円資金から該当通貨に交換したうえでお申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円 / 往復2円 (上限) がかかります。

(注4) 手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。

日本における販売会社が認めるトラストの他のシリーズ・トラストおよび / または他のクラスの受益証券との間で、スイッチングを行うことができます。スイッチング手数料はかかりません。

スイッチング請求に関しては、日本における販売会社において、スイッチング元クラスの受益証券の買戻請求と、スイッチング元クラスの受益証券の買戻しの日本における受渡日以降におけるスイッチング先クラスの受益証券の買付申込みを受益者より一括して受注され、個々に行う取引として処理されます。なお、インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われません。

日本における販売会社はスイッチングの取扱いを停止する場合があります。

(2) 【買戻し手数料】

買戻し手数料はかかりません。

(3) 【管理報酬等】

ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総報酬は、純資産総額の年率1.215%となります。

管理会社報酬

管理会社は、報酬代行会社報酬(以下に定義されます。)から毎月後払いされる運用報酬として、年間5,000米ドルを受け取る権利を有します。疑義を避けるために付言すると、管理会社は、管理会社報酬の支払いの削減または免除を自己の裁量で決定することができます。

管理会社報酬は、ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務の対価として管理会社に支払われます。

受託会社報酬

受託会社は、報酬代行会社により報酬代行会社報酬から毎年前払いされる10,000米ドルの年間固定報酬を受け取る権利を有します。受託会社はまた、業務の遂行に伴い適切に発生した全ての負担した適切な経費および支出に関して報酬代行会社により報酬代行会社報酬から支払いを受ける権利を有します。

受託会社報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、以下の段階的な資産ベースで計算される報酬を受け取る権利を有します。まず、純資産総額の5億米ドル以下に対して年率0.07%、次に、5億米ドル超10億米ドル以下に対して年率0.06%、そして、10億米ドル超の金額に対して年率0.05%となります。これらは、いずれも各評価日時点で発生および計算されますが、最低月額報酬は、3,750米ドルです。管理事務代行会社は、報酬代行会社により報酬代行会社報酬から四半期ごとに後払いで報酬を受け取る権利を有します。また、管理事務代行会社は、業務の遂行に伴い適切に負担した全ての経費に関して、報酬代行会社により報酬代行会社報酬から支払いを受ける権利を有します。

管理事務代行報酬は、ファンドの登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

保管会社報酬

保管会社は、保管業務の提供に対する報酬(以下「保管会社報酬」といいます。)を受け取る権利を有します。保管会社報酬は、ファンドの勘定ために担保として保有される資産の種類を含む要因に従って計算されます。保管会社に対し支払われる報酬の詳細は、個別の料金表に記載されており、その写しは請求に応じて入手できます。保管会社はまた、業務の遂行に伴い適切に発生した全ての負担した経費に関して、報酬代行会社により報酬代行会社報酬を用いて支払金を受ける権利を有します。

保管会社報酬は、ファンドの資産の保管業務の対価として保管会社に支払われます。

販売報酬

各クラスの受益証券に関して、日本における販売会社は、該当するクラスの受益証券に帰属する純資産総額の年率0.85%に、日本における販売会社が受益者である当該クラスの受益証券の発行済受益証券を当該クラスの受益証券の発行総数で割った商を乗じて計算される報酬(以下「販売報酬」といいます。)を受け取る権利を有し、同報酬は、各評価日時点で発生および計算され、毎月後払いされます。販売報酬は、報酬代行会社によって報酬代行会社報酬から支払われます。

販売報酬は、受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド管理の業務等の対価として日本における販売会社に支払われます。

代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日時点で発生および計算される、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.01%の報酬を受け取る権利を有します。代行協会員報酬は、報酬代行会社によって報酬代行会社報酬から支払われます。

代行協会員報酬は、ファンド証券の(1口当たりの)純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への交付業務等の対価として代行協会員に支払われます。

報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、各評価日時点で発生および計算される純資産総額の年率1.215%の報酬(以下「報酬代行会社報酬」といいます。)を受領する権利を有します。報酬代行会社報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

報酬代行会社は、一定のファンドの継続的な運営コストおよび費用(以下「通常経費」といいます。)を支払う責任を有します。通常経費には、設立費用、管理会社報酬、受託会社報酬、管理事務

代行報酬、保管会社報酬、監査報酬、販売報酬、代行協会員報酬、ならびに報酬代行会社の合理的な判断において通常のコストおよび経費であると決定される以下のコストおよび経費を含みます。

- (i) 監査報酬および費用に含まれない法律顧問および監査費用
- (ii) ファンドまたはトラストについて政府機関および諸官庁に支払う年間手数料
- (iii) 保険料
- (iv) 英文目論見書および英文目論見書補遺ならびにこれに類するその他の募集書類の作成に関わる費用、当該文書の作成、印刷、翻訳、および交付に関わる費用
- (v) 税務申告
- (vi) 投資者サービスおよび受益者総会、確認、財務報告ならびにその他の報告、委任状に関わる通信費用
- (vii) マネー・ロンダリング防止の遵守および監視に関する費用、ファンドの経済的実体に関する費用
- (viii) ファンドの終了または清算に関する費用

疑義を避けるために付言すると、報酬代行会社は、担保付スワップに関わる費用、証券取引に関わるブローカー報酬、有価証券の購入・処分に関する税金、法務または補償費用、ライセンス供与、税金ならびに通常は発生しないと管理会社が判断するその他の臨時費用および諸費用の支払いには、責任を負いません。本書において規定されているその他の費用は、別段の定めがない限り、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

通常経費のうち、報酬代行会社報酬を上回る金額は、報酬代行会社が支払う義務を負います。通常経費の支払後の残額については、報酬代行会社がファンドについて報酬代行会社として行為することの報酬として保持します。

報酬代行会社報酬は、実日数を1年を365日とした日割計算により毎日発生し、当初の期間のみについては2022年10月12日(以下「設定日」といいます。)、その他の期間については四半期ごとに到来し、担保付スワップ・カウンターパーティーとの間で締結される関連する取引確認書に当該日として記載されている日(以下それぞれ「報酬計算日」といいます。)から(同日を含みません。)、最終の期間以外の全ての期間については次回の報酬計算日、最終期間については最終買戻日または当該日が評価日ではない場合直前の評価日(以下「最終評価日」といいます。)まで(同日を含みます。)に発生する金額が四半期ごとに後払いされます。

疑義を避けるために付言すると、最終評価日が報酬計算日ではない場合、最終発生期間は、最終評価日に終了するものとします。

報酬代行会社報酬は、各報酬計算日および最終評価日から10国内営業日後の日以前に支払われます。

報酬代行会社報酬は、管理会社報酬等の支払い代行業務の対価として報酬代行会社に支払われません。

2025年12月31日に終了した会計期間における上記の各手数料は以下のとおりです。

報酬代行会社報酬 2,284,300米ドル

(4) 【その他の手数料等】

その他の手数料および費用

ファンドを含むトラストのシリーズ・トラストは、以下の費用および手数料をさらに負担します。

- (a) シリーズ・トラストのために実行された全ての取引のコストおよび手数料
- (b) 関連したシリーズ・トラストの管理のコストおよび手数料(以下を含みます。)
 - (i) 法務および税務の専門家ならびに監査人の報酬および費用
 - (ii) 委託手数料(もしあれば)および証券取引に関して課税される発行税または譲渡税
 - (iii) 副資産保管会社報酬および費用
 - (iv) 政府または当局に対して支払われる全ての税金および法人手数料

- (v) 借入れにかかる利息
- (vi) 投資者向けサービスに関連した通信費ならびに当該シリーズ・トラストの受益者総会の準備、財務およびその他の報告書、委任状、目論見書、販売用資料および文献、およびこれらに類する資料ならびにそれらの翻訳の印刷および配布の費用
- (vii) 保険の費用(もしあれば)
- (viii) 訴訟および補償費用ならびに通常の事業活動で発生しない臨時費用
- (ix) 登録サービスの提供
- (x) 財務書類の準備および純資産総額の計算
- (xi) コーポレート・ファイナンスまたは当該シリーズ・トラストの組成および通知、小切手、計算書等の配布に関連したコンサルタント報酬を含む他の全ての設立および運営費用
- (xii) あらゆる政府税、物品税および消費税、管理会社、受託会社もしくははその他サービス提供者に対して提供され、またはこれらから提供を受けるサービスに関連して支払われる登録料
- (xiii) 基本信託証書に基づき受託会社、監査人、管理会社(および適法に任命された代理人)に補償するために必要な金額
- (xiv) 基本信託証書に基づく、それぞれの義務および職務の適切な履行の結果として、管理会社または信託会社もしくははそれらの代理人が適切かつ合理的に負担したその他の全ての費用、手数料または報酬
- (xv) 基本信託証書においてシリーズ・トラストの財産から支払われることが明示的に規定されているその他の費用、手数料および報酬

このような費用および手数料が特定のシリーズ・トラストに直接起因しない場合、各シリーズ・トラストは、それぞれの純資産総額に比例して、費用および手数料を負担します。

設立費用

設立費用は、以下を含みます。

- (i) 受益証券の発行に関わる募集費用(募集書類の作成および提出に関する手数料、ならびにかかる書類の印刷、翻訳および交付に関する費用を含みますが、これに限りません。)ならびにファンドの販売に関わる手数料(もしあれば)、ならびに
- (ii) 当初発生したものを除く、ファンドの設立、各種サービス提供会社の任命および受益証券の募集に関わるその他の費用。

かかる費用、経費は、報酬代行会社によって報酬代行会社報酬を用いて支払われます。

監査報酬

監査人は、監査業務の提供に対して報酬を受け取る権利を有します。監査報酬は、報酬代行会社により報酬代行会社報酬から支払われます。

その他の留意すべき費用・手数料

本戦略の0.045%の戦略構築費用が月次で実質的に控除されます。

その他の費用・手数料につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、買戻し、償還、譲渡、売却その他の処分に伴う税金等の取扱いについて専門家に相談することが推奨されます。

日本

2026年5月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

- I ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができません。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2048年1月1日以後は20.15% (所得税15.15%、住民税5%)の税率となります。)。日本の個人受益者は、申告不要とすることも、配当所得として確定申告することもできます。申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)の税率が適用されます(2048年1月1日以後は20.15% (所得税15.15%、住民税5%)の税率となります。)。なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本において同じです。)の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。
- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2048年1月1日以後は所得税のみ15.15%の税率となります。)
- (5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2048年1月1日以後は20.15% (所得税15.15%、住民税5%)の税率となります。)であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2048年1月1日以後は20.15% (所得税15.15%、住民税5%)の税率となります。)の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

税制等の変更により上記に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現在の法律に基づき、ファンドまたは受益者に対する一切の所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税もしくは源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、(トラストまたはファンドに係る受託会社へなされる全ての支払いまたは受託会社が行う全ての支払いに適用される)いかなる国との二重課税回避条約の当事国でもありません。本書提出日付現在、ケイマン諸島には一切の為替管理が存在しません。

受託会社は、トラストの設立日より50年間、所得、資本資産、利得または増収に課される一切の遺産税または相続税の性質を有する一切の税金を課税する今後制定されるケイマン諸島の一切の法律が、トラストに含まれる一切の資産もしくはトラストから発生する所得に対し、またはかかる資

産もしくは所得に関し、受託会社または受益者に適用されない旨の誓約を、ケイマン諸島信託法(その後の改正を含みます。)第81条に基づき、ケイマン諸島総督から受領しています。ケイマン諸島では、受益証券の譲渡、買戻しまたは償還について一切の印紙税は課されません。

5 【運用状況】

管理会社が管理するファンドの運用状況は次のとおりです。

(1) 【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

<米ドルクラス>

(2026年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
担保付スワップ	英国	67,391,919	100.0
現預金・その他の資産 (負債控除後)		5,547	0.0
合計 (純資産総額)		67,397,466 (約10,810百万円)	100.0

<円クラス>

(2026年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
担保付スワップ	英国	5,959,841,913	100.0
現預金・その他の資産 (負債控除後)		-1,053,002	0.0
合計 (純資産総額)		5,958,788,911	100.0

<ユーロクラス>

(2026年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (ユーロ)	投資比率 (%)
担保付スワップ	英国	1,955,856	100.0
現預金・その他の資産 (負債控除後)		204	0.0
合計 (純資産総額)		1,956,060 (約367百万円)	100.0

<豪ドルクラス>

(2026年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (豪ドル)	投資比率 (%)
担保付スワップ	英国	12,574,392	100.0
現預金・その他の資産 (負債控除後)		1,298	0.0
合計 (純資産総額)		12,575,690 (約1,437百万円)	100.0

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません(2026年4月末現在)。

【投資不動産物件】

該当事項はありません(2026年4月末現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

(2026年4月末日現在)

順位	種類	戦略	満期日	カウンターパーティ	時価	通貨
1	担保付スワップ	グローバル・セレクト・ キャリア戦略ファンド 米ドルクラス	2027年3月1日	ユービーエス・ エイ・ジー ロンドン支店	67,391,919	米ドル
2	担保付スワップ	グローバル・セレクト・ キャリア戦略ファンド 円クラス	2027年3月1日	ユービーエス・ エイ・ジー ロンドン支店	5,959,841,913	円
3	担保付スワップ	グローバル・セレクト・ キャリア戦略ファンド 豪ドルクラス	2027年3月1日	ユービーエス・ エイ・ジー ロンドン支店	12,574,392	豪ドル
4	担保付スワップ	グローバル・セレクト・ キャリア戦略ファンド ユーロクラス	2027年3月1日	ユービーエス・ エイ・ジー ロンドン支店	1,955,856	ユーロ

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2025年5月1日から2026年4月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次の通りです。

<米ドルクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル (千ドル)	円(百万円)	米ドル	円
第1会計年度末 (2023年12月31日)	62,825	10,077	10.89	1,747
第2会計年度末 (2024年12月31日)	135,958	21,806	10.75	1,724
第3会計年度末 (2025年12月31日)	78,814	12,641	11.10	1,780
2025年5月末日	109,314	17,533	10.56	1,694
6月末日	109,281	17,528	10.62	1,703
7月末日	105,436	16,911	10.69	1,715
8月末日	101,247	16,239	10.74	1,723
9月末日	95,984	15,395	10.81	1,734
10月末日	91,605	14,693	10.91	1,750
11月末日	82,382	13,213	10.99	1,763
12月末日	78,814	12,641	11.10	1,780
2026年1月末日	76,448	12,261	11.14	1,787
2月末日	72,137	11,570	11.29	1,811
3月末日	68,777	11,031	11.26	1,806
4月末日	67,397	10,810	11.57	1,856

<円クラス>

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円(千円)	円
第1会計年度末 (2023年12月31日)	17,014,811	1,027
第2会計年度末 (2024年12月31日)	14,587,152	971
第3会計年度末 (2025年12月31日)	6,626,978	965
2025年5月末日	9,976,889	939
6月末日	9,460,015	941
7月末日	8,753,934	944
8月末日	8,084,043	946
9月末日	7,644,283	949

10月末日	7,375,098	955
11月末日	7,003,017	959
12月末日	6,626,978	965
2026年1月末日	6,191,605	967
2月末日	6,172,995	977
3月末日	6,009,223	972
4月末日	5,958,789	997

<ユーロクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	ユーロ (千ユーロ)	円(百万円)	ユーロ	円
第1会計年度末 (2023年12月31日)	2,823	529	10.64	1,994
第2会計年度末 (2024年12月31日)	3,480	652	10.35	1,939
第3会計年度末 (2025年12月31日)	2,045	383	10.47	1,962
2025年5月末日	2,353	441	10.09	1,891
6月末日	2,266	425	10.13	1,898
7月末日	2,224	417	10.17	1,906
8月末日	2,227	417	10.21	1,913
9月末日	2,259	423	10.25	1,921
10月末日	2,085	391	10.32	1,934
11月末日	2,056	385	10.38	1,945
12月末日	2,045	383	10.47	1,962
2026年1月末日	2,044	383	10.49	1,966
2月末日	2,037	382	10.62	1,990
3月末日	1,994	374	10.57	1,981
4月末日	1,956	366	10.85	2,033

<豪ドルクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル (千豪ドル)	円(百万円)	豪ドル	円
第1会計年度末 (2023年12月31日)	13,416	1,533	10.74	1,227
第2会計年度末 (2024年12月31日)	22,934	2,621	10.47	1,197
第3会計年度末 (2025年12月31日)	14,805	1,692	10.73	1,226
2025年5月末日	17,707	2,024	10.24	1,170
6月末日	16,167	1,848	10.30	1,177
7月末日	15,628	1,786	10.36	1,184
8月末日	15,430	1,763	10.41	1,190
9月末日	15,519	1,774	10.47	1,197
10月末日	15,561	1,778	10.56	1,207
11月末日	15,107	1,726	10.64	1,216
12月末日	14,805	1,692	10.73	1,226
2026年1月末日	14,253	1,629	10.78	1,232
2月末日	12,862	1,470	10.92	1,248
3月末日	12,381	1,415	10.89	1,245
4月末日	12,576	1,437	11.20	1,280

(注) 上記「純資産総額」および「1口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で算出された純資産総額および1口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

下記会計年度における収益率の推移は次のとおりです。

<米ドルクラス>

期間	収益率(%)
第1会計年度 (2022年10月12日～2023年12月末日)	8.9
第2会計年度 (2024年1月1日～2024年12月末日)	-1.3
第3会計年度 (2025年1月1日～2025年12月末日)	3.3

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 各会計年度末日の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度の末日における受益証券1口当たりの純資産価格

第1会計年度については受益証券1口当たり当初発行価格(10.00米ドル)

<円クラス>

期間	収益率(%)
第1会計年度 (2022年10月12日～2023年12月末日)	2.7
第2会計年度 (2024年1月1日～2024年12月末日)	-5.5
第3会計年度 (2025年1月1日～2025年12月末日)	-0.6

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 各会計年度末日の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度の末日における受益証券1口当たりの純資産価格

第1会計年度については受益証券1口当たり当初発行価格(1,000円)

<ユーロクラス>

期間	収益率(%)
第1会計年度 (2022年10月12日～2023年12月末日)	6.4
第2会計年度 (2024年1月1日～2024年12月末日)	-2.7
第3会計年度 (2025年1月1日～2025年12月末日)	1.2

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 各会計年度末日の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度の末日における受益証券1口当たりの純資産価格

第1会計年度については受益証券1口当たり当初発行価格(10.00ユーロ)

<豪ドルクラス>

期間	収益率(%)
第1会計年度 (2022年10月12日～2023年12月末日)	7.4
第2会計年度 (2024年1月1日～2024年12月末日)	-2.5
第3会計年度 (2025年1月1日～2025年12月末日)	2.5

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 各会計年度末日の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度の末日における受益証券1口当たりの純資産価格

第1会計年度については受益証券1口当たり当初発行価格(10.00豪ドル)

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

<米ドルクラス>

期間	収益率(%)
2022年 (2022年10月12日～2022年12月末日)	1.9
2023年 (2023年1月1日～2023年12月末日)	6.9
2024年 (2024年1月1日～2024年12月末日)	-1.3
2025年 (2025年1月1日～2025年12月末日)	3.3
2026年 (2026年1月1日～2026年4月末日)	4.2

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末(2026年については4月末日)の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2022年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格(10.00米ドル)

<円クラス>

期間	収益率(%)
2022年 (2022年10月12日～2022年12月末日)	1.1
2023年 (2023年1月1日～2023年12月末日)	1.6
2024年 (2024年1月1日～2024年12月末日)	-5.5
2025年 (2025年1月1日～2025年12月末日)	-0.6
2026年 (2026年1月1日～2026年4月末日)	3.3

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末(2026年については4月末日)の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2022年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格(1,000円)

<ユーロクラス>

期間	収益率(%)
2022年 (2022年10月12日～2022年12月末日)	1.4
2023年 (2023年1月1日～2023年12月末日)	4.9
2024年 (2024年1月1日～2024年12月末日)	-2.7
2025年 (2025年1月1日～2025年12月末日)	1.2
2026年 (2026年1月1日～2026年4月末日)	3.6

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末(2026年については4月末日)の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2022年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格(10.00ユーロ)

< 豪ドルクラス >

期間	収益率 (%)
2022年 (2022年10月12日 ~ 2022年12月末日)	1.7
2023年 (2023年1月1日 ~ 2023年12月末日)	5.6
2024年 (2024年1月1日 ~ 2024年12月末日)	-2.5
2025年 (2025年1月1日 ~ 2025年12月末日)	2.5
2026年 (2026年1月1日 ~ 2026年4月末日)	4.4

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末 (2026年については4月末日) の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2022年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格 (10.00豪ドル)

(参考情報)

基準価額および純資産の推移

<米ドルクラス>



※ファンドは、分配を行わない予定であり、これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。以下同じです。

<円クラス>



<ユーロクラス>



<豪ドルクラス>



収益率の推移

<米ドルクラス>



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末 (2026年については4月末日) の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2022年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格(10.00米ドル)

<円クラス>



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末 (2026年については4月末日) の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2022年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格(1,000円)

<ユーロクラス>



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末 (2026年については4月末日) の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2022年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格(10.00ユーロ)

<豪ドルクラス>



(注) 収益率 (%) = $100 \times \frac{a - b}{b}$

a = 暦年末 (2026年については4月末日) の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2022年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格(10.00豪ドル)

(4)【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

<米ドルクラス>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (2022年10月12日～ 2023年12月末日)	6,507,216 (6,507,216)	690,860 (690,860)	5,816,356 (5,816,356)
第2会計年度 (2024年1月1日～ 2024年12月末日)	9,105,983 (9,105,983)	2,275,607 (2,275,607)	12,646,732 (12,646,732)
第3会計年度 (2025年1月1日～ 2025年12月末日)	1,113,874 (1,113,874)	6,660,745 (6,660,745)	7,099,861 (7,099,861)

(注) ()の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

<円クラス>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (2022年10月12日～ 2023年12月末日)	20,285,445 (20,285,445)	3,604,017 (3,604,017)	16,681,428 (16,681,428)
第2会計年度 (2024年1月1日～ 2024年12月末日)	7,043,830 (7,043,830)	8,701,424 (8,701,424)	15,023,834 (15,023,834)
第3会計年度 (2025年1月1日～ 2025年12月末日)	41,436 (41,436)	8,198,833 (8,198,833)	6,866,437 (6,866,437)

(注) ()の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

<ユーロクラス>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (2022年10月12日～ 2023年12月末日)	271,686 (271,686)	5,072 (5,072)	266,614 (266,614)
第2会計年度 (2024年1月1日～ 2024年12月末日)	91,698 (91,698)	22,113 (22,113)	336,199 (336,199)
第3会計年度 (2025年1月1日～ 2025年12月末日)	3,307 (3,307)	144,235 (144,235)	195,271 (195,271)

(注) ()の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

<豪ドルクラス>

	販売口数	買戻口数	発行済口数

第 1 会計年度 (2022年10月12日 ~ 2023年12月末日)	1,442,931 (1,442,931)	193,787 (193,787)	1,249,144 (1,249,144)
第 2 会計年度 (2024年 1 月 1 日 ~ 2024年12月末日)	2,984,665 (2,984,665)	2,043,464 (2,043,464)	2,190,345 (2,190,345)
第 3 会計年度 (2025年 1 月 1 日 ~ 2025年12月末日)	7,094 (7,094)	817,761 (817,761)	1,379,678 (1,379,678)

(注) () の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における販売手続等

各クラスの受益証券は、最低申込みに従い、各取引日に、該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格と同額で、募集に供されます。当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格は当該取引日(当該取引日が評価日ではない場合には直前の評価日)において計算されます。ファンドに支払われる申込手数料はありません。

投資家1人当たりの最低申込みは、以下のとおりです。

- (i) 米ドルクラスについては、100.00米ドルとし、その後、受益証券は0.01米ドル単位またはその他管理会社が単独の裁量により定める金額ごとに追加申込みが可能
- (ii) 円クラスについては、10,000円とし、その後、受益証券は1円単位またはその他管理会社が単独の裁量により定める金額ごとに追加申込みが可能
- (iii) ユーロクラスについては、100.00ユーロとし、その後、受益証券は0.01ユーロ単位またはその他管理会社が単独の裁量により定める金額ごとに追加申込みが可能
- (iv) 豪ドルクラスについては、100.00豪ドルとし、その後、受益証券は0.01豪ドル単位またはその他管理会社が単独の裁量により定める金額ごとに追加申込みが可能

米ドルクラス、ユーロクラスおよび豪ドルクラスにおいては、募集金額の総額は、0.005を切り上げて、小数点第2位に四捨五入します。円クラスにおいては、募集金額の総額は、0.5を切り上げて、円単位に四捨五入します。

管理会社は、一定の条件に従い、日本における販売会社または将来任命される日本における販売会社に対して、管理会社と当該販売会社の間で合意された口数の受益証券を日本の投資家に提供する権限を与えており、また与えることができます。

募集

取引日においてあるクラスの受益証券の購入を希望する投資者は、管理事務代行会社に、関連するクラスの受益証券の購入のための記入済みの申込書または簡易化した申込書(場合による)(およびあらかじめ提供されていない場合は、申込書に記載されるかかる投資者の身元を証明する書類および購入代金の出所)を関連する取引日の午後6時(日本時間)まで、または管理会社が独自の裁量で決定するその他の時間および/または日付までに管理事務代行会社が受領するように送付しなくてはなりません。受益証券は、関連する受益証券1口当たり純資産価格でかかる取引日に発行されます。当該時後に受領された申込書は、管理会社の裁量により、次の取引日まで持ち越され、受益証券が関連する当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格でかかる取引日に発行されます。

購入代金は、関連する取引日から4ファンド営業日以内の現金決済日に、申込者名義の口座からファンドの口座へ現金決済により電信送金で全額送金されなければなりません。米ドルクラスに関する支払いは米ドルでなければなりません。円クラスに関する支払いは日本円でなければなりません。ユーロクラスに関する支払いはユーロでなければなりません。豪ドルクラスに関する支払いは豪ドルでなければなりません。立替払いは認められません。

一般

全ての申込書は、申込書に記載されたファックス番号に宛てて管理事務代行会社にファックスで送付されます。

受益証券への申込者は、とりわけ、ファンドへの投資のリスクを評価するための知識、専門性および金融に関する事柄の経験を有すること、ファンドの投資資産への投資およびそれらの資産が保有および/または取引される方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドへの投資全部の損失を負担することができることを申込書において表明および保証しなければなりません。

受益証券は、該当する場合は関連する取引日に発行されます。申込みが受領された価格の詳細は、管理事務代行会社から関連する受益者により取得されることがあります。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社、管理会社もしくは正式に権限が与えられた取次人または代理人のいずれも、ファックスあるいは別の方法で送付された申込書の判読の難しさもしくは不受理の結果として生じた損害または正式に権限を与えられた者に署名されたと信じられた指示の結果として講じられた措置によって生じた損害の責任を負わないことに留意してください。

管理会社は、その絶対的な裁量で全体または一部の受益証券購入の申込を拒否する権利(適格投資家(注)でない者による申請を含みますが、これに限定されません。)を留保し、取引日に発行されたが上記の記入済み申込書および支払いが期限内に受理されなかった受益証券を、無償で強制的に買い戻すことができます。特に、支払いが上記の適用される支払期日までに全額決済資金で受領されなかった場合、管理会社は(受託会社との協議の後、)(申込者の期日支払いの不履行に関する権利に影響を与えることなく)かかる申込者に発行された受益証券の購入代金に関して、無償で強制的に買い戻すことができます。かかる強制買戻し(以下に定義されます。)の際に、かかる受益証券の申込者は、これに関して管理会社または受託会社に対して申立てを行う権利を有さないものとします。ただし、(i)かかる受益証券のかかる強制買戻しの結果として、純資産総額または受益証券1口当たり純資産価格の以前の計算は再開または無効にされないものとし、および(ii)管理会社は、かかる申込者にファンドの名義で、管理会社、受託会社および/または申込者の関連する決済期日までの支払いの不履行に係ると管理会社が判断するその他の受益者が被った損失を補償するために、管理会社が随時決定する強制買戻手数料を請求する権利を有します。かかる損失には、かかる申込みに関連して行われた事前投資に起因する損失を含みますが、これに限りません。管理会社は、全体または一部における絶対的な裁量権で受益証券への申込みを拒否することを決定することができますが、その場合、申込みの際に支払われた額またはその残高(場合による)は、可能な限り速やかに、かつ、申込者のリスクと費用で、(無利息で)返還されます。

受益証券の申込みが受け付けられると、受益証券は関連する取引日の営業終了時から有効に発行されたものとして取り扱われますが(場合による)、当該受益証券の申込者は、関連する取引日が経過するまで受益者登録簿(以下「登録簿」といいます。)に登録されない場合があります(場合による)。これにより、受益証券について申込者が支払った購入代金は、(該当する場合には)関連する取引日からファンドへの投資リスクにさらされます。

マネー・ロンダリング防止ならびにテロリストおよび拡散金融への対策のための法令を遵守するため、受託会社は手続を採用および維持することが必要であり、受益証券の申込者に身元、その実質的所有者/支配者(該当する場合)の身元および資金の出所を証明するための証拠を提供することを求めることができます。受託会社はまた、許可を受け、特定の条件に従う場合には、管理事務代行会社を含む適任者にこれらの手続(デュー・デリジェンス情報の取得を含みます。)の維持を依頼することができます。

受託会社またはその代理人は受託会社のために、受益者(申込者または譲受人等)の身元、その実質的所有者/支配者(該当する場合)の身元および購入代金の出所を証明するために必要な情報を請求する権利を留保します。事情が許せば、受託会社またはその代理人は、適用法の下で関連する免除の適用がある場合は、申込みに際し完全なデュー・デリジェンスを要求しないで納得することができます。しかし、受益証券に関する収益の支払いまたはその譲渡の前に詳細な証明情報が必要となることがあります。

申込者側に証明を目的として要請された情報の提示の遅延または不履行があった場合、受託会社、管理会社または代理人は申込みの受理を拒否することができ、または申込みが既に行われている場合、信託証書、英文目論見書および英文目論見書補遺の条件に従って受益証券の発行を停止しまたは買い戻すことができます。この場合、受領した資金は、法律で認められる最大限の範囲で、申込人の費用およびリスク負担により、引き落としが行われた口座に無利息で返却されます。

受託会社、管理会社またはその代理人はまた、かかる受益者への買戻金または分配金の支払いが適用法令に違反する可能性があるかと疑うまたは助言を受けた場合もしくはかかる拒否が受託会社、管理会社または管理事務代行会社の適用法令の遵守を保証するために必要または適切とみなされる場合、受益者に対して買戻金または分配金を支払うことを拒否する権利を留保します。

ケイマン諸島に在する者で、ある者が犯罪行為に関わっているまたはテロもしくはその特性を持つものに関与していると知っているもしくは疑っているまたはいずれかへの合理的な理由があり、その知識または疑いに関する情報が規制されたセクターでの事業またはその他の取引、職業、事業もしくは雇用の中で目に留まるようになった場合、その者はかかる情報または疑いを(i)犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関する開示の場合はケイマン諸島の犯罪収益に関する法律(改正済)に従いケイマン諸島フィナンシャル・レポーティング・オーソリティ(以下「FRA」といいます。)または(ii)テロへの関与もしくはテロへの資金調達に関する開示の場合はケイマン諸島のテロリズム法(改正済)に従い捜査もしくはそれより上級の警察官またはFRAに報告しなくてはなりません。かかる報告は、秘密漏洩または法律あるいはその他により課せられた情報開示の制限への違反として扱われないものとしします。

CIMAは、随時改正されるケイマン諸島マネー・ロンダリング防止規則(改正済)の所定の規定のファンドによる違反に関してはファンドに対し、また、ファンドの受託者または役員で当該違反に同意もしくは共謀した者、または当該違反がその懈怠に帰属することが証明された者に対し、多額の過料を課す裁量権を有しています。ファンドが当該過料を支払わなければならない限りにおいて、ファンドは、当該過料および関連する手続の費用を負担します。

購入により、申込者は、自ら、ならびにその実質的所有者および支配者を代理して、受託会社、管理会社、日本における販売会社および/または管理事務代行会社による、ケイマン諸島および/またはその他の法域内でのマネー・ロンダリング、税務情報の交換、規制および類似の事柄に関連する請求に応じた、監督官およびその他に対する申込者に関する全ての情報の開示に同意します。

記入済みの申込書が管理事務代行会社に一旦受理されると、管理会社が受託会社との協議後一般的にまたは特殊な場合において決定しない限り、取消不能です。管理事務代行会社は、記入済みの申込書の原本ならびに申込者の身元、購入代金および(当初募集期間に購入がなされた購入代金に関する)決済資金の出所を証明するために必要な全ての書類の受領を条件として、受理された申込者に対し、権利が帰属することの確認書を発行します。管理事務代行会社が確認書を発行する前に申込者の追加情報を必要とすると判断した場合は、管理事務代行会社は申込者に通知し、必要な情報を要請します。

全ての受益証券は、登録受益証券です。受益者の資格は、受益証券ではなくファンドの受益者名簿により証明されます。

(注)「適格投資家」とは、以下のいずれにも該当しない個人、法人または法主体をいいます。以下同じです。

- (a) 米国の市民もしくは居住者、米国において設立され、もしくは存続するパートナーシップ、もしくは米国の法律に基づいて設立され、もしくは米国において存続する会社、信託もしくはその他の法主体、または米国人(1933年米国証券法下のレギュレーションS(その後の改正を含む。)において定義されます。)、もしくは当該米国人の利益のためにファンド証券を保有もしくは保有しようとする個人、会社もしくは法主体、
- (b) ケイマン諸島に居住もしくは所在する者(慈善信託もしくは能力の対象または免税もしくは非居住のケイマン諸島の会社を除きます。)、
- (c) 適用法令に違反せずにファンド証券に申込み、もしくは保有することができないもの、または、
- (d) 欧州経済領域の加盟国に居住し、もしくは登記上の事務所を持つもの、
- (e) 上記(a)から(d)までに記載される個人、会社もしくは法主体の保管人、名義人もしくは受託者、および/または、ファンドに関して、随時、管理会社が、受託会社の同意を得て、特定もしくは指定するその他の個人、会社もしくは法主体。

投資者資金規制

管理事務代行会社は、投資者資金規制に従い、ファンドのための回収口座を維持しており、当該回収口座は投資者の申込み、買戻しおよび配当金を管理する目的で使用されています。管理事務代行会社は、かかる金員が投資者以外の金員から分離して保有されること、投資者の資金がその記録の中で明確に特定できること、また帳簿および記録が各投資者により保有されている投資者の資金について各投資者のために常に正確に記録されることを確保する責任を有しています。買戻しまたは分配金の支払いに先立ち、これらの口座の金額に対して利息が支払われることはありません。回収口座中の投資者の資金に発生した利息は、ファンドの利益のために使用され、かつ定期的にファンドに配分され

てかかる配分実施時に受益者の利益のために使用されます。回収口座中の投資者資金に発生する未払利息/未収利息は、定期的にファンドのために用いられます。

制裁

ファンドは、適用ある制裁措置の対象となる法人、個人、組織および/または投資対象との取引を制限する法律に服しています。

これにより、受益証券の申込者は、自ら、および(もしあれば)自らの実質的所有者、支配者または権限者(以下「関係者」といいます。)が自ら知り信じる限りにおいて、(i)国際連合、米国財務省外国資産管理室(以下「OFAC」といいます。)、日本の財務省に保持され、または欧州連合(以下「EU」といいます。)および/もしくは英国(以下「UK」といいます。)の規制(UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。)ならびに/またはケイマン諸島の規制に従った制裁対象の法人もしくは個人のリストに掲載されていないこと、(ii)国際連合、OFAC、日本の財務省、EU、UKおよび/もしくはケイマン諸島が適用する制裁に関連する国または地域に運用上の拠点を有しておらず、かつ居住していないこと、また(iii)その他国際連合、OFAC、日本の財務省、EU、UK(UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。)もしくはケイマン諸島により課される制裁の対象(以下あわせて「制裁対象」といいます。)となっていないことを継続的に表明および保証することが求められます。

申込者または関係者が制裁対象である、または制裁対象となった場合、受託会社および管理会社は、直ちにかつ申込者への通知をすることなく、かかる申込者および/もしくはかかる申込者の受益証券を対象とするその後の取引を、当該申込者または関係者(適用ある場合)が制裁対象に該当しなくなるまで停止する、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するよう求められる場合があります(以下「制裁対象者事由」といいます。)。受託会社、管理会社および管理事務代行会社は、制裁対象者事由の結果、申込者により発生した負債、費用、経費、損害および/または損失(直接的、間接的もしくは結果的損失、喪失利益、利益の減少、信用の毀損ならびに全ての金利、罰金および訴訟費用その他全ての専門家に要する費用や経費を含みますが、これらに限りません。)に対して一切の責任を有しません。

さらに、ファンドの勘定で行われた投資がその後適用される制裁対象となった場合、ファンドは適用される制裁措置が解除されるか、適用法の下で取引を継続するための許可が得られるまで、申込者への通知なしに直ちにその投資に関するさらなる取引を停止することができます。

情報の要請

受託会社、管理会社またはケイマン諸島に所在する代理人は、適用法に基づく規制または政府の当局または機関による情報の要請により、情報提供せざるを得なくなる可能性があります。例えば、金融庁法(その後の改正を含みます。)に基づく、CIMAによる、CIMAまたは海外の一般に認められる規制当局のためのもの、または税務情報庁による、税務情報法(その後の改正を含みます。)および関連する規制、合意、協定および覚書に基づくものです。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とみなされず、特定の場合には、受託会社、管理会社もしくは取締役または代理人は、そのような要求があったことを公表することを禁じられる可能性があります。

責任の制限

作為もしくは不作為、第三者の行為もしくは怠慢、またはその他一切の事柄に関するものであるか否かにかかわらず、受託会社および管理会社を責任から解放する基本信託証書の規定は、基本信託証書に基づいて委託がなされた者に対し、その者の利益のため、等しく適用されます。

ケイマン諸島におけるデータ保護

ケイマン諸島の政府は、2017年5月18日に2017年データ保護法(改正済)(以下「DPA」といいます。)を制定しました。DPAは、国際的に認められたデータプライバシーの原則に基づき、受託会社および管理会社の法的な要件を概説しています。

受託会社および管理会社は、DPAに基づく、受託会社および管理会社のデータ保護に関する義務ならびに投資者(および投資者と関係する個人)のデータ保護に関する権利の概要を記した書類(以下「ファンド・プライバシー通知」といいます。)を作成しました。ファンド・プライバシー通知は、申込書に含まれます。

潜在的投資者は、ファンドへの投資、ならびにそれに伴う受託会社、管理会社およびそのまたはこれらの関連会社および/または代理人との連絡(申込書への記入、および該当する場合には電子通信もしくは電話の記録を含みます。)の結果、または受託会社もしくは管理会社に対して、投資者と関係する個人(例えば取締役、受託者、従業員、代表、株主、投資家、顧客、実質的所有者または代行者)の個人情報を提供した結果、かかる個人が、受託会社、管理会社ならびにそのまたはこれらの関連会社および/または代理人(管理事務代行会社を含みますが、これに限定されません。)に、DPAの規定における個人データに該当する特定の個人情報を提供することになる点に留意するべきです。受託会社は、かかる個人データに関してデータ管理者として行動するものとします。管理事務代行会社等を含む関連会社および/または代理人ならびに管理会社は、データ処理者として(または状況によっては自らの権限でデータ管理者として)行動することができます。

ファンドに投資することおよび/またはファンドへの投資を継続することにより、投資者は、ファンド・プライバシー通知を細部まで読み理解し、ファンド・プライバシー通知に、ファンドへの投資に関連する範囲におけるデータ保護に係る権利および義務の概要が記載されていることを了解したとみなされるものとします。関連する表明および保証は、申込書に含まれます。

DPAを監督することは、ケイマン諸島の行政監察機関の責任です。受託会社がDPAに違反した場合、行政監察官によって強制的な措置がとられることがあり、かかる措置には、改善命令、課徴金または刑事訴追への付託が含まれます。

(2) 日本における販売手続等

日本においては、本書「第一部 証券情報 - (7) 申込期間」に記載される期間中、本書「第一部 証券情報」に従って日本における販売会社により取扱いが行われます。各取引日の午後3時(日本時間)までに申込みが行われ、かつ日本における販売会社所定の事務手続が完了したものを、当該取引日の申込みとして取り扱います。申込期間は、かかる期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

販売の単位は下記のとおりです(日本における販売会社によりこれと異なる取扱いをする場合があります。詳細は日本における販売会社にお問い合わせください。)。

(最低当初申込み)

米ドルクラス：3,000米ドル以上0.01米ドル単位

円クラス：50万円以上1円単位

ユーロクラス：3,000ユーロ以上0.01ユーロ単位

豪ドルクラス：3,000豪ドル以上0.01豪ドル単位

(追加申込み)

米ドルクラス：100米ドル以上0.01米ドル単位

円クラス：1万円以上1円単位

ユーロクラス：100ユーロ以上0.01ユーロ単位

豪ドルクラス：100豪ドル以上0.01豪ドル単位

申込金額および申込手数料は、各クラスの基準通貨により、国内約定日から起算して3国内営業日目までに支払うものとします。外貨建投資信託の場合は、売買、償還等にあたり、円貨と外貨、または、異なる外貨間での交換をする際には、外国為替市場の動向に応じて日本における販売会社が決定した為替レートによるものとします。円資金から該当通貨に交換したうえで申込む場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)がかかります。買戻代金についても同じです。

日本における販売会社が認めるトラストの他のシリーズ・トラストおよび/または他のクラスの受益証券との間で、スイッチングを行うことができます。スイッチング手数料はかかりません。

スイッチング請求に関しては、日本における販売会社において、スイッチング元クラスの受益証券の買戻請求と、スイッチング元クラスの受益証券の買戻の日本における受渡日以降におけるスイッチング先クラスの受益証券の買付申込みを受益者より一括して受注され、個々に行う取引として処理されます。なお、インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われません。

日本における販売会社はスイッチングの取扱いを停止する場合があります。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

受益者は、各買戻日(以下に定義されます。)において、管理事務代行会社が購入代金を受領したあるクラスの受益証券について、管理事務代行会社に対し買戻請求を行うことができます。買戻請求を行うためには、受益者は、関連する買戻日の午後6時(日本時間)または管理会社はその単独の裁量で定めることができるその他の時点および/もしくは日(以下「買戻通知期限」といいます。)までに、買い戻される受益証券の口数および関連する受益証券のクラスが適切に記入された買戻通知(以下「買戻通知」といいます。)を、管理事務代行会社が受領できるよう、管理事務代行会社に提出しなければなりません。

受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日(当該買戻日が評価日でない場合は直前の評価日)において計算された該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格(以下「買戻価格」といいます。)です。受益証券に関連する買戻価格の詳細は、管理事務代行会社から関連する償還した受益者により取得されることがあります。

一度提出された買戻通知は、管理会社が受託会社と協議した後に別途決定しない限り、取消不能となります。

管理会社は、その単独の裁量により、買戻通知期限を過ぎて受領した買戻通知を翌買戻日まで持ち越し、当該受益証券を当該翌買戻日に、当該クラスの受益証券に適用される買戻価格で買い戻すことができます。

買戻通知が買戻通知期限までに受領された場合、以下に記載される場合を除き、関連する受益証券は、買戻価格で買い戻されます。買戻日において受益者が買戻しの請求ができる最低買戻口数は、管理会社その他の決定をしない限り、1口以上0.001口単位とします。買戻価格は、関連する買戻日(当該買戻日が評価日でない場合は直前の評価日)における当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格により計算されます。

該当法域におけるマネー・ロンダリング防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻通知を処理するために必要とみなす情報を請求する権利を有します。管理事務代行会社は、買戻しのため受益証券を提出した受益者が管理事務代行会社により請求された情報の提出を遅延もしくは怠った場合、または買戻通知の処理の拒否が受託会社または管理事務代行会社があらゆる法域におけるマネー・ロンダリング防止法等の遵守を確保するために必要である場合、かかる買戻通知の処理を拒否または買戻代金の支払いを遅延することができます。

買戻通知が受領されると、当該受益者が登録簿から削除されたか否か、買戻価格が決定され送金されたか否かにかかわらず、受益証券は該当する買戻日から有効に買い戻されたものとして取り扱われます。このため、該当する買戻日以降、受益者は受益者としての資格において、買戻対象の受益証券について信託証書に基づき発生する権利(ファンドの総会の通知を受領し、総会に出席しもしくは総会において投票する権利を含みます。)を行使する資格を喪失し、またこれを行ってすることができなくなります。ただし、(それぞれ買戻し対象となる受益証券について)買戻価格および該当する買戻日の前に宣言されたが未払いのままである分配を受領する権利を除きます。かかる買戻しを行う受益者は、買戻価格についてファンドの債権者となります。支払い不能により清算が行われる場合、買戻しを行う受益者は、通常の債務者の後位であり受益者の先位に位置付けられます。

「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない該当するクラスの受益証券の各取引日および/またはファンドもしくはあるクラスの受益証券について管理会社が随時決定するその他の日といえます。「ファンド障害事由」は、担保付スワップにおいて障害事由が生じた場合、または管理会社の単独の裁量により、担保付スワップについて価格を算定するための流動性もしくは実効性に悪影響を与えると判断されるその他の事由が生じた場合に発生したとみなされます。

買戻しの制限

管理会社が、受託会社との協議の上、ある買戻日の一または複数の買戻通知を履行するために必要となるファンドの(またはあるクラスの受益証券に帰属する)投資の清算が実行可能でないと判断した場合(担保付スワップの一部を適時に解消できない場合を含みます。)、または、これが受益者の利益を害すると判断した場合、管理会社は、受託会社との協議の上、受益者の買戻しの全部または一

部を延期する選択を行うことができます。この場合、かかる制限は、かかる買戻日に買戻しのため受益証券を提出することを希望する全ての受益者が、受益証券に対し同じ比率で買戻しが行われるように、比例按分して適用されます。

当該買戻日に買い戻されなかった受益証券に関する買戻通知は、その後関連する買戻通知期限までに受領された受益証券に関する全ての買戻通知と合わせて、翌買戻日まで繰り越され、かかる買戻通知の対象となる受益証券は、(同一の制限に従い、以下に規定のとおり)買戻されます。買戻通知が繰り越された場合、その後の買戻日に、繰り越された期間の長さに基づき、繰り越された買戻通知に対して買戻しの優先権が与えられます。

買戻通知のうち延期された部分は、それが処理されるまでファンドへの投資を続けるため、純資産総額の増減は継続します。その結果、請求された買戻日における該当クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、かかる買戻通知が履行された日における当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格とは異なる場合があります。単一の買戻通知で、一または複数の買戻日にわたって買戻しが行われ、各買戻しはその都度大きく異なる買戻価格で買い戻されることもあります。

停止

受託会社は、下記の「3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況が発生した場合、管理会社と協議の上、純資産総額の計算(すなわち、あるクラスの受益証券1口当たり純資産価格)および/またはいずれかのクラスの受益証券の買戻しおよび/または購入を停止し、ならびに/または受益証券の買戻請求をした者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。

ファンド障害事由が発生した際にも停止を宣言することができます。受益証券に係る全ての支払いは、「純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況およびファンド障害事由が終了するまで停止されることがあります。

上記の記載に加え、以下の事由が発生した場合、停止を宣言することができます。

- (i) 本戦略の原資産の全部または相当部分が上場されている金融商品取引所が閉鎖されている、または取引が制限されている場合
- (ii) 管理会社と協議を行った上で、受託会社の意見において、(x)本戦略の原資産の処分、または(y)当該処分代金の移転が、合理的な方法により実行できない、もしくは当該処分の実行が受益者の最善の利益とはならない場合
- (iii) 管理会社と協議を行った上で、受託会社の意見において、公正かつ合理的な方法により純資産総額を計算することができない場合
- (iv) 受託会社および/または管理会社のオフィスまたは運営が、テロ、パンデミックまたは天災等に起因して、相当に妨げられまたは閉鎖される場合
- (v) 受託会社および/または管理会社にファンドの投資資産の大部分を清算させるまたはファンドの終了を準備させる事由が発生した場合

買戻手続

買戻通知は、買戻通知に記載されたファックス番号に宛てて管理事務代行会社にファックスで送付されなければなりません。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社またはその適式に授権された代理人もしくは受任者のいずれも、ファックスまたはその他の方法により送付された買戻通知の判読不能または未受領の結果として生じる損失について何らの責任も負いません。

決済

買戻代金の決済は、該当する買戻日から4ファンド営業日以内の現金決済日に受益者に対し電信送金により支払われます。米ドルクラスに関する受益者に対する支払いは、米ドル建てで、電信送金により行われます。円クラスに関する支払いは、日本円建てで行われます。ユーロクラスに関する支払いは、ユーロ建てで行われます。豪ドルクラスに関する支払いは、豪ドル建てで行われます。米ドルクラス、ユーロクラス、豪ドルクラスに関して、受益者に対して支払われる買戻代金の総額は、0.005を切り上げて、小数点第2位に四捨五入します。円クラスに関して、受益者に対して支払われる買戻

代金の総額は、0.5を切り上げて、円単位に四捨五入します。買戻代金は、登録された受益者のみに支払われ、第三者に対する支払いは認められません。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、受益証券が適格投資家でない者により、もしくはかかる者の利益のために保有されている、またはかかる保有により、トラストまたはファンドに登録が要求される、課税対象となるもしくは法域における法に違反すると判断した場合、受託会社もしくは管理会社がかかる受益証券の申込みもしくは購入の資金拠出に利用された資金源の正当性に疑義を抱く根拠がある場合、またはいかなる理由(当該理由は受託会社および管理会社により受益者に開示されない場合があります。)において、受託会社または管理会社が受益者全体の利益に照らしてその絶対的な裁量に基づき適切とみなす場合、管理会社は、受託会社との協議の上、その保有者にかかる受益証券を受託会社または管理会社が決定する期間中に売却して当該売却の証拠を受託会社および管理会社に提出するよう指示することができ、仮に売却が履行されない場合、かかる受益証券は買い戻されます(以下「強制買戻し」といいます。)

あるクラスの受益証券の強制買戻しの際に支払われる買戻価額は、強制買戻日の評価時点(以下に定義されます。)(かかる日が評価日でない場合は、直前の評価日)において決定される、(ファンドの流動化に際して発生または偶発債務を含む強制買戻しに起因する負債を考慮後の)当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格に等しい、強制買戻時における受益証券1口当たりの価格(以下「強制買戻価格」といいます。)となります。強制買戻価格を計算するため、管理会社は、受託会社との協議の上、当該受益証券の受益証券1口当たり純資産価格から、受益証券のかかる買戻しの資金を拠出するための資産の換金またはポジションの決済によりファンドの勘定で発生する財務および販売手数料を反映するために適切な引当金とみなす金額を差し引くことができます。

評価時点とは、各評価日の午後4時(ボストン時間)またはファンドについて管理会社が随時定めるその他の時間をいいます。以下同じです。

(2) 日本における買戻手続等

日本の受益者は、各買戻日に買戻しを行うことができます。当該買戻日に買戻しを行おうとする日本の受益者は、当該買戻日の午後3時(日本時間)(買戻しの申込締切時間)までに買戻請求を日本における販売会社に対して行わなければなりません。

買戻価格は、各買戻日に適用される各クラスの受益証券1口当たり純資産価格とします。

買戻単位は、1口以上1,000分の1口単位です。

買戻代金は、原則として、買戻日に係る海外受渡日にさらに2国内営業日を加えた日以降に、日本における販売会社を通じて支払われます。海外受渡日とは、買戻しの申込日から起算して5ファンド営業日目の日をいいます。

受益者の利益を保護するため、その他やむを得ない事態が発生した場合、管理会社は受託会社と協議の上で、買戻しの全部または一部を延期することができます。

(3) 受益証券の譲渡

全ての受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を条件として、受託会社が随時承認する形式の書面によって受益者が保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、法規事項もしくは政府のもしくはその他の規則または関連するもしくは適用される法域の規制または受託会社の当面の効力を持つあるいは受託会社に要求される方針を遵守するため、まず受託会社またはその正式に権限を与えられた代理人に請求される情報を提供するものとします。受託会社および/または管理会社は、その完全な裁量により、かかる同意を拒絶することができます(譲受人が適格投資家でない場合を含みますが、これに限られません。)。さらに、譲受人は、受託会社に対して(a)受益証券の譲渡は適格投資家に対して行われること、(b)譲受人は、投資のみを目的として自己勘定で受益証券を取得すること、および(c)受託会社または管理会社はその裁量で要求するその他の事項を書面で表明しなければなりません。

受託会社または管理会社により、全ての譲渡証書が譲渡人および譲受人によりまたは代理として署名されることを求められます。譲渡人は、譲渡が登録され譲受人の名前が受益者としてファンドの受益者名簿に記載されるまでは受益者のままとみなされ、譲渡される受益証券の権利を保持します。譲渡は、管理事務代行会社が譲渡証書の原本および前述の情報を受理するまでは登録されません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産総額の計算

ファンドの純資産総額は、基本信託証書に定める原則に従い、ファンドの各評価日の評価時点に、ファンドの通貨建てで計算されます。

ファンドの、その表示通貨建てによる純資産総額は、ファンドの資産合計の価額を確定して、そこからファンドの負債額を差し引くことによって求めます。ファンドの発行済みの受益証券クラスが一つしかない場合、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの純資産総額を、ファンドの発行済みの受益証券の口数で除して求めるものとし、管理会社が受託会社と協議の上で決定して、関連するファンドの目論見書補遺に開示される手法にて端数処理が行われます。

ファンドにつき、複数のクラスの受益証券が発行されている場合、ファンドの純資産総額は、ファンドの特定の受益証券クラスに帰属するファンドの資産および負債がファンドの当該受益証券クラスの受益者のみにより効果的に負担され、受託会社が決定する合理的な分配方法に基づいてファンドの別の受益証券クラスの受益者には負担されないことを確保するため、ファンドの異なる発行済み受益証券クラス間で分配されます。ファンドの各受益証券クラスに帰属するファンドの、表示通貨以外の通貨による純資産総額は、ファンドについて受託会社が決定する評価日ごとの為替レートにて、ファンドの該当する受益証券クラスの表示通貨に換算されます。ファンドの各受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、(必要な通貨換算を実施後)ファンドの純資産総額のうちファンドの該当する受益証券クラスに帰属する部分をファンドの発行済みの当該受益証券クラスの口数で除して求めます。ファンドの当該受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、管理会社が決定し、ファンドに係る目論見書補遺に開示される手法で端数処理されます。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算されます。

(a) 手元現金または預金、手形、要求払い約束手形、売掛金、前払い費用、公表されたまたは現に発生しているものの未払いの現金配当金および利息の価額は、かかる預金、手形、要求払い約束手形、売掛金はその全額に相当しないと管理会社が判断する場合(その場合は、かかる価額は管理会社が適当とみなす価額となります。)を除き、その全額であるとみなされます。

(b) 下記(c)が適用されるマネージド・ファンドの持分を除き、かつ下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場、値付け、売買もしくは取引されている投資対象の価額に基づく計算は全て、当該投資対象の主要取引所または市場に関する現地の規則および慣習に基づき、かかる計算が行われる日の営業終了時点における最終取引価格または公式終値を参照して行われ、他方、特定の投資対象に対する証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が存在しない場合は、当該投資対象の値付けを行っている個人、企業または機関(当該マーケット・メーカーが2社以上存在する場合は、管理会社が指定する特定のマーケット・メーカー)により付けられた価額を参照してかかる投資対象の価額の計算が行われます。ただし、管理会社がその裁量において、主要な取引所または市場以外の取引所または市場の価額が、かかる投資対象に関して全ての状況下においてより公正な価値基準を提供するとみなす場合は、かかる価額を採用することができます。

(c) 下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、ファンドと同日に評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンドのその他の持分1口当たりのその日に計算された純資産総額であり、管理会社が決定する場合またはかかるファンドと同日に評価されない場合は、直近に公表された受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンド(利用可能な場合)のその他の受益証券、株式もしくは持分1口当たりの純資産総額、または(上記が利用可能でない場合)直近に公表されたかかる受益証券、株式もしくはその他の持分の償還額もしくは入札額となります。とりわけ、マネージド・ファンドの評価に使用可能な相場が存在しない場合、公表されたまたはマネージド・ファンドもしくはその代理人によりファンドに書面で報告された関連する評価日における価額に基づき計算され、マネージド・ファンドが当該評価日に評価されていない場合は、直近に公表されたもしくは報告された価額となります。評価額は、管理会社の絶対的裁量により将来調整される可能性があります。管理会社は、計

算を行う際に、マネージド・ファンドおよびその管理事務代行会社、代理人、運用会社もしくは顧問会社またはその他の取引子会社等の第三者から受領する未監査の評価や報告、推定評価に依拠する権利を有しており、管理会社はかかる評価および報告を確認する責任を負わず、かかる評価および報告の内容または信憑性を確認する責任を負いません。

(d) 上記(b)もしくは(c)の純資産総額、償還額、ビッド、取引価格もしくは終了価格または相場で利用できるものがないとき、関連する資産の価値は、管理会社が決定する方法により、管理により適宜決定されます。

(e) 上記(b)に基づき、投資対象につき上場、値付け、売買または市場取引の各価格を特定するため、受託会社は価格公表の機械システムおよび/または電子システムにより提供される価格データおよび/または価格情報を使用し、これに依拠することができ、それらのシステムにより提供される価格が上記(b)における最終取引価格または公式終値とみなされます。

(f) 上記にかかわらず、管理会社は、その単独の裁量により、関連する投資対象につき、より公正な価値を正確に反映できると判断した場合、その他の価額算定方法の利用を認めることができます。

(g) ファンドで使用される通貨以外の通貨建てによる投資対象(有価証券または現金)の価値は、関連するプレミアムや割引および交換費用を考慮した状況下において管理会社が適切とみなすレート(公式またはそれ以外)により、ファンドで使用される通貨建てに換算されます。

年次報告書および各ファンドの計算書は、ファンドに係る英文目論見書補遺にて指定される会計基準に従って作成されます。

受託会社は、ファンドの純資産総額の計算において、追加調査を行う事なく、上記に従って提供される価格および評価に依拠することができ、かつ、かかる依拠に関して、ファンド、受益者またはその他の者に対し責任を負わないものとします。

また、管理事務代行会社は、受託会社または管理会社の指示に従い、管理事務代行契約に基づき、各評価日における評価時点での純資産総額を、信託証書に記載され、詳細は英文目論見書に記載される原則に基づいて計算します。

かかる方法により管理事務代行会社が計算する純資産総額は、

(a) 担保付スワップの計算代理人が作成した(担保付スワップの条件に従って計算される)担保付スワップの時価評価額に関する報告書に基づき、

(b) 管理事務代行会社が完全、確実かつ正確であると考える担保付スワップの時価評価額に関する情報源、資料およびシステムに基づくものであり、またはこれらを参照するものであり、そして、

(c) 特定の評価日において作成されるものであり、したがって、管理会社によって別途決定がなされない限り、市場価値もしくは価格または当該決定に関連するその他の要因におけるその後の変化を反映しません。

管理事務代行会社は、評価日において、かかる評価日の純資産総額および各クラスの受益証券1口当たり純資産価格に関する情報を受益者に提供します。

純資産総額を提供し、および/または受益証券を買い戻す受託会社の義務は、ファンド障害事由および/または停止が存在しないことを条件とします。

純資産総額の計算の停止

受託会社は、以下の場合において、全期間または一部期間中、管理会社と協議の上、ファンドの純資産総額および/もしくはかかるファンドの受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに/もしくはファンドの受益証券クラスの受益証券の発行および買い戻しを停止すること、ならびに/またはかかるファンドの受益証券クラスの受益証券につき買い戻しの請求者に対する買い戻し金の支払期間を延長することができます。

(a) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の大部分が上場、値付け、売買もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取

引所もしくは店頭市場が閉鎖されている期間(通常の休日および祝日を除きます。)、またはかかる証券取引所もしくは市場での取引が制限されるかもしくは停止されている場合

(b) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の処分を管理会社が合理的に実行できなくなる状況が発生したと受託会社もしくは管理会社が判断する場合、または当該状況により、かかる処分がファンドの受益者またはファンドの一もしくは複数の受益証券クラスの保有者に重大な悪影響を及ぼす場合

(c) 投資対象の評価額もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額の確定に通常使用している方法をとることに支障が生じている場合、またはその他の理由によって、投資対象もしくはその他の資産の評価額、もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額を合理的もしくは公正に確定することができないと受託会社もしくは管理会社が決定した場合

(d) ファンドの投資対象の買戻しもしくは換金、またはかかる買戻しもしくは換金に関係した資金の移動を通常の価格もしくは通常の為替レートで行えないと管理会社が判断した場合

(e) いかなる期間であれ、管理会社が、その絶対的裁量により、かかる措置をとることが賢明であると考えられる場合

(f) その他、ファンドに係る補遺信託証書または英文目論見書補遺で定める場合

かかるファンドの受益者は全員、上記の停止についても速やかに書面で通知され、かかる停止の解除についても速やかに通知されます。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外において、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、設定日に開始し、2163年12月1日までとします。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年12月31日です。

(5) 【その他】

ファンドの解散

以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。

(a) ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社もしくは管理会社の意見において、実行不可能、不適當もしくはファンドの受益者の利益に反する場合

(b) ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合

(c) 基本信託証書の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合

(d) 受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合

(e) 管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合

(f) ファンドに係る補足信託証書または附属書類で予期される日付が到来したまたは状況が生じた場合

本書の規定に従い事前に終了しない限り、ファンドは、最後に残ったクラスの受益証券に関して最終買戻日まで継続されます。最終買戻日は、2163年12月1日および強制買戻事由が発生後における実務上最も早い買戻日のいずれか早い日をいいます。あるクラスの全ての受益証券に関して強制買戻事由が発生するのは、次の場合です。

- () いずれかの評価日の当該クラスの受益証券に帰する純資産総額が、(a)米ドルクラスについては、5,000,000米ドルもしくはそれ以下、(b)円クラスについては、500,000,000円もしくはそれ以下、(c)ユーロクラスについては、5,000,000ユーロもしくはそれ以下、または(d)豪ドルクラスについては、7,500,000豪ドルもしくはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管理会社が当該クラスの全ての受益証券は全ての影響を受ける受益者に通知を行うことで強制的に買戻しを行うべきと決定した場合
- () 受託会社および管理会社が、当該クラスの全ての受益証券は強制的に買戻しを行うべきと同意した場合(受託会社と管理会社が受益証券の全部の強制的な買戻しを担保付スワップの終了予定日に行うこと、または担保付スワップの終了予定日より前に理由を問わず担保付スワップの早期終了事由に基づき行うことに合意する場合がありますが、これに限りません。)

強制買戻事由が発生した場合、各受益証券は最終買戻日に受益証券1口当たり最終買戻価格で買戻されます。

なお、受益証券1口当たり最終買戻価格は、最終買取日(ただし、当該日が評価日でない場合は、直前の評価日)における各クラスの受益証券の受益証券1口当たり純資産価格とします。

ソフトwindダウン

管理会社が、受託会社と協議し、ファンドの投資方針がもはや実行可能ではないと判断した場合、信託証書および英文目論見書補遺の規定に従い、秩序ある方法で資産を換価するためにファンドを管理し、受益者の最善の利益になると判断される方法でその収益を受益者に分配することができます。この手続はファンドの事業に不可欠であり、受益者の関与なしに実行することができます。

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対する10暦日前までの書面通知(受益者による決議またはファンドによる決議(場合による)により放棄することができる)により、受託会社および管理会社が誠意を持ってかつ商業上合理的方法により受益者または(場合に応じて)影響を受けるファンドの受益者の最大の利益となると考える方法および限度により、基本信託証書の修正信託証書により、基本信託証書の規定を修正し、改訂し、変更または追加する権利を有します。ただし、受託会社はその意見において、(i)かかる修正、改訂、変更または追加が、

- (a) 既存の受益者の利益を重大に害するものとはならず、既存の受益者または(場合により)影響を受けるファンドの受益者に対する責任から受託会社および管理会社を相当程度免除するようにならないこと、
- (b) 財政上、法令上または当局による要請(法的強制力の有無を問わない)を遵守できるようにするために必要であること、または
- (c) 明白な誤りを訂正するために必要であること

を書面で証明しない限り、かかる修正、改訂、変更または追加を承認する受益者による決議またはファンドによる決議(必要に応じて)を受託会社がまず取得しなければ、かかる修正、改訂、変更または追加は行わないものとし、(ii)かかる修正、改訂、変更または追加によって、いずれの受益者も、その受益証券に関し追加の支払を行いまたは債務を引き受ける義務を課されないものとします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

いずれの当事者も、他方当事者に90暦日以上前に書面による通知を行うことにより、保管契約を終了することができます。上記にかかわらず、一方の当事者は、相手方当事者が破産または支払不能を宣告される場合、または現在もしくは将来有効となる適用可能な破産法、倒産法、またはそれに類するその他の法律に従って当該当事者に対して事件が開始される場合、30暦日前の書面による通知を行うことでいつでも、保管契約を終了することができます。

管理事務代行契約

管理事務代行会社または受託会社のいずれも、他方当事者に90暦日以上前に書面による通知を行うことにより、管理事務代行契約を終了することができます。上記にかかわらず、管理事務代行会社または受託会社は、相手方当事者が破産または支払不能を宣告される、または適用可能な破産法、倒産法、もしくはそれに類するその他の法律に従って当該当事者に対して事件が開始される場合、30暦日前の書面による通知を行うことでいつでも、管理事務代行契約を終了することができます。管理事務代行契約は当該契約中に規定されている状況においても終了することが可能です。

代行協会員契約

代行協会員契約は、管理会社または代行協会員による3か月前の他の当事者に対する書面による通知により解除されない限り、解除される時まで有効に存続します。ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限りにおいては、管理会社の日本における後任の代行協会員が指定されることを条件として終了します。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。

受益証券販売・買戻契約

株式会社S M B C 信託銀行との受益証券販売・買戻契約は、当初契約期間が2025年10月12日まででしたが、自動的に3暦年間更新され、その後も、一方当事者による更新通知なしに、自動的に3暦年間更新されます。ただし、()当該契約書に記載された情報の日付以降、ファンドまたは管理会社の財政状況その他に重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合、または、()日本における販売会社の判断において、日本における販売会社が予定しているファンド証券の当初募集の成功に重大な障害となると考えられる国内または国外の政治、金融、経済もしくはその他の情勢または為替レートに重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合は、日本における販売会社は、管理会社と事前に相談した上、設定日以前においていつでも、管理会社に対し通知を行うことによって当初募集を中断する権利を有するものとします。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に解釈されるものとします。

報酬代行会社任命契約

報酬代行会社は、(a) (i) 受託会社が清算する場合(報酬代行会社が事前に書面で同意した条件に基づく再建または合併を目的とした私的整理を除きます。)、() 受託会社が支払不能にある場合、() 受託会社が法律に基づく破産手続きを行う場合、() 受託会社の資産のいずれかについて管財人が任命された場合、または(v) 同等の効果を有する事由が発生した場合に、受託会社および管理会社に書面で通知することにより、(b) 受託会社が本契約に基づく義務の重大な違反を犯し、(当該違反が是正できるものである場合は) 受託会社に当該違反を是正することを求める報酬代行会社からの通知を受領してから30日以内に是正しない場合に、受託会社および管理会社に書面で通知することにより、(c) 少なくとも90日前までに書面で通知することにより(ただし、報酬代行会社の任命の辞退の場合、当該辞退は、受託会社が報酬代行会社として行為する後任者を任命するまでの間、または受託会社が決定するそれより早い時点まで有効となりません。)、報酬代行会社の地位を辞任することができます。

また、受託会社は、(a) 報酬代行会社が清算する場合(受託会社が事前に書面で同意した条件に基づく再建または合併を目的とした私的整理を除きます。) もしくは支払不能にある場合、もしくは英国法に基づき破産手続きを行う場合、または報酬代行会社の資産のいずれかについて管財人が任命された場合、または同等の効果を有する事由が発生した場合に、報酬代行会社に書面で通知することにより、(b) 報酬代行会社が本契約に基づく義務の重大な違反を犯し、(当該違反が是正

できるものである場合は)報酬代行会社に当該違反を是正することを求める受託会社からの通知を受領してから30日以内に是正しない場合に、報酬代行会社に書面で通知することにより、(c)少なくとも90日前までに書面で通知することにより(ただし、報酬代行会社の任命の終了の場合、当該終了は、受託会社が報酬代行会社として行為する後任者を任命するまでの間、または受託会社が決定するそれより早い時点まで有効となりません。)、報酬代行会社の任命を終了することができます。

報酬代行会社の任命は、ファンド終了時に一方当事者から他方当事者への通知なくして自動的に終了します。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は日本における販売会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。日本における販売会社から国内の投資者に対する買戻金等の支払いは外国証券取引口座約款に基づいて行われるため、買戻金等の支払いに関する問い合わせは日本における販売会社に対して行うこととなります。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行うものとします。

受益者の有する権利は次のとおりです。

() 分配金請求権

各受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、保有する受益証券口数に応じて請求する権利を有します。

() 管理会社に対する買戻請求権

受益者は、信託証書の規定および本書の記載に従って、管理会社に対し、受益証券の買戻しを請求することができます。

() 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、各受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有します。

() 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

() 議決権

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。

(2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3)【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

() 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、下記のとおりとする。

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

弁護士 安達 理

弁護士 橋本 雅行

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの日本語の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです(ただし、円換算部分を除きます。)
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるケーピーエムジーエルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2026年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=160.39円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

1 【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド

財政状態計算書

2025年12月31日

(米ドルで表示)

	2025年12月31日		2024年12月31日	
	U S D	千円	U S D	千円
資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 (注記2.2、6)	\$ 133,354,811	21,388,778	\$ 246,577,977	39,548,642
以下に対する未収金:				
売却した投資有価証券 (注記2.4)	920,438	147,629	1,713,782	274,873
発行済受益証券 (注記2.10、3)	3,203	514	30,000	4,812
その他の資産	-	-	58,727	9,419
資産合計	134,278,452	21,536,921	248,380,486	39,837,746
負債				
当座貸越 (注記2.1)	120,763	19,369	58,727	9,419
以下に対する債務:				
買戻された受益証券 (注記2.8、2.10、3)	799,674	128,260	1,713,781	274,873
購入した投資有価証券 (注記2.4)	3,203	514	30,000	4,812
負債 (受益者に帰属する純資産を除く)	923,640	148,143	1,802,508	289,104
受益者に帰属する純資産 (注記3)	\$ 133,354,812	21,388,778	\$ 246,577,978	39,548,642

添付の注記は本財務諸表の不可分の一部である。

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド

包括利益計算書

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

	2025年12月31日		2024年12月31日	
	U S D	千円	U S D	千円
収益				
F V T P L で測定する金融商品による純利益 / (損) (1)				
報酬収入 (注記2.11、 7)	\$ 2,284,300	366,379	\$ 3,078,151	493,705
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る実現純損 (注記2.2、 7)	(15,925,568)	(2,554,302)	(43,967,481)	(7,051,944)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る未実現評価益の純増 (減) (注記2.2、 7)	21,623,652	3,468,218	20,210,363	3,241,540
外貨建取引に係る実現純損益 (注記2.6)	(1,782)	(286)	9,726	1,560
為替換算に係る未実現評価損の純変動 (注記2.6)	(877)	(141)	-	-
合計収益 (損失)	7,979,725	1,279,868	(20,669,241)	(3,315,140)
費用				
報酬代行会社報酬 (注記8.2 B)	2,284,300	366,379	3,078,151	493,705
費用合計	2,284,300	366,379	3,078,151	493,705
運用利益 / (損失)	5,695,425	913,489	(23,747,392)	(3,808,844)
受益証券の受益者に帰属する純資産につき、運用による増額 (減額)	\$ 5,695,425	913,489	\$ (23,747,392)	(3,808,844)

(1) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る実現および未実現損益ならびに報酬収入を含む、損益を通じて公正価値 (F V T P L) で測定する金融商品から発生する純損益に関するもの。

添付の注記は本財務諸表の不可分の一部である。

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド
受益者に帰属する純資産の変動計算書
2025年12月31日終了事業年度
(米ドルで表示)

	USD	千円
2023年12月31日時点	\$ 197,147,583	31,620,501
受益証券の発行残高 (注記3)	168,910,641	27,091,578
受益証券の買戻 (注記2.8、3)	(95,732,854)	(15,354,592)
受益証券の受益者に帰属する純資産につき、運用による (減額)	(23,747,392)	(3,808,844)
2024年12月31日時点	\$ 246,577,978	39,548,642
受益証券の発行残高 (注記3)	12,206,190	1,957,751
受益証券の買戻 (注記2.8、3)	(131,124,781)	(21,031,104)
受益証券の受益者に帰属する純資産につき、運用による増額	5,695,425	913,489
2025年12月31日時点	\$ 133,354,812	21,388,778

添付の注記は本財務諸表の不可分の一部である。

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド

キャッシュ・フロー計算書

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

	2025年12月31日		2024年12月31日	
	U S D	千円	U S D	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー：				
受益証券の受益者に帰属する純資産につき、運用による増額（減額）	\$ 5,695,425	913,489	\$ (23,747,392)	(3,808,844)
受益証券の受益者に帰属する純資産に対する運用による増（減）と、営業活動による現金とを一致させるための調整：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の購入	(12,206,190)	(1,957,751)	(168,910,640)	(27,091,578)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却による収入	131,127,440	21,031,530	95,723,129	15,353,033
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る実現純損	15,925,568	2,554,302	43,967,481	7,051,944
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る未実現評価益の純変動	(21,623,652)	(3,468,218)	(20,210,363)	(3,241,540)
売却した投資有価証券に対する未収金の減少（増加）	793,344	127,244	(1,043,875)	(167,427)
その他の資産の減少	58,727	9,419	201,336	32,292
当座貸越の増（減）	62,036	9,950	(201,337)	(32,292)
購入した投資有価証券に対する未払金の（減少）	(26,797)	(4,298)	(6,047,529)	(969,963)
営業活動によるキャッシュ・フロー	119,805,901	19,215,668	(80,269,190)	(12,874,375)
財務活動によるキャッシュ・フロー：				
発行された受益証券による収入、発行された受益証券の未収金の変動控除後	12,232,987	1,962,049	174,965,732	28,062,754
受益証券の買戻、買い戻された受益証券の未払金の変動控除後	(132,038,888)	(21,177,717)	(94,696,542)	(15,188,378)
財務活動によるキャッシュ・フロー	(119,805,901)	(19,215,668)	80,269,190	12,874,375
現金および現金同等物の純増額	-	-	-	-
期首における現金および現金同等物（注記2.1）	-	-	-	-
期末における現金および現金同等物（注記2.1）	\$ -	-	\$ -	-

添付の注記は本財務諸表の不可分の一部である。

グローバル・セレクト・キャリア戦略ファンド

財務諸表に対する注記

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

1. 組成

グローバル・セレクト・キャリア戦略ファンド(以下「本シリーズ・トラスト」という)は、ケイマン諸島の信託法に基づき2013年12月2日に設立されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストであるUBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)(以下「トラスト」という)のシリーズ・トラストである。本シリーズ・トラストは、信託約款補則に基づき2022年8月26日に設立され、ケイマン諸島の法律により法人登録されている信託会社であるエリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド(以下、「受託会社」という)により運用されている。本シリーズ・トラストは、2022年10月12日に運用を開始した。

本トラストは、ケイマン諸島の信託法(改訂)に基づく免税信託であり、2014年1月22日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂)に基づき登録された。

受託会社(および本シリーズ・トラスト)の登録事務所はケイマン諸島、KY1-9005 グランド・ケイマン、カマナ・ベイ、ワン・ネクサス・ウェイ(One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)に所在する。

本シリーズ・トラストの管理会社は、UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「管理会社」という)である。

本シリーズ・トラストの管理事務代行会社、保管会社、登録事務代行会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下、それぞれ「管理事務代行会社」、「保管会社」、「登録事務代行会社」という)である。

2024年3月1日から、ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店(以下「UBS AG」という)は、報酬代行会社(以下、「報酬代行会社」という)、計算代理人(以下「計算代理人」という)、および担保付スワップ・カウンターパーティ(以下、「担保付スワップ・カウンターパーティ」という)の役割を負う。その日より前は、クレディ・スイス・インターナショナルが、報酬代行会社、計算代理人、および担保付スワップ・カウンターパーティの役割を負っていた。

管理会社は、株式会社SMB C信託銀行に対し、販売会社(以下、「販売会社」という)として業務を行う権限を与えた。

2024年3月1日から、UBS証券株式会社は、代行協会員(以下、「代行協会員」という)の役割を負う。その日より前はクレディ・スイス証券株式会社が代行協会員の役割を負っていた。

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

米ドルクラスは、「米」ドル建てで表示される。「米」ドル、「USD」、および「\$」の表示はすべて「米」ドルを意味する。円クラスは、日本円建てで表示される。「¥」、「日本円」、および「円」の表示はすべて日本円を意味する。ユーロクラスは、ユーロ建てで表示される。「EUR」の表示はすべてユーロを意味する。豪ドルクラスは、豪ドル建てで表示される。「AUD」の表示はすべて豪ドルを意味する。ニュージーランドドルクラスは、ニュージーランドドル建てで表示される。「NZD」の表示はすべてニュージーランドドルを意味する。

本シリーズ・トラストの投資目的は、選択された株式指数(以下、「選択指数」という)のプット・オプション契約を売却する想定上の取引戦略(以下、「本戦略」という)へのエクスポージャーを提供することで、投資家に中長期的な資本成長をもたらすことである。管理会社はかかる選択指数につき、(1) 代表的な米国株式指数、(2) 代表的な欧州株式指数、および(3) 代表的な日本株式指数(これらをまとめて、「対象指数」と呼ぶ)から選択するものとし、運用開始時点において選択する指数は、(1) S & P 500指数(Bloombergのティッカー: SPX Index)、(2) EURO STOXX50指数(同: SX5E Index)、および(3) 日経平均株価(225種)(同: NKY Index)である(これらをまとめて、「当初指数」と呼ぶ)。ただし、潜在的な投資家は、管理会社が指数を別の代表的な米国株式指数に置き換えることが受益者の利益であり、そのような条件が本シリーズ・トラストの投資目的に従っていると考える場合、かかる当初指数(および、該当する場合は対象指数全体)を別の代表的な株式指数に置き換えることができることに注意すべきである。当初指数はそれぞれ、米国の証券取引所に上場した大企業500社の株式、ユーロ圏の証券取引所に上場した50社の株式、および東京証券取引所の上場企業のうち最も格付が高い225社の株価を時価加重した値の変動を指数化したものである。

本戦略は、プット・オプションの売却によるオプション・プレミアムを受領し、当該収入を本戦略に再投資することを通じて、安定的な収入の獲得を目指す。プット・オプションの原資産については、本戦略の各リバランスの前の特定の営業日に、市場データを参照し、対象指数から選択するものとする。具体的には、対象指数の中から、当該特定の営業日に、権利行使価格が指数値の92%のプット・オプション契約に係るオプション・プレミアムが最も高いと判断される指数(選定される当該プット・オプション契約は、リバランス中に売却されるプット・オプション契約と同一の満期日を持つものとする)を、原資産として選択する。本戦略は、選択指数の価格上昇へのエクスポージャーを提供しないが、原則として、権利行使価格をプット・オプション契約締結時の選択指数値の92%に設定することで、プット・オプションの満期時において本戦略に損失が生じるまでには、選択指数値は当該期間中に最大8%下落することが可能になり、これにより選択指数値の下落による一定の損失を低減することを目指している(ただし、プット・オプション契約は時価評価され、当該プット・オプション契約の満期前のいかなる時点においても未実現の損失が本戦略の評価に影響を及ぼしうる点に留意する必要がある)。

グローバル・セレクト・キャリア戦略ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

注記2.7で説明されているように、担保付スワップ・カウンターパーティは、担保付スワップにより、本シリーズ・トラストの受託者としての権限に基づき、受託会社に対し、収入を各クラスに関連する毎月の分配金(もしあれば、関連する担保付スワップ・カウンターパーティの部分的終了によって実現された金額、さらに該当する場合は、特別分配金を含む場合がある)に等しい金額の形で支払うことに同意した。

担保付スワップ・カウンターパーティはまた、各担保付スワップにより、本シリーズ・トラストの受託者としての権限に基づき、受託会社が報酬代行会社の運営費用報酬の支払いに充当することを意図する報酬クーポン(以下、「報酬クーポン」という)を受託会社に支払うことに合意した。このため受益者は、注記7で説明されているように、報酬クーポンの分配に対していかなる権利も持たない。

本財務諸表は、2026年4月29日付で受託会社によって発行が許可された。

2. 重要性のある会計方針の概要

以下に、本財務諸表の作成にあたり適用された主な会計上の原則を示す。特に例外が記載された場合を除き、これらの原則は対象期間全体を通じて一貫して適用されている。本財務諸表は、IFRS会計基準(「IFRS」)に従って作成された。

IFRS会計基準に従って財務諸表を作成するためには、重要性の高い会計上の見積りを一定の範囲で利用することが必要となる。また、受託会社および管理会社に対しては、本シリーズ・トラストの会計原則を適用するにあたり各自の判断を下すことが求められる。本財務諸表において、かかる想定および見積りが重要な要素となる分野については、注記4に記載した。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

本シリーズ・トラストは、投資企業(IFRS会計基準第10号、IFRS会計基準第12号、およびIAS第27号に対する2012年の改訂(以下、「改訂」という)を採用している。運営者は、本シリーズ・トラストが投資企業の要件を満たすものであると結論した。

金融資産と金融負債の分類と測定

IFRS会計基準第9号では、金融資産の分類カテゴリーとして主に3種類が挙げられている:償却原価で測定するもの、純損益を通じて公正価値で測定するもの(FVTPL)、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの(FVOCI)。IFRS会計基準第9号では、金融資産は一般的に金融資産の管理に関するビジネスモデル、およびその契約上のキャッシュ・フロー特性に基づき分類される。

グローバル・セレクト・キャリ戦略ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

当初認識時に、本シリーズ・トラストを償却原価またはF V T P Lで測定する金融資産として分類する。金融資産は、次の条件をいずれも満たし、F V T P Lで測定するものとして指定されていない場合、償却原価で測定される。

-) 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とするビジネスモデルの中で保有されている。
-) 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払いのみ(S P P I)であるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

次のいずれかに該当する場合、金融資産は純損益を通じて公正価値で測定される。

-) 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払いのみ(S P P I)であるキャッシュ・フローが所定の日に生じない。
-) 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収、または契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成されるビジネスモデルの中で保有されていない。
-) 当初認識時にF V T P Lで測定する金融資産として取消不能の指定がされており、当該指定をすることによって、資産もしくは負債の測定、またはそれらに係る損益の認識を異なる基礎で行うことから生じる可能性のある、測定または認識の不整合が除去または大幅に低減される。

契約上のキャッシュ・フローがS P P I要件を満たすか否かの評価において、本シリーズ・トラストは当該金融商品の契約条件を考慮する。具体的には、契約上のキャッシュ・フローの時期または金額に変更をもたらす可能性のある契約条件が金融資産に含まれるかどうか(含まれる場合、S P P I要件は満たされるかどうか)等を評価する。この評価をする際に、本シリーズ・トラストは以下を考慮する：

- キャッシュ・フローの金額または時期を変化させる可能性のある偶発的事象
- レバレッジ特性
- 期限前償還、および期間延長の条項
- 特定の資産から発生するキャッシュ・フローに対する本シリーズ・トラストの請求権を制限する条件(例：ノンリコース条項)
- 貨幣の時間価値の対価を変更する条項(例：定期的な金利更改)

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

本シリーズ・トラストでは、以下の2つのビジネスモデルを採用している：

- 回収目的保有ビジネスモデル：これには、発行済受益証券、売却済投資証券、およびその他の資産に対する未収金が含まれる。これらの金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有される。
- その他のビジネスモデル：これには純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(担保付スワップへの投資)が含まれる。これらの金融資産は、公正価値ベースで運用およびパフォーマンス評価が行われ、頻繁に売却される。

金融資産の保有に関するビジネスモデルの目的を評価する際、本シリーズ・トラストでは、ビジネスの管理方法について、以下を含むすべての関連情報を考慮する：

- 文書化された投資戦略、およびかかる戦略の実施状況。具体的には、投資戦略が、契約上の受取利息の獲得、特定の金利特性の維持、金融資産のデレイトメントと関連する負債もしくは予想キャッシュ・アウト・フローのデレイトメントとの一致、または資産の売却を通じたキャッシュ・フローの実現に焦点を合わせているかどうかが含まれる。
- ポートフォリオのパフォーマンス評価方法、および本シリーズ・トラストの運営者への報告方法。
- ビジネスモデル(およびそのビジネスモデル内で保有される金融資産)のパフォーマンスに影響を与えるリスク、およびかかるリスクの管理方法。
- 管理会社の報酬体系：例として、報酬が運用資産の公正価値、または回収された契約上のキャッシュ・フローに基づいているか。
- 過去の期間における金融資産の売却の頻度、金額、時期、かかる売却の理由、および将来の売却に関する見込み。

認識の中止の要件を満たさない取引による金融資産の第三者への譲渡は、ビジネスモデル評価の目的上売却とは見なされず、本シリーズ・トラストで引き続き資産認識される。

償却原価で測定される金融負債には、当座貸越、購入した有価証券の未払金、買戻された受益証券の未払金、およびその他の手数料が含まれる。

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

金融資産の減損

「予想信用損失」(ECL)モデルは、償却原価で測定する金融資産とFVOCIで測定する債券投資に適用されるが、資本性金融商品への投資には適用されない。

本シリーズ・トラストの評価によれば、ECLモデルは、以下の理由から本シリーズ・トラストの金融資産に重大な影響を及ぼさない：

- ・大部分の金融資産はFVTPLで測定されており、これらの金融商品には減損要件が適用されない。
- ・償却原価で測定する金融資産は、短期(満期が12カ月以下)であり、信用力が高いか、または担保率が高い。従って、これらの金融資産に対するECLは小規模であると予想される。

2025年12月31日を末日とする事業年度中に発行されたが適用されていない新基準、修正および解釈：

2025年1月1日に開始する年度に対して適用される新基準および改訂基準が複数存在し、これらの早期適用が認められている。一方、このような新基準や改訂基準は、本シリーズ・トラストの財務諸表に対して重大な影響を与えなかったため、本シリーズ・トラストは財務諸表を作成するにあたり、これらの早期適用を実施しなかった。

2024年4月、国際会計基準審議会(IASB)は、IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」を公表した。同基準は、包括損益計算書において新たに求められる区分及び小計や、情報のグループ化に関するガイダンスの強化といった新たな要件を導入することで財務報告の質の向上を図ることを目的としている。IFRS第18号は、IAS第1号「財務諸表の表示」に代わる新たな基準である。この基準は、2027年1月1日以後に開始する年度から適用され、早期適用が認められる。本シリーズ・トラストは現在、これらの新たな要件が及ぼす影響を評価している。

2.1 現金および現金同等物

本シリーズ・トラストは、すべての現金、外貨および当初満期が3カ月以内の短期預金を現金および現金同等物と見なす。当座借越は財政状態計算書において負債として表示している。

2025年12月31日および2024年12月31日時点において、本シリーズ・トラストは現金および現金同等物を保有していなかった。

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

2.2 金融資産および金融負債

(A) 分類

本シリーズ・トラストは、金融資産および金融負債を以下のカテゴリーに分類する：

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：

- ・ F V T P L 測定の強制適用：担保付スワップへの投資

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、以下により構成される：

	2025年12月31日現在 - 公正価値	2025年12月31日現在 - 取得原価
担保付スワップへの投資	\$ 133,354,811	\$ 134,927,753
	2024年12月31日 - 公正価値	2024年12月31日 - 取得原価
担保付スワップへの投資	\$ 246,577,977	\$ 269,774,571

償却原価で測定する金融資産：

- ・ 売却済投資証券に対する未収金、ならびに発行済投資証券およびその他の資産に対する未収金。

償却原価で測定する金融負債：

- ・ その他の負債：購入した投資証券に対する未払金、買戻された受益証券に対する未払金および当座借越。

(B) 認識 / 認識の中止

本シリーズ・トラストは、金融資産および金融負債につき、かかる金融商品の契約条項の当事者となった日付をもって認識する。金融商品の通常の購入および売却については、約定日、つまり本シリーズ・トラストがかかる商品の購入または売却を約束した日付をもって認識する。金融資産に対しては、かかる商品から受領するキャッシュ・フローに対する権利が消失した時点、または本シリーズ・トラストがかかる商品の所有権により発生する実質的にすべてのリスクおよび経済価値を他者に移転した時点において、認識を中止する。金融負債は、その契約上の債務が免責、取消、または失効となった際に認識を中止する。

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド

財務諸表に対する注記 (続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

(C) 測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、包括利益計算書上で認識される取引費用とともに、当初公正価値で認識される。当初の認識以降も、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債はすべて、公正価値により測定される。「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債」カテゴリーに含まれる金融商品につき、その公正価値の変動により発生する損益は、発生した時期を対象期間とする包括利益計算書に記載される。投資有価証券の売却に伴う実現損益は、先入先出法により算出される。

純損益を通じて公正価値で測定するもの以外の金融資産および金融負債については、減損控除後の実効金利法を使用した償却原価で測定される。これらの商品は短期間で決済されるか、またはただちに決済されるため、公正価値に近似している。

(D) 公正価値の推定

公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。負債の公正価値は、かかる負債の不履行リスクを反映するものである。市場価格を参照することが困難な投資またはその他の資産については、管理会社の助言に基づき受託会社が採用した手続きに従って、誠意に基づいて公正価値で測定されるものとする。結果として発生した未実現損益の増減は、包括利益計算書に反映される。

(E) 担保付スワップへの投資

受託会社は、関連する戦略のパフォーマンスに関連づけられているクラスの口座のために、担保付スワップ・カウンターパーティとの間で担保付スワップを契約する。各担保付スワップは、およそ5年間を満期とする米ドル建て契約である(期間は、担保付スワップ・カウンターパーティの裁量に従い延長可能であり、担保付スワップ・カウンターパーティによる特別の定めがない限り、自動延長することができる)。

2.3 金融商品の相殺

認識した額を相殺する法的に執行可能な権利を有し、ネットベースで決済する意図または資産の認識と負債の決済を同時に行う意図がある場合に限り、金融資産と金融負債を相殺し、財政状態計算書において相殺後の額を報告するものとする。本シリーズ・トラストは、財政状態計算書において、いかなる金融資産および金融負債についても相殺を行っていない。特定の金融資産および金融負債は、同様の金融商品を対象とする法的強制力のあるマスターネットティング契約または類似の契約の対象となる。本シリーズ・トラストは、認識された金額を相殺する法的に執行可能な権利を現時点では有していないため、これらの取り決めは、財政状態計算書における相殺の基準を満たしていない。相殺権は、本シリーズ・トラストまたはカウンターパーティの債務不履行、またはその他の信用事由といった将来の事象が発生した場合にのみ行使可能となる。

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

2.4 売却した投資有価証券に対する未収金および購入した有価証券に対する未払金

売却済有価証券に対する未収金、および購入した有価証券に対する未払金とは、それぞれ、売却または購入契約を締結したものの、財政状態計算書の日付において決済が完了していない取引を指す。これらの金額は当初認識され、その後、公正価値から売却済有価証券に係る未収金の減損引当金を差し引いた額として測定される。減損引当金は、本シリーズ・トラストが、売却済証券に対する未収金の全額を回収することが不可能となるであろう客観的な事実が存在する場合に計上される。売却済有価証券に対する未収金に対して減損が生じうる指標として、ブローカーが深刻な財政上の困難を抱えている場合、カウンターパーティが破産または財務整理に直面する蓋然性がある場合、および支払いの不履行が生じている場合が挙げられる。

2.5 費用

包括利益計算書において、費用は発生主義により認識される。

2.6 外貨の換算

(A) 機能通貨および表示通貨

本シリーズ・トラストのパフォーマンスは、米ドル建てで測定され、投資家に報告される。受託会社は米ドルをもって、本シリーズ・トラストにおける原資産の取引、各種の事象および環境が及ぼす経済的影響を最も忠実に反映する通貨であると見なす。財務諸表における表示には、本シリーズ・トラストの機能通貨および表示通貨である米ドルを使用する。

(B) 取引および残高

外貨建ての金融資産および金融負債は、評価日に米ドルに換算される。外貨建ての金融資産および金融負債の購入および売却、受益証券の発行および買戻、収益および費用項目は、各取引の実行日に米ドルに換算される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に対する、為替レートの変動による報告書上の実現および未実現評価損益は、それぞれ、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に対する実現純損益、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に対する未実現評価損益の純変動として、包括利益計算書に含まれる。

外貨建取引(発生する場合)による実現純利益(損失)および未実現評価益(損失)の純変動は、別途、包括利益計算書上で開示する。

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド

財務諸表に対する注記 (続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

2.7 分配

本シリーズ・トラストの現行の分配ポリシーでは、受益者に対する分配の支払を行わないものと想定されているが、管理会社はその裁量により、ユニットクラスに関連する分配金を適時支払うことを決めることができる。従って、クラスに帰属する純利益および実現したキャピタル・ゲインについてはすべて再投資に回され、該当するクラスに帰属する純資産価値 (NAV) に反映される。

2025年12月31日および2024年12月31日を末日とする事業年度において、分配の宣言および再投資は発生しなかった。

2.8 受益証券の買戻

本シリーズ・トラストでは、受益者の選択に従って買戻可能な5つのクラスが設定されている。本シリーズ・トラストでは、IAS第32号(改訂)「金融商品：表示」に従い、プッタブル金融商品を負債または資本に分類している。同改訂では、特定の厳格な条件が満たされる場合、金融負債の定義を満たすプッタブル金融商品を資本に分類することを要求している。この条件には、以下が含まれる：

- ・かかるプッタブル金融商品が、受益者に対し、純資産の比例的な取り分に対する権利を与えるものであること。
- ・かかるプッタブル金融商品が、他のすべてのクラスに劣後する金融商品のクラスに属し、クラスの特徴が同一であること。
- ・発行者の買戻義務を別として、現金またはその他の金融資産を提供する契約上の義務が存在しないこと。
- ・かかるプッタブル金融商品の存続期間にわたり、同商品に帰属する予想キャッシュ・フローの総額が、実質的に発行者の損益に基づくものであること。

本シリーズ・トラストの受益権付き受益証券は、上記の条件をすべて満たしていないため、2025年12月31日および2024年12月31日時点の金融負債に分類される。

受益証券は、常に、本シリーズ・トラストの純資産価値に対する持分割合と同一の現金により償還することが可能である。

受益者が所有する受益証券を本シリーズ・トラストに償還する権利を行使する場合、かかる受益証券の価格は、財政状態計算書の日付において未払いである買戻額により算定される。

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

受益証券は、発行または買戻の時点における、本シリーズ・トラストの受益証券1口当たりの純資産価格により発行または買戻される。本シリーズ・トラストの1口当たりの純資産価格は、各ユニットクラスの受益者に帰属する純資産を、各クラスの発行済受託証券の口数で除することによって算定される。詳細については注記3を参照のこと。

2.9 補償

受託会社と管理会社は、本シリーズ・トラストの代理人として、様々な補償条項を含む特定の契約を締結する。これらの契約に基づく本シリーズ・トラストのエクスポージャーの上限値は、未公開である。ただし、本シリーズ・トラストは現在まで、これらの契約に基づく損失の申立を受けておらず、損失リスクは限定的であると予測される。

2.10 発行済受益証券に対する未収金および買戻された受益証券に対する未払金

発行済受益証券の未収金は、財政状態計算書の発行日時時点で代金が未収の発行額を用いて計上される。買戻された受益証券の未払金は、財政状態計算書の発行日時時点で未払いの買戻額を用いて計上される。

2.11 FVTPLで測定する金融商品による純損益

FVTPLで測定する金融商品による純損益には、実現/未実現の損益ならびに発生収益(「発生収益」)が含まれる。FVTPLで測定する金融商品による実現純損益は、先入先出法により算出される。FVTPLで測定する金融資産および金融負債における実現純(損)益は、当該の金融商品の原価と売却取引における決済価格との差額に相当する。

FVTPLで測定する金融資産および金融負債から生じる未実現評価損益の純変動は、報告期間の開始日における金融商品の帳簿価額、または当該報告期間内に購入した場合は取引価格と、当該報告期間の終了日における帳簿価額の差額に相当する。詳細については、注記7を参照のこと。

2.12 法人税等

本トラストは、ケイマン諸島政府により、2063年12月2日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。現時点において、上記の諸税がケイマン諸島により課されることはない。

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

本シリーズ・トラストは、複数の国において投資収益およびキャピタル・ゲインに対して課される源泉徴収税を発生させる可能性がある。この投資収益またはキャピタル・ゲインは、包括利益計算書において、源泉徴収税の総額として記載される。源泉徴収税は、包括利益計算書における独立した1つの項目として記載される。2025年12月31日および2024年12月31日を末日とする事業年度において、源泉徴収税は支払われなかった。

本シリーズ・トラストは、ケイマン諸島以外の国に所在する企業の証券に投資している。そうしたケイマン諸島以外の国の多くでは、本シリーズ・トラストを含む非居住者にも適用される、キャピタル・ゲイン課税を定めた税法が導入されている。これらのキャピタル・ゲイン課税額は申告納税方式により決定される必要があるため、これらの課税については本シリーズ・トラストの仲介業者による「源泉徴収」ベースでの控除は行わない。

IAS第12号「法人所得税」に従い、本シリーズ・トラストは、特定の外国における関連する税務当局がすべての事実および状況について完全な知識を持つことを前提として、当該国の当局がその国の税法に基づき、本シリーズ・トラストが同国において獲得したキャピタル・ゲインに対して税金負債を要求する可能性が高い場合、この税金負債を認識することが要求される。この税金負債は、同国において導入された税法および税率、または当該報告期間末までに実質的に導入された税法および税率を用いて、該当する税務当局に対して支払うべき額として算定される。ただし、現行の税法がオフショア投資のシリーズ・トラストに対してどのように適用されるかについては不明確な場合がある。この場合、税金負債が最終的に本シリーズ・トラストの負担になるかどうかについて不確実性が生じる。このため、運営者は、不確実な税金負債を測定する際に、関連の税務当局が公式または非公式な方法によりどのような課税を行っているかを含む、税負担の可能性に影響を及ぼしうる入手可能な関連事実および状況につき、これらすべてを考慮に入れるものとする。

2025年12月31日および2024年12月31日時点において、管理会社は、本シリーズ・トラストが、付属の財務諸表上で未認識税務便益として計上すべき負債が存在しないと判断した。管理会社は最善を尽くして上記の判断を下したが、本シリーズ・トラストが獲得したキャピタル・ゲインに対して外国の税務当局が課税するリスクは排除できない。このような課税は事前の通告なしに生じうるものであり、遡及的に課税される可能性もある。その結果として本シリーズ・トラストの損失を招く可能性がある。

グローバル・セレクト・キャリア戦略ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

3. 受益証券の買戻

本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価格は、本シリーズ・トラストの純資産価値を本シリーズ・トラストの同時点における発行済受益証券口数で除することにより計算される。管理事務代行会社は、各取引日の業務終了時に本シリーズ・トラストの純資産価値を算出する。

受益証券の価格は、すべての目的において、適用されるクラスの表示通貨で算出および支払が行われる。

米ドルクラスの当初購入価格は1口当たり100米ドル以上でなければならず、1口に満たない端数の注文は認められない。全受益者は、購入申込書への記入を完了する必要がある。受益証券の当初購入価格は、1口当たり10米ドルである。受益証券に対するすべての支払いは、米ドルで行われなければならない。受託会社は、理由の如何を問わず、また理由を提示することなく、いかなる購入も拒否する権限を持つ。

円クラスの当初最低購入価格は1口当たり10,000円以上でなければならず、1口に満たない端数の注文は認められない。全受益者は、購入申込書への記入を完了する必要がある。受益証券の当初購入価格は、1口当たり1,000円である。受益証券に対するすべての支払いは、日本円で行われなければならない。受託会社は、理由の如何を問わず、また理由を提示することなく、いかなる購入も拒否する権限を持つ。

ユーロクラスの当初最低購入価格は1口当たり100ユーロ以上でなければならず、1口に満たない端数の注文は認められない。全受益者は、購入申込書への記入を完了する必要がある。受益証券の当初購入価格は、1口当たり10ユーロである。受益証券に対するすべての支払いは、ユーロで行われなければならない。受託会社は、理由の如何を問わず、また理由を提示することなく、いかなる購入も拒否する権限を持つ。

豪ドルクラスの当初最低購入価格は1口当たり100豪ドル以上でなければならず、1口に満たない端数の注文は認められない。全受益者は、購入申込書への記入を完了する必要がある。受益証券の当初購入価格は、1口当たり10豪ドルである。受益証券に対するすべての支払いは、豪ドルで行われなければならない。受託会社は、理由の如何を問わず、また理由を提示することなく、いかなる購入も拒否する権限を持つ。

ニュージーランドドルクラスの当初最低購入価格は1口当たり100ニュージーランドドル以上でなければならず、1口に満たない端数の注文は認められない。全受益者は、購入申込書への記入を完了する必要がある。受益証券の当初購入価格は、1口当たり10ニュージーランドドルである。受益証券に対するすべての支払いは、ニュージーランドドルで行われなければならない。受託会社は、理由の如何を問わず、また理由を提示することなく、いかなる購入も拒否する権限を持つ。

グローバル・セレクト・キャリア戦略ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

受益証券が初回に発行された後、適格投資家はその後の募集日において当該の募集価格により受益証券を購入することができる。受益証券に対するすべての支払いは、米ドルで行うものとする。受託会社は、理由の如何を問わず、また理由を提示することなく、いかなる購入も拒否する権限を持つ。

受託会社または受託会社が正式に指定した代理人は、関連する募集日から2営業日以内の午後7時(日本時間)までに、受益証券に対する募集価格を通知されなければならない。募集への申込を取り消すことはできない。

2025年12月31日時点における、純資産総額、発行済受益証券口数、および1口当たり純資産価値は以下のとおり：

ユニットクラス	純資産総額	発行済口数	受益証券1口当たり 純資産価格
豪ドルクラス	\$ 9,872,950	1,379,678	\$ 7.1560
ユーロクラス	2,401,391	195,271	12.2977
円クラス	42,266,444	6,866,437	6.1555
米ドルクラス	78,814,027	7,099,861	11.1008
	<u>\$ 133,354,812</u>	<u>15,541,247</u>	

2024年12月31日時点における、純資産総額、発行済受益証券口数、および1口当たり純資産価値は以下のとおり：

ユニットクラス	純資産総額	発行済口数	受益証券1口当たり 純資産価格
豪ドルクラス	\$ 14,199,806	2,190,345	\$ 6.4829
ユーロクラス	3,603,405	336,199	10.7181
円クラス	92,817,206	15,023,834	6.1780
米ドルクラス	135,957,561	12,646,732	10.7504
	<u>\$ 246,577,978</u>	<u>30,197,110</u>	

各クラスの運営上の通貨は米ドルである。

2025年12月31日時点および2024年12月31日時点において、全発行済受益証券は受益者1社が保有しており、同受益者は純資産の持分100%を保有する。

グローバル・セレクト・キャリア戦略ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

受益者が保有する受益証券を譲渡する場合、受託会社による事前の書面による合意が必要であるが、受託会社はこの合意を合理的な理由なく保留または遅延しないものとする。受益証券の譲渡は、本シリーズ・トラストの受益者登録簿に記載されない限り効力を持たず、受託会社または受益者に対する拘束力を持たない。

各受益者は、受託会社または受託会社が正式に指定した代理人に対し、受益者が保有する受益証券の全部または一部につき、該当する買戻日における買戻価格で買戻すことを要請する買戻請求を提出することができる。買戻請求は、適用される通貨による金額または受益証券の口数を指定して提出することができる。上記の請求が、受益者登録簿に記録された受益者の保有するすべての受益証券に対するものでない場合、受託会社はその単独の裁量に基づき、買戻の最小単位を10,000円または1口と定めることができる。買戻請求を取り消すことはできない。

疑義を避けるために付言すると、最終買戻日に買戻された受益証券については買戻手数料が発生しない。

いずれのクラスについても、受益証券の買戻に関して受益者に対して発生する未払金は現金で支払われるものとするが、受託会社が、管理会社との協議の上で、受益者の最善の利益に資すると判断する場合は、受託会社が保有する受益証券の分配による物納(または一部を物納)することも可能である。受託会社が買戻を実施すると決定した場合、買戻を行う受益者に対して同日に実施されるすべての分配は、同一の基準に基づく。

さらに、受益者への未払金額から為替交換の費用を控除することを条件に、自由に購入可能なその他の通貨で支払うことが可能であり、受益者はそのような支払いに適用可能な通貨を申請できる。かかる買戻による収入については、実際の分配までの期間において利息が発生しない。

2025年12月31日を末日とする年度における、発行された受益証券による収入および買戻された受益証券の支払いは以下のとおり：

ユニットクラス	発行された 受益証券による収入	買戻された 受益証券の支払い
豪ドルクラス	\$ 46,129	\$ (5,428,649)
ユーロクラス	39,603	(1,659,436)
円クラス	260,076	(52,629,184)
米ドルクラス	11,860,382	(71,407,512)
合計	\$ 12,206,190	\$ (131,124,781)

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド

財務諸表に対する注記 (続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

2024年12月31日を末日とする事業年度における、発行された受益証券による収入および買戻された受益証券の支払いは以下のとおり：

ユニットクラス	発行された 受益証券による収入	買戻された 受益証券の支払
豪ドルクラス	\$ 20,915,388	\$ (13,768,665)
ユーロクラス	1,067,684	(251,386)
円クラス	47,041,917	(57,295,976)
米ドルクラス	99,885,652	(24,416,827)
合計	\$ 168,910,641	\$ (95,732,854)

2025年12月31日および2024年12月31日を末日とする事業年度における、発行された受益証券、買戻された受益証券、および発行済受益証券の口数は以下のとおりである：

ユニットクラス	2024年12月31日時点	発行済受益証券	買戻された 受益証券	2025年12月31日時点
豪ドルクラス	2,190,345	7,094	(817,761)	1,379,678
ユーロクラス	336,199	3,307	(144,235)	195,271
円クラス	15,023,834	41,436	(8,198,833)	6,866,437
米ドルクラス	12,646,732	1,113,874	(6,660,745)	7,099,861
合計	30,197,110	1,165,711	(15,821,574)	15,541,247

ユニットクラス	2023年12月31日時点	発行済受益証券	買戻された 受益証券	2024年12月31日時点
豪ドルクラス	1,249,144	2,984,665	(2,043,464)	2,190,345
ユーロクラス	266,614	91,698	(22,113)	336,199
円クラス	16,681,428	7,043,830	(8,701,424)	15,023,834
米ドルクラス	5,816,356	9,105,983	(2,275,607)	12,646,732
合計	24,013,542	19,226,176	(13,042,608)	30,197,110

1口当たり純資産価格の算定が中止されている場合においては、受益証券の発行および買戻、ならびにかかる取引に関する支払いは停止される。かかる業務停止が課せられたり解除されたりした場合、受託会社は実務上可能な限り迅速に受益者に通知する。上記の業務停止期間においても、募集への申込および買戻請求は取り消すことができず、状況に応じて、次の募集日または買戻日に処理される。

グローバル・セレクト・キャリア戦略ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

4. 重要な会計上の見積りおよび判断

運営者は、報告された資産および負債の額に影響を及ぼす、将来に関する見積りおよび判断を行う。見積りは継続的に評価され、過去のデータに加えて、当該状況の下で発生することが合理的だと考えられる将来事象の予測を含むその他の要素に基づいて推定される。その結果である会計上の見積りは、その性質上、関連する実際の結果と一致することは稀である。本シリーズ・トラストは、適宜、店頭デリバティブをはじめとする活発な市場で取引されていない金融商品を保有する可能性がある。これらの商品の公正価値については、各種のバリュエーション技法を用いて決定する。公正価値の決定にバリュエーション技法(例:モデル)が使用される場合、その内容の正確性は管理会社により確認され、定期的に検証される。

5. 財務リスク管理

5.1 本シリーズ・トラストの主なリスクファクター

本シリーズ・トラストの運用は、市場リスク、信用リスク、および流動性リスクといった様々な財務リスクを伴う。財政状態計算書の作成日において未決済の金融商品の性質および範囲ならびに本シリーズ・トラストが採用するリスク管理方針について以下に説明する。これらのリスク管理は、受託会社が承認した各種ポリシーに基づき、管理会社が担当する。

本シリーズ・トラストは、様々な種類のリスクに対処するにあたり、その測定および管理をリスクの種類に応じて異なる方法で行う。この方法の詳細については、以下に記載した。

(A) 市場リスク

市場リスクは、損失と利益の両方の可能性を内包し、価格リスク、為替リスク、および金利リスクが含まれる。

本シリーズ・トラストの投資リスク管理に関する戦略は、本シリーズ・トラストの投資目標によって決定されている。本シリーズ・トラストは、受託証券の発行により受け取った全収入の、担保付スワップ・カウンターパーティへの投資を通じて、受益者に戦略へのエクスポージャーを提供することを目的としている。管理会社は定期的に取り締役会を開催し、管理会社の投資運用およびコンプライアンス監視状況について報告する。

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド

財務諸表に対する注記 (続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

管理会社は本シリーズ・トラストの投資目的および戦略に従って本シリーズ・トラストの投資を管理し、本シリーズ・トラストの投資上の制限または本シリーズ・トラストの借入およびレバレッジに関する制限に違反して本シリーズ・トラストの資産が使用または投資されないように、必要かつ経済的に合理的な措置が講じられるようにする。管理会社は、内部で作成され、定期的に更新される投資ガイドラインに従って投資管理活動を実行する。管理会社は受託会社に対し、通常の業務の外での事象または状況の結果として必要とされる投資運用の決定またはその他の投資運用活動について助言を行う。

() 通貨リスク

担保付スワップにおいては、米ドル、豪ドル、円、ユーロ、またはニュージーランドドル (指数ユニバースに含まれる各指数ならびに選択指数に表示されたオプションにおける表示通貨) と、各クラスの表示通貨間における為替レートの変動リスクを最小化するために、本戦略全体において通貨ヘッジを実行する。

本シリーズ・トラストが保有する担保付スワップは米ドル建てであるため、管理会社は本シリーズ・トラストには外貨リスクがほとんどなく、外国為替レートの実勢水準の直接的な変動によるリスクにさらされていないと考えている。

本シリーズ・トラストが投資する担保付スワップ・カウンターパーティ取引においては、本シリーズ・トラストの機能通貨以外の通貨建てで表示されるか、取引される場合がある。このため、外国為替レートの変動により、本シリーズ・トラストのポートフォリオの価値が影響を受ける場合がある。

一般に、本シリーズ・トラストの機能通貨が他の通貨と比較して割高になった場合、本シリーズ・トラストの機能通貨への両替時において他通貨の価値が低下するため、かかる他の通貨建ての証券の価値も低下する。反対に、本シリーズ・トラストの機能通貨が他の通貨と比較して割安になった場合、かかる他の通貨建ての証券は価値が上昇する。

グローバル・セレクト・キャリア戦略ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

一般に「為替リスク」と呼ばれるこのリスクは、本シリーズ・トラストの機能通貨の為替レートが上昇した場合、投資家へのリターンが減少し、機能通貨の為替レートが下落した場合、同リターンが上昇することを意味する。為替レートは短期間に大きく変動する可能性があり、その原因としては金利の変動、各国政府や中央銀行、あるいはIMFといった国際機関による介入(または介入の失敗)や通貨管理の実施、その他の政治的状況の変化などが挙げられる。この結果、本シリーズ・トラストが投資する外国通貨建ての証券のリターンが減少する場合がある。本シリーズ・トラストが保有するポジションの一部は、通貨の価格変動の予測から利益を得ることを意図したものである。将来価格の予想は本質的に不確実なものであり、市場がポジションと逆方向に変化した場合に被る損失は、ヘッジされない。一般に、価格変動の絶対値を予測する試みは、相対的な価格変動を予測する試みと比較して、より投機的な意味合いが強いと考えられている。

本シリーズ・トラストまたはそのクラスは、様々な種類の外国通貨建て取引を利用するため、該当する場合、本シリーズ・トラストまたはそのクラスのパフォーマンスは特定の通貨(複数の場合も含む)の値動きによる影響を受ける可能性がある。管理会社による有効な為替対策プログラムの実行は保証されていない。また、本シリーズ・トラストまたはそのクラスの機能通貨が、本シリーズ・トラストまたはクラスが投資する商品で使用されるその他の通貨に対して下落した場合、本シリーズ・トラストまたはクラスは為替業務に起因する損失を抱える可能性がある。さらに本シリーズ・トラストまたはクラスは、管理会社が指定した通貨戦略により取引費用を発生させる場合がある。

以下の表は、2025年12月31日時点における本シリーズ・トラストの通貨リスクに対するエクスポージャーの概要を示したものである。

2025年12月31日時点		現金および現金同等物、当座借越差引後	株式および債務証券	その他の資産および負債(純額)	純額	純資産価値に対する割合(%)
豪ドル	AUD	\$ -	\$ 9,872,013	\$ -	\$ 9,872,013	7.4%
ユーロ	EUR	-	2,401,150	-	2,401,150	1.8%
日本円	JPY	(120,763)	42,273,193	(420,220)	41,732,210	31.3%
		(120,763)	54,546,356	(420,220)	54,005,373	40.5%
米ドル	USD	-	78,808,455	540,984	79,349,439	59.5%
		\$ (120,763)	\$ 133,354,811	\$ 120,764	\$ 133,354,812	100.0%

グローバル・セレクト・キャリア戦略ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

以下の表は、2024年12月31日時点における本シリーズ・トラストの通貨リスクに対するエクスポージャーの概要を示したものである。

2024年12月31日時点		現金および現金同等物、当座借越差引後	株式および債務証券	その他の資産および負債(純額)	純額	純資産価値に対する割合(%)
豪ドル	AUD	\$ -	\$ 14,198,912	\$ (528,893)	\$ 13,670,019	5.5%
ユーロ	EUR	-	3,603,184	(50,920)	3,552,264	1.4%
日本円	JPY	(58,727)	92,823,513	(154,137)	92,610,649	37.6%
		(58,727)	110,625,609	(733,950)	109,832,932	44.5%
米ドル	USD	-	135,952,368	792,678	136,745,046	55.5%
		\$ (58,727)	\$ 246,577,977	\$ 58,728	\$ 246,577,978	100.0%

以下の表は、2025年12月31日および2024年12月31日時点における、外国為替レートの変動に対する本シリーズ・トラストが保有する資産および負債の感応度の概要を示している。以下の分析は、他のすべての変動要素が一定であると仮定した上で、対象となる外国通貨の対米ドルレートが、表に示した割合(%)で上昇/(下落)したという想定に基づいている。この表は、運営者が外国為替レートのヒストリカル・ボラティリティを考慮した上で実施した、当該レートの合理的な変動範囲に関する最善の見積りを示したものである。

通貨	2025年における通貨レートの合理的な変動範囲	本シリーズ・トラストの純資産に対する影響
AUD	+/- 7.29%	+/- \$ 719,670
EUR	+/- 11.83%	+/- \$ 284,056
JPY	+/- 0.34%	+/- \$ 141,890

通貨	2024年における通貨レートの合理的な変動範囲	本シリーズ・トラストの純資産に対する影響
AUD	+/- 9.26%	+/- \$ 1,265,844
EUR	+/- 5.69%	+/- \$ 202,124
JPY	+/- 10.71%	+/- \$ 9,918,601

グローバル・セレクト・キャリア戦略ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

() 金利リスク

本シリーズ・トラストが保有する金融資産および金融負債の大部分は、利息を発生しない。その結果、本シリーズ・トラストは、市場金利の実勢水準の変動に起因する重大なリスク(すなわち公正価値の金利リスクに対する大きな直接的エクスポージャー)を負わない。

() 市場価格リスク

価格リスクとは、戦略固有の要因または市場で取引されるすべての金融商品に影響を与える要因によるものかどうかにかかわらず、市場価格の変化の結果として投資の価値が変動するリスクである。

本シリーズ・トラストが保有する投資の価値は、包括的利益計算書において認識された公正価値の変動に基づく公正価値により算定されているため、市場環境におけるすべての変動は、純資産の合計および包括利益の合計に直接的な影響を及ぼす。

2025年12月31日および2024年12月31日時点で有価証券の市場価格が1%上昇すると、その他のすべてが同等である場合、受益証券の受益者に帰属する純資産はそれぞれ1,333,548米ドルおよび2,465,780米ドル増加する。反対に、有価証券の市場価格が1%下落した場合、その他一切が同じであれば、同額の逆方向の影響が発生する。

(B) 信用リスク

本シリーズ・トラストは、カウンターパーティが満期時において負債の全額を支払うことができないリスクである信用リスクに対するエクスポージャーを有する。減損引当金は、財政状態計算書の作成日までに発生した損失に対して割り当てられるものである。

信用リスクは、金融商品のカウンターパーティが、本シリーズ・トラストとの間で締結した義務または債務を履行しないリスクを指す。管理会社は、個別のカウンターパーティへのエクスポージャーに基づいて集中リスクを決定する。本財政状態計算書の作成日において、すべての純資産は担保付スワップ・カウンターパーティにより保有されている。

担保付スワップ・カウンターパーティは受益者の利益のために受託会社に対して担保を提供しており、担保付スワップ・カウンターパーティが担保付スワップ取引に基づく支払およびその他の義務の履行を怠った場合、受託会社はかかる担保を利用できる。ただし、かかる担保が、担保付スワップ取引に基づく担保付スワップ・カウンターパーティの支払義務を満たすのに十分な価値を持つことは保証されない。

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

担保の価値が減少して事前に定められた保全率を下回った場合、契約により担保付スワップ・カウンターパーティは追加の担保を提供しなければならない。2025年12月31日および2024年12月31日時点における本シリーズ・トラストの担保価値は、それぞれ22,295,439,792円(142,240,198米ドル)および41,493,977,381円(264,023,781米ドル)である。

信用リスクは、取引の相手先に信頼できる金融機関およびカウンターパーティを選ぶことにより軽減される。管理会社は、かかる相手先における信用状態および財政状態を継続的に監視することにより、このリスクを監視する。管理会社は、これらの相手先の信用格付けが適切なレベルであると判断した。

2025年12月31日および2024年12月31日時点における、全金融資産を対象とする信用リスクへのエクスポージャーの上限は、財政状態計算書に記載された残高である。ただし、担保を請求した場合の正味実現可能価額は考慮していない。これらの資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。

担保付スワップ契約は、2025年12月31日時点および2024年12月31日時点でのムーディーズ信用格付けがA a 2であるUBS A Gとの間で締結されている。

(C) 流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資を購入または売却することが困難な場合に生じる。本シリーズ・トラストによる非流動性証券への投資は、かかる非流動性証券を有利な時期または価格で売却することが不可能である場合があるため、本シリーズ・トラストのリターンを減少させる可能性がある。本シリーズ・トラストの主要な投資戦略が、先進国以外の国における証券や、重大な市場リスクおよび、または信用リスクを抱える証券を含む限りにおいて、本シリーズ・トラストは、流動性リスクに関して最大のエクスポージャーを有する傾向がある。本シリーズ・トラストの保有する証券は、組織的市場において取引されておらず、流動性がない可能性がある。その結果、本シリーズ・トラストは、流動性要件を満たす目的で、かかる証券への投資を公正価値に近い価格で迅速に現金化できない可能性がある。

グローバル・セレクト・キャリ戦略ファンド

財務諸表に対する注記 (続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

本シリーズ・トラストの約款は、受益証券をいつでも解約できる条項を定めているため、買戻に必要な金額を満たすのに十分な証券の売却ができない場合は常に、受益者の買戻に応じる上での流動性リスクが生じる。受益証券は、受益者が権利を行使することにより買戻される。ただし、これらの商品の保有者は一般に中長期的に保有するため、受託会社はこの開示された契約上の満期が実際のキャッシュ・フローを反映するとは想定していない。

管理会社は、本シリーズ・トラストの流動性ポジションを継続的に監視する。金融負債の契約上の残余期間は、3カ月未満である。流動性リスクは、非流動性資産に対する投資の割合を本シリーズ・トラストが保有する純資産価値の15%未満に抑えることにより管理される。空売りされる証券の合計価格は、常に本シリーズ・トラストの純資産価値を下回るものとする。

以下の表は、本シリーズ・トラストが保有する金融負債につき、財政状態計算書の日付時点における契約上の満期日までの残存期間に従ってグループ化して分析したものである。本表に記載した額は、契約上の割引前キャッシュ・フローである。

2025年12月31日時点	1カ月未満	1～3カ月	合計
当座借越	\$ 120,763	\$ -	\$ 120,763
以下に対する債務：			
買戻された受益証券	799,674	-	799,674
購入された投資証券	3,203	-	3,203
契約上のキャッシュ・アウト・フロー (受益者に帰属する純資産を除く)	\$ 923,640	\$ -	\$ 923,640

2024年12月31日時点	1カ月未満	1～3カ月	合計
当座借越	\$ 58,727	\$ -	\$ 58,727
以下に対する債務：			
買戻された受益証券	1,713,781	-	1,713,781
購入された投資証券	30,000	-	30,000
契約上のキャッシュ・アウト・フロー (受益者に帰属する純資産を除く)	\$ 1,802,508	\$ -	\$ 1,802,508

以下の表は、本シリーズ・トラストの投資戦略に基づくキャッシュ・フローの時期を理解する上で純額決済の契約満期日が非常に重要と見なされる本シリーズ・トラストの担保付スワップ・カウンターパーティの概要を示したものである。開示されている担保付スワップへの投資における未実現評価損の変動は、割引前キャッシュ・フローを表している。

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

	1年超	合計
2025年12月31日時点		
担保付スワップへの投資	\$ (1,572,942)	\$ (1,572,942)
2024年12月31日時点		
担保付スワップへの投資	\$ (23,196,594)	\$ (23,196,594)

(D) リスク管理

本シリーズ・トラストの管理会社チームは、特定のリスク管理システムおよび専門家の支援により、すべてのポートフォリオのポジションおよび定量的なリスク指標について定期的に報告を受ける。今後投資を行う者は、フェイルセーフなリスク管理システムは存在せず、管理会社が採用したリスク管理フレームワーク(例: ストップウイン、ストップロス、シャープレシオ、ロスリミット、バリュアットリスク、あるいは現在知られているその他の方法または今後開発される方法)がその目的を達成し、大規模な損失を防止またはその規模を限定することに成功するという保証はないことを理解する必要がある。リスク管理システムや手法、あるいは価格決定モデルが、将来の取引パターンや金融市場における投資価格の決定方法を正確に予測できるという保証はない。

(E) 資本リスク管理

本シリーズ・トラストの資本は、受益証券の受益者に帰属する純資産である。本シリーズ・トラストは、受益者の裁量により毎日の募集および買戻が行われるため、受益証券の受益者に帰属する純資産の金額は毎日大幅に変動しうるものである。資本管理における本シリーズ・トラストの目標は、受益者にリターンを提供し、その他の関係者に報酬を提供するため、および強固な資本ベースを維持することにより本シリーズ・トラストの投資活動の発展を支援するため、本シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力を保護することである。資本構成を維持または修正するため、本シリーズ・トラストのポリシーは以下を実行する:

- ・流動資産との比較における、毎日の募集および買戻の水準を監視し、本シリーズ・トラストが受益者に支払う分配額を調整する。
- ・本シリーズ・トラストの定款に従い、受益証券の買戻および新規発行を行う。

管理会社は、受益者に帰属する純資産価値に基づき総資本を監視する。

グローバル・セレクト・キャリア戦略ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

5.2 本シリーズ・トラストのその他のリスク

(A) 保管リスク

保管会社、または保管会社の役割を果たすべく選定されたその他の銀行もしくは仲介業者は破綻する可能性があり、この場合、本シリーズ・トラストは、これらの保管会社が保有するファンドまたは投資の全体または一部を失う可能性がある。

(B) 免責リスク

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管会社、およびその他の関係者、ならびにそれらの代理人、代表者、オフィサー、社員、および関係者は、1口当たり純資産価格が低下するような特定の状況において、本シリーズ・トラストの資産に対する責任を免じられる権利を有する。

(C) 決済リスク

一部の海外市場における決済および清算手続きは、米国、欧州連合、および日本における場合と大きく異なる。海外市場における決済および清算手続き、ならびに取引関連の規制は、米国内での投資の決済では通常発生しない特定のリスクを生じる可能性がある(証券の支払いや引渡しにおける遅延など)。場合によっては、一部の外国における決済において、取引された証券の口数が一致しない場合がある。こうした問題により、管理会社による本シリーズ・トラストの口座を対象とする取引の実行が困難になる可能性がある。管理会社が原資産証券の購入につき決済できないか、決済が遅延した場合、有利な投資機会を取り逃がす可能性があり、本シリーズ・トラストの資産の一部が未投資となり、一定の期間においてリターンを獲得できない結果が生じうる。

管理会社が証券の売却の決済ができない、または決済が遅延した場合、かかる証券の価値がその後下落すると本シリーズ・トラストに対して損失が発生する可能性がある。また、管理会社がかかる証券を別の相手先に売却する契約を結んでいた場合、本シリーズ・トラストは発生したすべての損失に対して補償責任を負う可能性がある。

(D) カウンターパーティ・リスクおよび仲介リスク

管理会社またはその権限を移譲された者が、本シリーズ・トラストの口座のために取引または投資を行う相手先である、保管会社をはじめとする銀行や証券会社を含む金融機関およびカウンターパーティは、財政状態が悪化し、本シリーズ・トラストに関してそれぞれが抱える債務の履行が不可能になる可能性がある。このような債務不履行が発生した場合、本シリーズ・トラストは大きな損失を被る可能性がある。管理会社はさらに、特定の取引の安全性を高めることを目的として、本シリーズ・トラストの口座のためにカウンターパーティに対して担保を提供する場合がある。

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

本シリーズ・トラストは、財政状態計算書において、いかなる金融資産または金融負債についても相殺を行っておらず、デリバティブ資産を全く保有していない。

(E) 担保リスク

カウンターパーティの不履行または支払不能に対する本シリーズ・トラストの潜在的なエクスポージャーを軽減するために、カウンターパーティから担保を取得し、担保管理システムを導入したとしても、かかるリスクを完全に排除することはできない。提供された担保は、いくつかの理由により、カウンターパーティの義務を満たすのに十分でない場合がある。また、カウンターパーティが提供した担保は日次ベースで評価されるが、担保として提供された特定の債券および、または株式の価値に常に有効な市場価格があるとは限らない。

担保が正しく正確に評価される保証はない。担保が正しく評価されていない場合、本シリーズ・トラストは損失を被る可能性がある。担保が正しく評価されている場合でも、カウンターパーティが債務不履行または支払不能に陥ってから担保が換金されるまでの間に担保の価値が減少する可能性がある。同様に、本シリーズ・トラストが他の資産に投資し、担保付スワップを通じてその投資の価値の一部を戦略の価値と実質的に交換する場合、かかる資産は担保と似通った目的を果たし、かかる資産の価値は担保付スワップのカウンターパーティが債務不履行または支払不能に陥ってから担保が換金されるまでの間に減少する可能性がある。本シリーズ・トラストが同様の目的のために保有する担保またはその他の資産の価値が減少するリスクは、その資産が非流動的資産である場合、かかる資産の換金に要する時間の長さのせいでより大きくなる可能性があり、かかる資産は、提供される担保および/または本シリーズ・トラストの投資の全部またはかなりの部分で構成される可能性がある。

カウンターパーティの支払義務およびカウンターパーティが提示した担保は営業日ごとに独立して評価され、担保の金額および構成は、担保要件を満たすように調整される。担保関連ポリシーは管理会社によって監視されるが、ポリシーが正しく遵守され、実施されていない限り、カウンターパーティが債務不履行または支払不能に陥った場合に本シリーズ・トラストは損失を被る可能性がある。

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド

財務諸表に対する注記 (続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

(F) 発生収益および分配

ユニットクラスに関して発生収益があるという保証はない。分配金は、ユニットクラスに帰属する投資元本から、その全体または一部を支払う場合があるが、ユニットクラスの発生収益がゼロである可能性もある。分配金は実質的に投資家の初期資本のリターン、すなわちキャピタル・ゲインをもたらすため、分配金が配分可能な収益を上回る場合、投資家の初期資本をその超過額の範囲で侵食する可能性がある。管理会社は、その裁量により、ユニットクラスに関して1つ以上の特別分配を決定し、支払うべきであると決定することができる。特別分配の額は、管理会社の裁量により決定するものとする。こうした侵食の可能性があるため、資本保全を追求する投資家は、本シリーズ・トラストの投資価値の低下が価値の下落だけでなく資産価値の低下および分配による投資家への資本還元によっても引き起こされる可能性があることを考慮することが強く推奨される。本シリーズ・トラストが収益を上げない場合、受益者が受益証券の買戻により受け取る買戻価格は、受益者の当初の投資額を下回る可能性がある。

(G) 担保付スワップに対する持分の非保有

本受益証券のリターンは、中でも、担保付スワップのパフォーマンスに依存する。本受益証券への投資は、受益者に対し、担保付スワップ取引あるいは、かかる担保付スワップ取引におけるいかなる原資産に対しても直接的な持分を提供するものではなく、担保付スワップ・カウンターパーティや、かかる担保付スワップ取引に関連するいかなる原資産、あるいは担保付スワップ・カウンターパーティに対するいかなるサービス提供者の行動を管理するためのいかなる権利を与えるものではない。担保付スワップによる負債（その全体または一部であるかを問わず）を相殺するため、担保付スワップ・カウンターパーティまたは第三者は、担保付スワップに含まれる関連した戦略を構成する原資産に対する（直接または間接の）持分を所有する場合があるが、かかる者はかかる持分を保有し、またはその持分の一定割合維持しなければならないと言う要件は課されない。

(H) 計算代理人の裁量

担保付スワップの計算代理人は、計算を実行し、担保付スワップに関する具体的な決定を下すにあたり裁量を持つ。担保付スワップの計算代理人は誠意をもって商業的に合理的な方法で行動する一般的な義務を負うが、担保付スワップの契約条件は担保付スワップの計算代理人に対して受託会社の最善の利益を念頭に置いて行動する明示的な契約上の義務を課しておらず、投資家は担保付スワップの計算代理人による決定が担保付スワップの経済的利益に予期せぬ悪影響を及ぼす可能性があることを認識すべきである。担保付スワップの計算代理人によって行使された、または（明白な誤りがない）計算によって行使されたかかる裁量は、担保付スワップのカウンターパーティと受託会社、したがって最終的には受益者を拘束する。

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

(I) 本シリーズ・トラストの早期終了

本シリーズ・トラストの最終買戻日は2163年12月1日に予定されているが、強制買戻事由が発生した場合、かかる最終買戻日が前倒して実施される。

5.3 公正価値測定およびヒエラルキーの設定

本シリーズ・トラストはIFRS会計基準第13号「公正価値の測定」を適用し、金融資産および金融負債の両方に対する公正価値測定のインプットとして、市場における最終取引価格を使用している。

活発な市場とは、当該資産または負債に対する取引が、継続的な価格情報を提供するのに十分な頻度および取引量で実行されている市場を指す。

活発な市場で取引されていない金融資産および金融負債の公正価値については、他のバリュエーション技法を用いて決定する。本シリーズ・トラストは、様々な方法を利用し、各期末における市場環境に基づく仮定を作成する。オプション、通貨スワップ、およびその他の店頭デリバティブなどの非標準的金融商品に対して採用されるバリュエーション技法としては、類似する最近の一般的な取引条件の使用、実質的に同内容の他の金融商品への参照、割引キャッシュ・フロー分析、オプション価格モデル、および市場参加者に広く使用されているその他のバリュエーション技法の活用が挙げられ、市場インプットを最大限使用し、事業体固有のインプットに対する依存を可能な限り少なくしている。

活発な市場が存在しない金融商品については、本シリーズ・トラストは、業界において一般に標準的であると認識されているバリュエーション方法および技法に基づく、社内で開発したモデルを使用する場合がある。これらのモデルに対するインプットの一部は、市場において観察できる情報ではないため、仮定に基づく見積りである。モデルによるアウトプットは、常に、確信を持って決定することができない見積りあるいは概算値であり、使用されたバリュエーション技法は、本シリーズ・トラストが保有するポジションに関連するすべての要素を十分に反映したものではない場合がある。このため、バリュエーションは、適当な場合において、モデルリスク、流動性リスクおよびカウンターパーティ・リスクを含む追加の要素を反映するよう修正される場合がある。

本シリーズ・トラストは、測定に使用されるインプットの重要度を反映した公正価値ヒエラルキーを利用して、公正価値測定を分類する。

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

この公正価値ヒエラルキーは、以下の3階層により構成される：

- ・レベル1のインプットとは、同一の資産または負債に関する活発な市場における公表価格(無調整)で、事業体が測定日においてアクセス可能なものを指す。
- ・レベル2のインプットとは、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットのうち、資産または負債について直接的あるいは間接的に観察可能なものを指す。
- ・レベル3のインプットとは、資産または負債に関する観察が不可能なインプットを指す。

公正価値測定全体を分類する際に使用される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体の公正価値測定にとって重要な複数のインプットのうち最も低いレベルのインプットをベースとして決定される。そのため、個々のインプットの重要度は、全体としての公正価値測定と照らし合わせて評価される。特定の公正価値測定において、観察可能なインプットが使用できるものの、相当程度を観察不可能なインプットにより修正する必要がある場合、かかる測定はレベル3の測定となる。全体としての公正価値測定に対する、特定のインプットの重要性を評価するには、当該資産または負債に固有の要因を考慮した上での判断が要求される。

「観察可能」なインプットが何によって構成されるかについての決定も、管理会社の助言の下、管理事務代行会社の判断による部分が多い。管理会社の助言の下で、管理事務代行会社は、簡単に入手可能であり、定期的に配布または更新され、信頼性および正確性が高く、社内情報ではなく、関連する市場に積極的に関与している独立系の情報源により提供された市場データにつき観察可能なデータであると見なす。

以下は、本シリーズ・トラストが保有する金融資産の価値測定にあたり、2025年12月31日時点で使用されたインプットに基づく公正価値測定の概要である：

純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	(無調整)同一商品の 活発な市場における 公表価格 (レベル1)	重要度の高い その他の観察可能な インプット (レベル2)	重要度の高い 観察不可能な インプット (レベル3)	2025年12月31日 現在の公正価値
担保付スワップへの投資	\$ -	\$ 133,354,811	\$ -	\$ 133,354,811
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	\$ -	\$ 133,354,811	\$ -	\$ 133,354,811

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド

財務諸表に対する注記 (続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

以下は、本シリーズ・トラストが保有する金融資産の価値測定にあたり、2024年12月31日時点で使用されたインプットに基づく公正価値測定の概要である：

純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	(無調整)同一商品 の活発な市場におけ る公表価格 (レベル1)	重要度の高い その他の観察可能な インプット (レベル2)	重要度の高い 観察不可能な インプット (レベル3)	2024年12月31日 現在の公正価値
担保付スワップへの投資	\$ -	\$ 246,577,977	\$ -	\$ 246,577,977
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	\$ -	\$ 246,577,977	\$ -	\$ 246,577,977

2025年12月31日および2024年12月31日を末日とする事業年度において、3つのレベル間での振替は生じなかった。

活発とは見なされない市場で取引される金融商品ではあるが、市場の公表価格や、仲買業者による値付け、または観察可能なインプットを参考にした代替的な価格設定者による価格付けより測定された商品については、レベル2に分類される。店頭デリバティブはこのカテゴリーに含まれる。レベル2の金融商品には、活発な市場で取引されていない(または移転に制限がある)ポジションが含まれるため、バリュエーションは、一般に入手可能な市場情報に基づいて非流動性や非移転性を反映して調整する場合がある。

レベル3に分類される投資には、取引頻度が低いため、観察不可能な重要なインプットが含まれる。2025年12月31日および2024年12月31日時点で、本シリーズ・トラストはレベル3に分類される投資を保有していない。

担保付スワップの評価額は、目論見書の付属資料43に記載したバリュエーション・モデルに従って算出される。詳細については、注記2.2 (D)を参照のこと。

純損益を通じて公正価値で測定するもの以外の金融資産および金融負債

- () 2025年12月31日および2024年12月31日時点で、その他すべての資産および負債(売却済有価証券に対する未収金、発行済投資証券に対する未収金、その他の資産ならびに当座借越、購入した有価証券の買掛金と買戻された受益証券の未払金を含む)は短期の金融資産および金融負債であると見なされ、短期の性質を持つことから、その帳簿価額はほぼ公正価格に等しい。バリュエーション技法の詳細については、注記2を参照のこと。

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

- () 受益者に帰属する純資産。本シリーズ・トラストは、受益証券の買戻および発行につき、財務諸表における算定方法と整合する方法により、買戻時点における本シリーズ・トラストの純資産に対する持分割合を算定し、かかる割合の買戻および発行を行う。したがって、受益者に帰属する純資産の帳簿価額はほぼ公正価格に等しい。

6. 担保付スワップ

本シリーズ・トラストは、担保付スワップに投資し、その価値は、本シリーズ・トラストの口座に対する戦略のパフォーマンスに連動する。価値の増減は、未実現の損益として計上される。本シリーズ・トラストは、満期日において、対象となる証券の価値に基づき、カウンターパーティからの支払を受領し、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の実現した純損を計上する。ストラクチャード商品は、注記5で説明する様々なリスクを伴う。

受益証券 - 2025年12月31日時点の担保付スワップ残高：(純資産の100%)

戦略	満期日	カウンターパーティ	公正価値	未実現評価損益
グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド豪ドルクラス	2027年3月1日	UBS AG	\$ 9,872,013	\$ 470,169
グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンドユーロクラス	2027年3月1日	UBS AG	2,401,150	157,643
グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド円クラス	2027年3月1日	UBS AG	42,273,193	(3,498,503)
グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド米ドルクラス	2027年3月1日	UBS AG	78,808,455	1,297,749
			\$ 133,354,811	\$ (1,572,942)

受託証券 - 2024年12月31日時点の担保付スワップ残高：(純資産の100%)

戦略	満期日	カウンターパーティ	公正価値	未実現評価損益
グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド豪ドルクラス	2027年3月1日	UBS AG	\$ 14,198,912	\$ (1,082,514)
グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンドユーロクラス	2027年3月1日	UBS AG	3,603,184	(86,150)
グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド円クラス	2027年3月1日	UBS AG	92,823,513	(20,214,866)
グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド米ドルクラス	2027年3月1日	UBS AG	135,952,368	(1,813,064)
			\$ 246,577,977	\$ (23,196,594)

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

7. 担保付スワップへの投資における純益/(損)および発生収益

	2025年12月31日	2024年12月31日
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る純損益は、以下により構成される：		
担保付スワップへの投資に係る実現純(損)	\$ (15,925,568)	\$ (43,967,481)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る実現純損合計	\$ (15,925,568)	\$ (43,967,481)
担保付スワップへの投資における未実現評価の変動	\$ 21,623,652	\$ 20,210,363
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る未実現評価益の純増(減)合計	\$ 21,623,652	\$ 20,210,363

報酬収入

報酬収入は報酬クーポンにより構成され、金額は次のとおりである：

	2025	2024
報酬クーポン	\$ 2,284,300	\$ 3,078,151
報酬収入合計	\$ 2,284,300	\$ 3,078,151

注記1で説明されているように、担保付スワップ・カウンターパーティは、担保付スワップにより、本シリーズ・トラストの受託者としての権限に基づき、受託会社に対し、各ユニットクラスに関連する毎月の分配金(および該当する場合は特別分配金)に等しい金額の形で支払うことに同意した。

注記8で説明したように、報酬代行会社に対しては、管理会社が受託会社に代わって本シリーズ・トラストの資産から報酬クーポンに等しい金額の手数料(「運営費用報酬」)を支払う。

8. 報酬、費用、および関連当事者間取引

8.1 報酬および費用

(A) 代行協会員報酬

代行協会員会社は、各評価日に発生し計算される純資産価値の0.01%を年当たりの報酬として受け取る権利を持つものとする。代行協会員報酬は、報酬代行会社が運営費用報酬から支払うものとする。

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド

財務諸表に対する注記 (続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

(B) 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、純資産総額の5億米ドル以下に対して0.07%、5億米ドル超10億米ドル以下に対して0.06%、10億米ドル超に対して0.05%を年当たりの報酬として受け取るが、最低月額報酬は3,750米ドルとする。この費用は、報酬代行会社が運営費用報酬から支払うものとする。管理事務代行会社はさらに、その職務の遂行により適切に発生したすべての自己負担経費につき、運営費用報酬から払い戻しを受ける権利を有する。

(C) 保管会社報酬

保管会社は、保管関連業務への対価として、かかる資産の市場実態を踏まえ、資産に基づく報酬および取引手数料を受け取り、この支払いは運営費用報酬から報酬代行会社が支払うものとする。保管会社はさらに、その職務の遂行により適切に発生したすべての自己負担経費につき、運営費用報酬から払い戻しを受ける権利を有する。

8.2 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者と見なされる。受託会社、報酬代行会社、管理会社、販売会社、および担保付スワップ・カウンターパーティはいずれも本シリーズ・トラストの関連当事者である。

通常の業務に含まれる取引を除き、関連当事者間とのその他の取引は行われなかった。

(A) 受託会社報酬

受託会社に対しては、報酬代行会社によって年当たり10,000米ドルの固定報酬が運営費用報酬から前払いで支払われるものとする。本シリーズ・トラストの代理として発生した、すべての適切な自己負担経費および支出についても、受託会社に対して運営費用報酬から払い戻される。2025年12月31日および2024年12月31日を末日とする事業年度において受託会社が獲得した報酬、ならびに2025年12月31日および2024年12月31日時点での受託会社に対する未払いの報酬は(もしある場合)、それぞれ報酬代行会社報酬の一部として包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(B) 報酬代行会社報酬

受託会社は、報酬代行会社との間で報酬代行会社選任契約を締結しており、報酬代行会社はかかる契約に基づき、本シリーズ・トラストにおける一部の継続的な経費および費用(以下「通常経費」という)の支払を本シリーズ・トラストを代理して実行する。2025年12月31日および2024年12月31日を末日とする年度において報酬代行会社が獲得した報酬、ならびに2025年12月31日および2024年12月31日時点での報酬代行会社に対する未払いの報酬は(もしある場合)、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

報酬代行会社には、各評価日に発生し計算される純資産価値の1.215%を年当たりの報酬(以下、「運営費用報酬」という)として受け取る権利が与えられる。運営費用報酬は、管理事務代行会社が受託会社の代理人として本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。

報酬代行会社報酬には、管理事務報酬、保管会社報酬、監査報酬、販売会社報酬、代行協会員報酬、受託会社報酬、管理会社報酬、設立費用に加えて、報酬代行会社による合理的な判断に基づき通常のコストおよび経費に含まれると判断された以下の経費および費用が含まれる:

- () 監査報酬および費用に含まれていない法的経費および監査経費
- () 本シリーズ・トラストまたは本トラストの名義において、政府機関および省庁に支払うべき年間費用、および
- () 保険料
- () 目論見書および付属資料43およびその他の類似する募集書類の作成に関連する費用、かかる文書の作成、印刷、翻訳および提供に関する費用
- () 税務報告
- () 投資家向けサービスおよび受益者総会、受益者による承認、財務報告およびその他の報告業務、代理人に関する連絡通信費用
- () マネー・ローンダリング対策のコンプライアンスおよび監視に関連する経費、ならびに本シリーズ・トラストの経済的実質に関連する経費
- () 本シリーズ・トラストの終了または清算に関連する費用

疑義のないように付言すると、報酬代行会社は、担保付スワップに関する手数料、証券取引に関する仲介手数料、証券の購入または売却に伴う税、法務または報酬費用、ライセンス費用、諸税、ならびに、管理会社が経常的な費用と判断しない特別な費用および経費を支払う責任を負わない。

グローバル・セレクト・キャリア戦略ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

受託会社は、報酬代行会社に対し、報酬代行会社選任契約における条件(合理的かつ適切な理由により発生したすべての法的、専門的、およびその他の費用を含む)に基づく義務および職務の履行および不履行を理由として、報酬代行会社に対して提起されたか、報酬代行会社が生じさせた、すべての訴訟、手続き、請求、コスト、要求、および費用につき、本シリーズ・トラストの保有する資産のみに対して免責することに合意した。ただし、かかる訴訟、手続き、請求、コスト、要求、または費用が、報酬代行会社による重大な過失、悪意、詐欺、または故意の過失により発生したものである場合はこの限りではない。

報酬代行会社または受託会社のいずれかは、相手方に対して暦日90日以前に書面で通知することにより、報酬代行会社選任契約を解除することができる。報酬代行会社選任契約はさらに、同契約で定めた状況が発生した場合に解除することができる。

(C) 管理会社報酬

管理会社は、運営費用報酬から支払われる年当たり5,000米ドルを管理報酬として受け取るものとし、月割りの後払いで支払われる。2025年12月31日および2024年12月31日を末日とする事業年度において管理会社が獲得した報酬、ならびに2025年12月31日および2024年12月31日時点で管理会社に対する未払いの報酬は(もしある場合)、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に報酬代行会社報酬の一部として記載されている。

(D) 販売会社報酬

販売会社は、販売会社が受益者である受益証券のユニットクラスにつき、当該ユニットクラスの発行総額に対する販売会社の保有割合に基づき、同ユニットクラスに帰属する純資産価値に対して年間0.85%の手数料を受け取る権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いするものとする。(以下「販売報酬」という)。販売報酬は、報酬代行会社が運営費用報酬から支払うものとする。2025年12月31日および2024年12月31日を末日とする事業年度において販売会社が獲得した報酬、ならびに2025年12月31日および2024年12月31日時点での販売会社に対する未払いの報酬は(もしある場合)、それぞれ報酬代行会社報酬の一部として包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

グローバル・セレクト・キャリア戦略ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2025年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

(E) 担保付きスワップのカウンターパーティ

本シリーズ・トラストは、管理会社の関連当事者であるUBS AGとの間で担保付スワップを締結することが許可されている。2025年12月31日および2024年12月31日時点で未決済の担保付スワップ契約については、注記6および注記7で説明されている。2025年12月31日および2024年12月31日を末日とする事業年度に、UBS AGとの担保付スワップ契約において、それぞれ、実現純(損失)(15,925,568)米ドルと(43,967,481)米ドル、および未実現評価益の変動21,623,652米ドルと20,210,363米ドルを計上した。これらは、包括利益計算書に記載されている。

9. 借入およびレバレッジ関連ポリシー

本シリーズ・トラストは、短期キャッシュ・フローを円滑化する必要がある場合、純資産価値の最大10%までを借り入れることが可能である。2025年12月31日および2024年12月31日を末日とする事業年度において、本シリーズ・トラストは借入を行わなかった。

10. 後発事象

受託会社は、本財務諸表の発行準備が整った日である2026年4月29日までのすべての後発取引および事象を評価した。2026年1月1日から2026年4月29日までの期間において、125,993ドルの申込を受け、21,653,884ドルの買戻を実行した。本シリーズ・トラストに関して報告すべきその他の後発事象は生じていない。

[次へ](#)

Global Select Carry Strategy Fund

Statement of Financial Position

December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

Assets	December 31, 2025	December 31, 2024
Financial assets at fair value through profit or loss (Note 2.2, 6)	\$ 133,354,811	\$ 246,577,977
Receivables for:		
Investments sold (Note 2.4)	920,438	1,713,782
Units issued (Note 2.10, 3)	3,203	30,000
Other assets	-	58,727
Total assets	<u>134,278,452</u>	<u>248,380,486</u>
Liabilities		
Bank overdraft (Note 2.1)	120,763	58,727
Payables for:		
Units repurchased (Note 2.8, 2.10, 3)	799,674	1,713,781
Investments purchased (Note 2.4)	3,203	30,000
Liabilities (excluding net assets attributable to the holder of units)	<u>923,640</u>	<u>1,802,508</u>
Net assets attributable to the holder of units (Note 3)	<u>\$ 133,354,812</u>	<u>\$ 246,577,978</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Global Select Carry Strategy Fund
Statement of Comprehensive Income
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

Income	December 31, 2025	December 31, 2024
Net income/(loss) from financial instruments at FVTPL ⁽¹⁾		
Fee income (Note 2.11, 7)	\$ 2,284,300	\$ 3,078,151
Net realized (loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (Note 2.2, 7)	(15,925,568)	(43,967,481)
Net change in unrealized appreciation on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (Note 2.2, 7)	21,623,652	20,210,363
Net realized (loss)/gain on foreign currency transactions (Note 2.6)	(1,782)	9,726
Net change in unrealized (depreciation) on foreign currency translations (Note 2.6)	(877)	-
Total income/(loss)	<u>7,979,725</u>	<u>(20,669,241)</u>
Expenses		
Fee agent fees (Note 8.2B)	<u>2,284,300</u>	<u>3,078,151</u>
Total expenses	<u>2,284,300</u>	<u>3,078,151</u>
Operating profit/(loss)	<u>5,695,425</u>	<u>(23,747,392)</u>
Increase/(decrease) in net assets attributable to the holder of units from operations	<u>\$ 5,695,425</u>	<u>\$ (23,747,392)</u>

(1) This relates to net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss ("FVTPL") including realized and unrealized gain/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss and fee income.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Global Select Carry Strategy Fund

Statement of Changes in Net Assets Attributable to the Holder of Units

For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

At December 31, 2023	\$	197,147,583
Issue of units (Note 3)		168,910,641
Repurchases of units (Note 2.8, 3)		(95,732,854)
(Decrease) in net assets attributable to the holder of units from operations		(23,747,392)
At December 31, 2024	\$	246,577,978
Issue of units (Note 3)		12,206,190
Repurchases of units (Note 2.8, 3)		(131,124,781)
Increase in net assets attributable to the holder of units from operations		5,695,425
At December 31, 2025	\$	133,354,812

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Global Select Carry Strategy Fund

Statement of Cash Flows

For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

	December 31, 2025	December 31, 2024
Cash flows from operating activities:		
Increase/(decrease) in net assets attributable to the holder of units from operations	\$ 5,695,425	\$ (23,747,392)
Adjustments to reconcile increase/(decrease) in net assets attributable to the holder of units from operations to cash provided by/(used in) operating activities:		
Purchases of financial assets at fair value through profit or loss	(12,206,190)	(168,910,640)
Proceeds from disposition of financial assets at fair value through profit or loss	131,127,440	95,723,129
Net realized loss on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	15,925,568	43,967,481
Net change in unrealized (appreciation) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	(21,623,652)	(20,210,363)
Decrease/(increase) in receivables for investments sold	793,344	(1,043,875)
Decrease in other assets	58,727	201,336
Increase/(decrease) in bank overdraft	62,036	(201,337)
(Decrease) in payables for investments purchased	(26,797)	(6,047,529)
Net cash provided by/(used in) operating activities	<u>119,805,901</u>	<u>(80,269,190)</u>
Cash flows from financing activities:		
Proceeds from units issued, net of change in receivables for units issued	12,232,987	174,965,732
Repurchases of units, net of change in payables for units repurchased	(132,038,888)	(94,696,542)
Net cash (used in)/provided by financing activities	<u>(119,805,901)</u>	<u>80,269,190</u>
Net increase in cash and cash equivalents	<u>-</u>	<u>-</u>
Cash and cash equivalents at beginning of year (Note 2.1)	<u>-</u>	<u>-</u>
Cash and cash equivalents at end of year (Note 2.1)	<u>\$ -</u>	<u>\$ -</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Global Select Carry Strategy Fund

Notes to Financial Statements

For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

1. ORGANIZATION

Global Select Carry Strategy Fund (the "Series Trust") is a Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III (the "Trust"), an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated December 2, 2013 under Cayman Islands law. The Series Trust was established pursuant to a Supplemental Trust Deed dated August 26, 2022 and executed by Elian Trustee (Cayman) Limited (the "Trustee"), a trust company incorporated under the laws of the Cayman Islands. The Series Trust commenced operations on October 12, 2022.

The Trust is an exempted unit trust under the Trusts Act (as Revised) of the Cayman Islands and registered under the Mutual Funds Act (as Revised) of the Cayman Islands on January 22, 2014.

The principal office for the Trustee (and therefore the Series Trust) is One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands.

The manager of the Series Trust is UBS Management (Cayman) Limited (the "Manager").

The Administrator, Custodian and Transfer Agent of the Series Trust is Brown Brothers Harriman & Co. (the "Administrator", "Custodian" and "Transfer Agent").

From March 1, 2024, UBS AG, London Branch ("UBS AG") acts as the Fee Agent (the "Fee Agent"), Calculation Agent (the "Calculation Agent") and the Collateralized Swap Counterparty (the "Collateralized Swap Counterparty"). Prior to that date, Credit Suisse International acted as the Fee Agent, Calculation Agent and the Collateralized Swap Counterparty

The Manager has authorized SMBC Trust Bank Ltd. to act as the Distributor (the "Distributor") of the units in Japan.

From March 1, 2024, UBS Securities Japan Co. Ltd. acts as the Agent Member Company (the "Agent Member Company"). Prior to that date, Credit Suisse Securities (Japan) Limited, acted as the Agent Member Company.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

The USD Class Units are denominated in "U.S. " Dollars. All references to "U.S. " Dollars, "USD " and "\$ " are to "U.S. " Dollars. The JPY Class Units are denominated in Japanese Yen. All references to " / ", "JPY " and "Yen" are to Japanese Yen. The EUR Class Units are denominated in Euro. All references to "EUR" are to Euro. The AUD Class Units are denominated in Australian Dollars. All references to "AUD" are to Australian Dollars. The NZD Class Units are denominated in New Zealand Dollars. All references to "NZD" are to New Zealand Dollars.

The investment objective of the Series Trust is to provide investors with medium-term to long-term capital growth by providing exposure to a notional trading strategy (the "Strategy ") which sells put option contracts on a selected equity index (the "Selected Index"). The Selected Index will be selected by the Manager from (1) a representative US equity index, (2) a representative European equity index, and (3) a representative Japanese equity index (the "Index Universe"), and such indices will initially be comprised of (1) the S&P 500 Index (Bloomberg ticker: SPX Index), (2) the EURO STOXX 50 Index (Bloomberg ticker: SX5E Index), and (3) the Nikkei 225 Stock Average (Bloomberg ticker: NKY Index) (the "Initial Indices"). However, potential investors should note that the Manager may replace any of the Initial Indices (and the Index Universe as applicable) with another representative equity index where the Manager considers that such substitution is in the interests of Unitholders and such terms are in accordance with the Series Trust's investment objective. The Initial Indices track the performance of 500 large companies listed on stock exchanges in the United States, the performance of 50 companies listed on stock exchanges in Eurozone countries and the price-weighted performance of 225 top-rated companies listed on Tokyo Stock Exchange, respectively.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

The Strategy aims to generate stable income by receiving option premiums from the sale of put options, and reinvesting such income in the Strategy. The underlying of the put options are intended to be selected from the Index Universe referencing market data on a specific business day before each rebalance of the Strategy. The index from the Index Universe with the implied highest option premium in relation to put option contracts with a strike price of 92% of the index level (such put option contract in the selection having the same maturity date as the put option contract that will be sold during the rebalance) on that specific business day will be selected as the underlying. While the Strategy does not offer exposure to the upside performance of the Selected Index, in principle, the Strategy aims to mitigate some losses from declines in the Selected Index level by setting a strike price of 92% of the Selected Index level at the time the put option contract is entered into, such that the Selected Index could decrease by up to 8% during the relevant period, before the Strategy realizes a loss at the time of the put option expiry (noting that put option contracts are marked to market and any unrealized loss may impact the Strategy valuation at any point in time prior to the relevant put option contract's expiry).

The Collateralized Swaps Counterparty has agreed under the Collateralized Swaps to pay to the Trustee, in its capacity as trustee of the Series Trust, income in the form of an amount equal to the Monthly Distribution (which may include amounts realized from the partial termination of the relevant Collateralized Swaps Counterparty) (if any) (and, if applicable, a Special Distribution) in respect of each class of units, as discussed in Note 2.7.

The Collateralized Swaps Counterparty has also agreed under each of the Collateralized Swaps to pay the Fee Coupon (the "Fee Coupon") to the Trustee, in its capacity as trustee of the Series Trust, which the Trustee intends to apply towards the payment of the Fee Agent's Operational Costs Fee. Unitholders will therefore not be entitled to any distributions of the Fee Coupon, as discussed in Note 7.

The financial statements were authorized for issue by the Trustee on April 29, 2026.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

2. SUMMARY OF MATERIAL ACCOUNTING POLICIES

The principal accounting policies applied in the preparation of these financial statements are set out below. These policies have been consistently applied to all the periods presented, unless otherwise stated. The financial statements have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards (" IFRS ").

The preparation of financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards requires the use of certain critical accounting estimates and requires the Trustee and the Manager to exercise their judgment in the process of applying the Series Trust's accounting policies. Areas where assumptions and estimates are material to the financial statements are disclosed in Note 4. Actual results may differ from these estimates.

The Series Trust has adopted Investment Entities (Amendments to IFRS Accounting Standard 10, IFRS Accounting Standard 12 and IAS 27) (2012) (the Amendments). Management concluded that the Series Trust meets the definition of an investment entity.

Classification and measurement of financial assets and financial liabilities

IFRS Accounting Standard 9 contains three principal classification categories for financial assets: measured at amortized cost, fair value through profit and loss (FVTPL) and fair value through other comprehensive income (FVOCI). The classification of financial assets under IFRS Accounting Standard 9 is generally based on the business model in which a financial asset is managed and its contractual cash flow characteristics.

On initial recognition, the Series Trust classifies financial assets as measured at amortized cost or FVTPL.

A financial asset is measured at amortized cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at FVTPL:

- i) It is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and,
- ii) Its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely represent payments of principal and interest (SPPI).

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

A financial asset is measured at fair value through profit or loss if any of the following apply:

- i) Its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are solely payments of principal and interest (SPPI) on the principal amount outstanding;
- ii) It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell;
- iii) At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at FVTPL when doing so eliminates or materially reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising the gains and losses on them on different bases.

In assessing whether the contractual cash flows are SPPI, the Series Trust considers the contractual terms of the instrument. This includes assessing whether the financial asset contains a contractual term that could change the timing or amount of contractual cash flows such that it would not meet this condition. In making this assessment, the Series Trust considers:

- contingent events that would change the amount or timing of cash flows;
- leverage features;
- prepayment and extension features;
- terms that limit the Series Trust's claim to cash flows from specified assets (e.g. non-recourse features); and
- features that modify consideration of the time value of money (e.g. periodical reset of interest rates).

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

The Series Trust has determined that it has two business models:

- Held-to-collect business model: this includes receivables for units issued, receivables for investments sold and other assets. These financial assets are held to collect contractual cash flow.
- Other business model: this includes financial assets at fair value through profit or loss (Investment in Collateralized Swaps). These financial assets are managed and their performance is evaluated, on a fair value basis, with frequent sales taking place.

In making an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held, the Series Trust considers all of the relevant information about how the business is managed, including:

- the documented investment strategy and the execution of this strategy in practice. This includes whether the investment strategy focuses on earning contractual interest income, maintaining a particular interest rate profile, matching the duration of the financial assets to the duration of any related liabilities or expected cash outflows or realising cash flows through the sale of the assets;
- how the performance of the portfolio is evaluated and reported to the Series Trust's management;
- the risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed;
- how the Manager is compensated: e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected; and
- the frequency, volume and timing of sales of financial assets in prior periods, the reasons for such sales and expectations about future sales activity.

Transfers of financial assets to third parties in transactions that do not qualify for derecognition are not considered sales for this purpose, consistent with the Series Trust's continuing recognition of the assets.

Financial liabilities carried at amortized cost include bank overdraft, payables for securities purchased, payables for units repurchased and other fees.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

Impairment of financial assets

The 'expected credit loss' (ECL) model applies to financial assets measured at amortized cost and debt investment at FVOCI, but not to investments in equity instruments.

Based on the Series Trust's assessment, the ECL model does not have a material impact on the Series Trust's financial assets because:

- The majority of the financial assets are measured at FVTPL and the impairment requirements do not apply to such instruments.
- The financial assets at amortized cost are short-term (i.e. no longer than 12 months), of high credit quality and/or highly collateralized. Accordingly, the ECLs on such assets are expected to be small.

New standards, amendments and interpretations issued but not effective for year ended December 31, 2025:

A number of new standards and amendments to standards are effective for annual periods beginning January 1, 2025 and earlier application is permitted; however, the Series Trust has not early applied these new or amended standards in preparing these financial statements as they do not have a material effect on the Series Trust's financial statements.

In April 2024, the International Accounting Standards Board issued IFRS 18, "Presentation and Disclosure in Financial Statements" which aims to improve the quality of financial reporting by introducing new requirements which include new required categories and subtotals in the Statement of Comprehensive Income/(Loss) and enhanced guidance on grouping of information. IFRS 18 replaces IAS 1, "Presentation of Financial Statements". This standard is effective for annual periods beginning on or after January 1, 2027, with early adoption permitted. The Series Trust is currently assessing the impact of these new requirements.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

2.1 Cash and Cash Equivalents

The Series Trust considers all cash, foreign cash and short-term deposits with original maturity of three months or less to be cash and cash equivalents. Bank overdraft is shown in liabilities in the Statement of Financial Position.

At December 31, 2025 and December 31, 2024, the Series Trust held no cash and cash equivalents.

2.2 Financial Assets and Liabilities

(A) Classification

The Series Trust classifies financial assets and liabilities into the following categories:

Financial assets at fair value through profit or loss:

- Mandatorily at FVTPL: Investments in Collateralized Swaps.

Financial assets at fair value through profit or loss consist of the following:

	December 31, 2025 - Fair Value	December 31, 2025 - Cost
Investments in Collateralized Swaps	\$ 133,354,811	\$ 134,927,753
	December 31, 2024 - Fair Value	December 31, 2024 - Cost
Investments in Collateralized Swaps	\$ 246,577,977	\$ 269,774,571

Financial assets at amortized cost:

- Receivables for investments sold, receivables for units issued and other assets.

Financial liabilities at amortized cost:

- Other liabilities: payables for investments purchased, payables for units repurchased and bank overdraft.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

(B) Recognition/Derecognition

The Series Trust recognizes financial assets and liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Regular purchases and sales of investments are recognized on the trade date - the date on which the Series Trust commits to purchase or sell the investment. Financial assets are derecognized when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Series Trust has transferred substantially all risks and rewards of ownership. Financial liabilities are derecognized when its contractual obligations are discharged, canceled or expired.

(C) Measurement

Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are initially recognized at fair value with transaction costs recognized in the Statement of Comprehensive Income. Subsequent to initial recognition, all financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are measured at fair value. Gains and losses arising from changes in the fair value of the 'financial assets and liabilities at fair value through profit or loss' category are presented in the Statement of Comprehensive Income in the period in which they arise. Realized gains or losses on sale of investments are calculated using first-in-first-out method.

Financial assets and liabilities other than those at fair value through profit or loss are carried at amortized cost using the effective interest rate method, less impairment losses, if any. This is considered to approximate fair value due to the short-term or immediate nature of these instruments.

(D) Fair Value Estimation

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. The fair value of a liability reflects its non-performance risk. Investments or other assets for which market quotations are not readily available are valued at their fair value as determined in good faith in accordance with procedures adopted by the Trustee with advice from the Manager. The resulting change in unrealized gains or losses are reflected in the Statement of Comprehensive Income.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

(E) Investment in Collateralized Swaps

The Trustee enters into the Collateralized Swaps with the Collateralized Swaps Counterparty, for the account of the relevant class of units, which is linked to the performance of the relevant Strategy. Each Collateralized Swaps is U.S. Dollars denominated structure of approximately five year maturity (which may be extended at the discretion of the Collateralized Swaps Counterparty or may be subject to automatic extension unless otherwise specified by the Collateralized Swaps Counterparty).

2.3 Offsetting Financial Instruments

Financial assets and liabilities are offset and the net amount reported in the Statement of Financial Position only when there is a legally enforceable right to offset the recognized amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realize the asset and settle the liability simultaneously. The Series Trust has not offset any financial assets and financial liabilities in the statement of financial position. Certain financial assets and financial liabilities are subject to enforceable master netting or similar agreements that cover similar financial instruments. These arrangements do not meet the criteria for offsetting in the statement of financial position, as the Series Trust does not have any currently legally enforceable right to set off recognised amounts. The right to set off is enforceable only on the occurrence of future events, such as a default of the Series Trust or the counterparties or other credit events.

2.4 Receivables for Investments Sold and Payables for Investments Purchased

Receivables for investments sold and payables for investments purchased represent trading transactions that have been contracted for but not yet settled on the Statement of Financial Position date, respectively. These amounts are recognized initially and subsequently measured at fair value, less provision for impairment for amounts of receivables for investments sold. A provision for impairment is established when there is objective evidence that the Series Trust will not be able to collect all amounts of receivables for investments sold. Significant financial difficulties of the broker, probability that the counterparty will enter bankruptcy or financial reorganization, and default in payments are considered indicators that the amount of receivables for investments sold is impaired.

2.5 Expenses

Expenses are recognized on an accrual basis in the Statement of Comprehensive Income.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

2.6 Foreign Currency Translation

(A) Functional and Presentation Currency

The performance of the Series Trust is measured and reported to the investors in U.S. Dollars. The Trustee considers the U.S. Dollars as the currency that most faithfully represents the economic effects of the underlying transactions, events and conditions of the Series Trust. The financial statements are presented in U.S. Dollars, which is the Series Trust's functional and presentation currency.

(B) Transactions and Balances

Financial assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated in U.S. Dollars amounts at the date of valuation. Purchases and sales of financial assets and liabilities, issue and repurchase of units and income and expense items denominated in foreign currencies are translated into U.S. Dollars amounts on the respective dates of such transactions.

Reported net realized or unrealized foreign exchange gains or losses resulting from changes in foreign exchange rates on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are included in net realized gain or loss on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss, and net change in unrealized appreciation or depreciation on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in the Statement of Comprehensive Income.

Net realized gain/(loss) and net change in unrealized appreciation/(depreciation) on foreign currency transactions, if any, are disclosed separately in the Statement of Comprehensive Income.

2.7 Distributions

The current distribution policy of the Series Trust is not to make distributions to Unitholders, provided that the Manager may, in its discretion, determine that distributions in respect of a class of Units be payable from time to time. Consequently, all the net income and realized capital gains attributable to a class of Units will be reinvested and reflected in the Net Asset Value attributable to such class of Units.

There were no distributions declared and reinvested during the years ended December 31, 2025 and December 31, 2024.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

2.8 Repurchases of Units

The Series Trust has five classes of units which are repurchased at the holder's option. The Series Trust classifies its puttable instruments as liabilities or equity in accordance with IAS 32 (Amendment), Financial instruments: Presentation. The amendment requires puttable financial instruments that meet the definition of a financial liability to be classified as equity where certain strict criteria are met. Those criteria include:

- The puttable instruments must entitle the holder to a pro-rata share of net assets;
- The puttable instruments must be the most subordinated class and class features must be identical;
- There must be no contractual obligations to deliver cash or another financial asset other than the obligation on the issuer to repurchase; and
- The total expected cash flows from the puttable instrument over its life must be based substantially on the profit or loss of the issuer.

The Series Trust's participating units do not meet all of these conditions and are accordingly classified as financial liabilities at December 31, 2025 and December 31, 2024.

Units can be put back to the Series Trust at any time for cash equal to a proportionate share of the Series Trust's Net Asset Value.

Units are carried at the repurchased amount that is payable at the Statement of Financial Position date if the holder exercises the right to put the units back into the Series Trust.

Units are issued and repurchased at prices based on the Series Trust's Net Asset Value per unit at the time of issue or repurchase. The Series Trust's Net Asset Value per unit is calculated by dividing the net assets attributable to the holder of each class of units by the total number of outstanding units for each respective class. Refer to Note 3 for further discussion.

2.9 Indemnities

The Trustee and the Manager, on behalf of the Series Trust, enter into certain contracts that contain a variety of indemnifications. The Series Trust's maximum exposure under these arrangements is unknown. However, the Series Trust has not had prior claims of losses pursuant to these contracts and expects the risk of loss to be remote.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

2.10 Receivables for Units Issued and Payables for Units Repurchased

Receivable for units issued is carried at the issuance amount that is receivable at the Statement of Financial Position date. Payable for repurchase of units is carried at the repurchase amount that is payable at the Statement of Financial Position date.

2.11 Net income or loss from financial instruments at FVTPL

Net income or loss from financial instruments at FVTPL includes realized and unrealized gains or losses and Generated Income (the "Generated Income"). Net realized gain or loss from financial instruments at FVTPL is calculated using the first-in-first-out method. Net realized (loss) or gain on financial assets and liabilities at FVTPL represents the difference between the cost of the financial instruments and its settlement price of the sale trade.

Net change in unrealized (depreciation)/appreciation on financial assets and liabilities at FVTPL represents the difference between the carrying amount of a financial instrument at the beginning of the period, or the transaction price if it was purchased in the current reporting period and its carrying amount at the end of the reporting period. Refer to Note 7 for further details.

2.12 Taxation

The Trust has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains taxes until December 2, 2063. No such taxes are levied in the Cayman Islands at the present time.

The Series Trust could incur withholding taxes imposed by certain countries on investment income and capital gains. Such income or gain would be recorded gross of withholding taxes in the Statement of Comprehensive Income. Withholding taxes would be shown as a separate item in the Statement of Comprehensive Income. No withholding tax expense was paid during the years ended December 31, 2025 and December 31, 2024.

The Series Trust invests in securities domiciled in countries other than the Cayman Islands. Many of these foreign countries have tax laws which indicate that capital gains taxes may be applicable to non-residents including the Series Trust. These capital gains taxes are required to be determined on a self-assessment basis and, therefore, such taxes may not be deducted by the Series Trust's broker on a "withholding" basis.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

In accordance with IAS 12 Income Taxes, the Series Trust is required to recognize a tax liability when it is probable that the tax laws of foreign countries require a tax liability to be assessed on the Series Trust's capital gains sourced from such foreign country, assuming the relevant taxing authorities have full knowledge of all the facts and circumstances. The tax liability is then measured at the amount expected to be paid to the relevant taxation authorities using the tax laws and rates that have been enacted or substantively enacted by the end of the reporting period. There is sometimes uncertainty about the way enacted tax law is applied to offshore investment Series Trusts. This creates uncertainty about whether or not a tax liability will ultimately be paid by the Series Trust. Therefore, when measuring any uncertain tax liabilities management considers all of the relevant facts and circumstances available at the time which could influence the likelihood of payment, including any formal or informal practices of the relevant tax authorities.

As of December 31, 2025 and December 31, 2024, the Manager has determined that the Series Trust did not have a liability to record for any unrecognized tax benefits in the accompanying financial statements. While this represents the Manager's best estimate there remains a risk that the foreign tax authorities will attempt to collect taxes on capital gains earned by the Series Trust. This could happen without giving prior warning, possibly on a retrospective basis, and could result in a loss to the Series Trust.

3. REPURCHASES OF UNITS

The Net Asset Value of each unit of the Series Trust is calculated by dividing the Net Asset Value of the Series Trust by the total number of units of the Series Trust then outstanding. The Administrator computes the Net Asset Value of the Series Trust at the close of business on each dealing day.

The price of units, for all purposes, is calculated and paid in the currency of denomination of the applicable class of Units.

The USD Class Units, the minimum initial subscription must be no less than USD100 and orders may not include fractions. All unitholders must complete a subscription application. The initial purchase price of units is USD10 per unit. All payments for the units must be made in USD. The Trustee may reject any subscription for any reason and without providing reasons.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

The JPY Class Units, the minimum initial subscription must be no less than JPY10,000 and orders may not include fractions. All unitholders must complete a subscription application. The initial purchase price of units is 1/1,000 per unit. All payments for the units must be made in JPY. The Trustee may reject any subscription for any reason and without providing reasons.

The EUR Class Units, the minimum initial subscription must be no less than EUR100 and orders may not include fractions. All unitholders must complete a subscription application. The initial purchase price of units is EUR10 per unit. All payments for the units must be made in EUR. The Trustee may reject any subscription for any reason and without providing reasons.

The AUD Class Units, the minimum initial subscription must be no less than AUD100 and orders may not include fractions. All unitholders must complete a subscription application. The initial purchase price of units is AUD10 per unit. All payments for the units must be made in AUD. The Trustee may reject any subscription for any reason and without providing reasons.

The NZD Class Units, the minimum initial subscription must be no less than NZD100 and orders may not include fractions. All unitholders must complete a subscription application. The initial purchase price of units is NZD10 per unit. All payments for the units must be made in NZD. The Trustee may reject any subscription for any reason and without providing reasons.

After the initial issue of units, an eligible investor may subscribe for units on any subsequent subscription date at the relevant subscription price. All payments for the units shall be made in U.S. Dollars. The Trustee may reject any subscription for any reason and without providing reasons.

The Trustee or its duly designated agent must receive the subscription price for the units on or prior to 7:00 p.m. (Tokyo time) by no later than the second business day after the relevant subscription date. Subscription applications are irrevocable.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025
(Expressed in U.S. Dollars)

The total net assets, units outstanding and net asset value per unit as of December 31, 2025 were as follows:

Classes of units	Total net assets	Units outstanding	Net Asset Value per unit
AUD Class Units	\$ 9,872,950	1,379,678	\$ 7.1560
EUR Class Units	2,401,391	195,271	12.2977
JPY Class Units	42,266,444	6,866,437	6.1555
USD Class Units	78,814,027	7,099,861	11.1008
	<u>\$ 133,354,812</u>	<u>15,541,247</u>	

The total net assets, units outstanding and net asset value per unit as of December 31, 2024 were as follows:

Classes of units	Total net assets	Units outstanding	Net Asset Value per unit
AUD Class Units	\$ 14,199,806	2,190,345	\$ 6.4829
EUR Class Units	3,603,405	336,199	10.7181
JPY Class Units	92,817,206	15,023,834	6.1780
USD Class Units	135,957,561	12,646,732	10.7504
	<u>\$ 246,577,978</u>	<u>30,197,110</u>	

The operational currency of the units is U.S. Dollars.

As of December 31, 2025 and December 31, 2024, all issued units were held by one unitholder, who holds 100% of interest in the net assets.

A unitholder may transfer its holdings in units only with the prior written consent of the Trustee which consent shall not be unreasonably withheld or delayed. No transfer of units will be effective and binding on the Trustee or unitholder until entered into the Series Trust's register of unitholders.

Each unitholder may submit to the Trustee or its duly designated agent a repurchase notice requesting to have all or a portion of its units repurchased at the Repurchase Price on the relevant repurchase date. Repurchase orders may be submitted in either the relevant currency or in units. If such notice is not in respect of the entire holding units of such unitholder recorded in the register of unitholders then the Trustee in its sole discretion may apply a minimum repurchase requirement of /10,000 or 1 unit. Repurchase notices are irrevocable.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025
(Expressed in U.S. Dollars)

For the avoidance of doubt, a Repurchase Fee is not applied in the case of units repurchased on the Final Repurchase Day.

Amounts payable to the unitholder in connection with the repurchase of units of any class are paid in cash but may be made in kind (or partially in kind) by the distribution of securities held by the Trustee to the extent that the Trustee, in consultation with the Manager, determines it to be in the best interests of the unitholder. If such a determination is made by the Trustee, distributions to all repurchasing unitholders on the same day are made on the same basis.

Payment may also be made in such other currency that may be freely purchased with such applicable currency as a unitholder may request, provided that any foreign exchange cost shall be deducted from the amount payable to such unitholder. No such repurchase proceeds will bear interest prior to actual distribution.

During the year ended December 31, 2025 the proceeds from units issued and payments for units repurchased were as follows:

Classes of units	Proceeds from units issued	Payments for units repurchased
AUD Class Units	\$ 46,129	\$ (5,428,649)
EUR Class Units	39,603	(1,659,436)
JPY Class Units	260,076	(52,629,184)
USD Class Units	11,860,382	(71,407,512)
Total	\$ 12,206,190	\$ (131,124,781)

During the year ended December 31, 2024 the proceeds from units issued and payments for units repurchased were as follows:

Classes of units	Proceeds from units issued	Payments for units repurchased
AUD Class Units	\$ 20,915,388	\$ (13,768,665)
EUR Class Units	1,067,684	(251,386)
JPY Class Units	47,041,917	(57,295,976)
USD Class Units	99,885,652	(24,416,827)
Total	\$ 168,910,641	\$ (95,732,854)

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025
(Expressed in U.S. Dollars)

During the years ended December 31, 2025 and December 31, 2024, the number of units issued, repurchased and outstanding were as follows:

Classes of units	At December 31, 2024	Units issued	Units repurchased	At December 31, 2025
AUD Class Units	2,190,345	7,094	(817,761)	1,379,678
EUR Class Units	336,199	3,307	(144,235)	195,271
JPY Class Units	15,023,834	41,436	(8,198,833)	6,866,437
USD Class Units	12,646,732	1,113,874	(6,660,745)	7,099,861
Total	30,197,110	1,165,711	(15,821,574)	15,541,247

Classes of units	At December 31, 2023	Units issued	Units repurchased	At December 31, 2024
AUD Class Units	1,249,144	2,984,665	(2,043,464)	2,190,345
EUR Class Units	266,614	91,698	(22,113)	336,199
JPY Class Units	16,681,428	7,043,830	(8,701,424)	15,023,834
USD Class Units	5,816,356	9,105,983	(2,275,607)	12,646,732
Total	24,013,542	19,226,176	(13,042,608)	30,197,110

The issue and repurchase of units and payments in respect of such transactions will be suspended in any circumstances where the calculation of the Net Asset Value per unit is suspended. The Trustee will inform unitholder of such a suspension as soon as practicable after it is imposed or lifted. Subscription applications and repurchase notices cannot be withdrawn during such suspension and will be processed for the next subscription date or repurchase date, as the case may be.

4. CRITICAL ACCOUNTING ESTIMATES AND JUDGMENTS

Management makes estimates and assumptions concerning the future that affect the reported amounts of assets and liabilities. Estimates are continually evaluated and based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances. The resulting accounting estimates will, by definition, seldom equal the related actual results. The Series Trust may, from time to time, hold financial instruments that are not quoted in active markets, such as over-the-counter derivatives. Fair values of such instruments are determined by using valuation techniques. Where valuation techniques (for example, models) are used to determine fair values, they are validated and periodically reviewed by the Manager.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

5. FINANCIAL RISKS MANAGEMENT

5.1 Principal Risk Factors of the Series Trust

The Series Trust's activities expose it to a variety of financial risk: market risk, credit risk and liquidity risk. The nature and extent of the financial instruments outstanding at the Statement of Financial Position date and the risk management policies employed by the Series Trust are discussed below. The management of these risks is carried out by the Manager, under policies approved by the Trustee.

The Series Trust uses different methods to measure and manage the various types of risks to which it is exposed; these methods are explained below.

(A) Market Risk

Market risk embodies the potential for both losses and gains and includes price risk, currency risk and interest rate risk.

The Series Trust's strategy on the management of investment risk is driven by the Series Trust's investment objective. The Series Trust aims to provide unitholder with exposure to the Strategy through investment of all subscription proceeds received from the issue of units into the Collateralized Swaps Counterparty. The Manager periodically holds meetings of its board of directors and report on the investment management and the compliance monitoring status of the Manager.

The Manager manages the investments of the Series Trust in accordance with the investment objectives and strategies of the Series Trust making sure that necessary and economically rational steps are taken to prevent the Series Trust's assets from being used or invested in violation of the investment restrictions or borrowing and leverage restrictions of the Series Trust. The Manager carries out investment management activities in accordance with internally prepared and periodically updated investment guidelines. The Manager advises the Trustee of any investment management decisions or other investment management activities required as a result of occurrences or circumstances outside of the ordinary course of business.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

(i) Currency Risk

Within the Collateralized Swaps, currency hedging techniques will be performed at Strategy level in respect of the currency of each class of Units, to minimize the risk of currency fluctuation between USD, AUD, JPY, EUR or NZD, as the case may be (the currency of denomination of the indices of the Index Universe and options written on the Selected Index) and the currency of denomination of each class of Units.

Collateralized Swaps held by the Series Trust are denominated in U.S. Dollars, thus the Manager believes that the Series Trust has little currency risk exposure, and is not subject to risk due to direct fluctuations in the prevailing levels of foreign currency rates.

Collateralized Swaps Counterparty transactions in which the Series Trust invests through the Strategies, may be denominated or quoted in currencies other than the functional currency of the Series Trust. For this reason, changes in foreign currency exchange rates can affect the value of the Series Trust's portfolio.

Generally, when the Series Trust's functional currency rises in value against another currency, a security denominated in that currency loses value because the currency is worth less giving effect to the conversion into the Series Trust's functional currency. Conversely, when the Series Trust's functional currency decreases in value against another currency, a security denominated in that currency gains value.

This risk, generally known as "currency risk," means that a strong functional currency of the Series Trust may reduce returns to investors while a weak functional currency of the Series Trust may increase those returns. Currency rates may fluctuate significantly over short periods of time for a number of reasons, including changes in interest rates, intervention (or the failure to intervene) by the governments, central banks or supranational entities such as the International Monetary Fund, or by the imposition of currency controls or other political developments. As a result, the Series Trust's investments in foreign-currency denominated securities may reduce its returns. Certain positions taken by the Series Trust are designed to profit from forecasting currency price movements. Predicting future prices is inherently uncertain and the losses incurred, if the market moves against a position, will not be hedged. The speculative aspect of attempting to predict absolute price movements is generally perceived to exceed that involved in attempting to predict relative price fluctuations.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025
(Expressed in U.S. Dollars)

Through the use of various types of foreign currency transactions, the Series Trust or classes thereof, as applicable, may be exposed to the performance of a particular currency or currencies to contribute to the performance of the Series Trust or class. There can be no assurance that the Manager will employ a successful currency program and the Series Trust or class could incur losses attributable to its currency activities when the value of the functional currency weakens against the other currencies of the Series Trust or classes. In addition, the Series Trust or class will incur transaction costs in connection with the currency strategy designated by the Manager.

The table below summarizes the Series Trust's exposure to currency risks as of December 31, 2025:

At December 31, 2025		Cash and Cash Equivalents, net of Bank Overdraft	Equity and debt securities	Other Assets and Liabilities (Net)	Net	% of Net Asset Value
Australian Dollar	AUD	\$ -	\$ 9,872,013	\$ -	\$ 9,872,013	7.4%
Euro	EUR	-	2,401,150	-	2,401,150	1.8%
Japanese Yen	JPY	(120,763)	42,273,193	(420,220)	41,732,210	31.3%
		(120,763)	54,546,356	(420,220)	54,005,373	40.5%
United States Dollar	USD	-	78,808,455	540,984	79,349,439	59.5%
		\$ (120,763)	\$ 133,354,811	\$ 120,764	\$ 133,354,812	100.0%

The table below summarizes the Series Trust's exposure to currency risks as of December 31, 2024:

At December 31, 2024		Cash and Cash Equivalents, net of Bank Overdraft	Equity and debt securities	Other Assets and Liabilities (Net)	Net	% of Net Asset Value
Australian Dollar	AUD	\$ -	\$ 14,198,912	\$ (528,893)	\$ 13,670,019	5.5%
Euro	EUR	-	3,603,184	(50,920)	3,552,264	1.4%
Japanese Yen	JPY	(58,727)	92,823,513	(154,137)	92,610,649	37.6%
		(58,727)	110,625,609	(733,950)	109,832,932	44.5%
United States Dollar	USD	-	135,952,368	792,678	136,745,046	55.5%
		\$ (58,727)	\$ 246,577,977	\$ 58,728	\$ 246,577,978	100.0%

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025
(Expressed in U.S. Dollars)

The following tables summarize the sensitivity of the Series Trust's assets and liabilities to changes in foreign exchange movements at December 31, 2025 and December 31, 2024. The analysis is based on the assumptions that the relevant foreign exchange rate increased/(decreased) against the U.S. Dollar by the percentages disclosed in the tables, with all other variables held constant. This represents management's best estimate of a reasonably possible shift in the foreign exchange rates, having regard to historical volatility of those rates.

Currency		Reasonably possible shift in currency rate 2025			Impact to Series Trust Net Assets
AUD	+/-	7.29%	+/-	\$	719,670
EUR	+/-	11.83%	+/-	\$	284,056
JPY	+/-	0.34%	+/-	\$	141,890

Currency		Reasonably possible shift in currency rate 2024			Impact to Series Trust Net Assets
AUD	+/-	9.26%	+/-	\$	1,265,844
EUR	+/-	5.69%	+/-	\$	202,124
JPY	+/-	10.71%	+/-	\$	9,918,601

(ii) Interest Rate Risk

The Series Trust's financial assets and liabilities are non-interest bearing. As a result, the Series Trust is not subject to any significant risk or direct significant exposures to fair value interest rate risk due to fluctuations in the prevailing levels of market interest rates.

(iii) Market Price Risk

Price risk is the risk that the value of the investment will fluctuate as a result of changes in market prices, whether caused by factors specific to the Strategies or factors affecting all instruments traded in the market.

As the Series Trust's investments are carried at fair value with fair value changes recognized in the Statement of Comprehensive Income, all changes in market conditions will directly affect the total net assets and total comprehensive income.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

An increase in market prices of securities of 1% at December 31, 2025 and December 31, 2024 would, all else being equal, increase net assets attributable to the holder of units by \$1,333,548 and \$2,465,780, respectively. A decrease of 1% would, all else being, have an equal but opposite effect.

(B) Credit Risk

The Series Trust takes on exposure to credit risk, which is the risk that a counterparty will be unable to pay amounts in full when they fall due. Impairment provisions are provided for losses that have been incurred by the Statement of Financial Position date, if any.

Credit risk is the risk that counterparty to a financial instrument will fail to discharge an obligation or commitment that it has entered into with the Series Trust. The Manager determines concentration risk in relation to exposure to individual counterparties. At the Statement of Financial Position date, the entire net assets are held by the Collateralized Swaps Counterparty.

The Collateralized Swaps Counterparty has charged collateral to the Trustee for the benefit of the unitholder and the Trustee has recourse to such collateral in the event of a failure by the Collateralized Swaps Counterparty to perform its payment and other obligations under the Collateralized Swaps. However, there is no guarantee that the value of the collateral realized will be sufficient to meet the Collateralized Swaps Counterparty's payment obligations under the Collateralized Swaps Counterparty.

Where the value of the collateral decreases below the predetermined collateral coverage, the agreement requires the Collateralized Swaps Counterparty to post additional collateral. As of December 31, 2025 and December 31, 2024, the Series Trust's collateral value were /22,295,439,792 (\$142,240,198) and /41,493,977,381 (\$264,023,781), respectively.

The credit risk is mitigated by undertaking transactions with reputable financial institutions and counterparties.

The Manager monitors its risk by monitoring the credit quality and financial positions of such parties on an ongoing basis. The Manager has determined the credit ratings of these parties to be at appropriate levels.

The maximum exposure to credit risk of all financial assets as of December 31, 2025 and December 31, 2024, is the carrying amounts as shown on the Statement of Financial Position, without taking into account the net realizable value of collateral, where charged. None of these assets are impaired or past due.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

Collateralized Swaps are entered into with UBS AG, with a Moody's credit rating of Aa2 as of December 31, 2025 and December 31, 2024.

(C) Liquidity Risk

Liquidity risk exists when particular investments are difficult to purchase or sell. The Series Trust's investments in illiquid securities may reduce the returns of the Series Trust because it may be unable to sell the illiquid securities at an advantageous time or price. To the extent that the Series Trust's principal investment strategies involve non-developed country securities and securities with substantial market and/or credit risk, the Series Trust will tend to have the greatest exposure to liquidity risk. The Series Trust's investments are not traded in an organized market and may be illiquid. As a result, the Series Trust may not be able to quickly liquidate its investments in these instruments at an amount close to their fair value to meet its liquidity requirements.

The Series Trust's constitution provides for the daily cancellation of units and it is therefore exposed to the liquidity risk of meeting a unitholder's repurchase at any time if it is unable to sell sufficient investments to meet the repurchase amount. Units are repurchased on demand at the holder's option. However, the Trustee does not envisage that this contractual maturity disclosed will be representative of the actual cash outflows, as holders of these instruments typically retain them for the medium to long term.

The Manager monitors the Series Trust's liquidity position on an ongoing basis. Financial liabilities have residual contractual maturities of less than three months. Liquidity risk is managed by investing no more than 15% of the Series Trust's Net Asset Value in illiquid assets which cannot be readily realized. The total value of securities sold short shall not at any time exceed the Net Asset Value of the Series Trust.

The tables below analyze the Series Trust's financial liabilities into relevant maturity grouping based on the remaining year at the Statement of Financial Position date to the contractual maturity date. The amounts in the tables are the contractual undiscounted cash flows.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025
(Expressed in U.S. Dollars)

At December 31, 2025	Less than 1 month	1 - 3 months	Total
Bank overdraft	\$ 120,763	\$ -	\$ 120,763
Payables for:			
Units repurchased	799,674	-	799,674
Investments purchased	3,203	-	3,203
Contractual cash out flows (excluding net assets attributable to the holder of units)	\$ 923,640	\$ -	\$ 923,640

At December 31, 2024	Less than 1 month	1 - 3 months	Total
Bank overdraft	\$ 58,727	\$ -	\$ 58,727
Payables for:			
Units repurchased	1,713,781	-	1,713,781
Investments purchased	30,000	-	30,000
Contractual cash out flows (excluding net assets attributable to the holder of units)	\$ 1,802,508	\$ -	\$ 1,802,508

The following tables summarize the Series Trust's Collateralized Swaps Counterparty with net settlement for which the contractual maturities are considered to be essential to an understanding of the timing of cash flows based on the Series Trust's investment strategy. The movement in unrealized depreciation on investment in Collateralized Swaps disclosed represents the undiscounted cash flows.

	Greater than 1 year	Total
At December 31, 2025		
Investment in Collateralized Swaps	\$ (1,572,942)	\$ (1,572,942)
	Greater than 1 year	Total
At December 31, 2024		
Investment in Collateralized Swaps	\$ (23,196,594)	\$ (23,196,594)

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

(D) Risk Management

The Series Trust's Manager team is supported by certain risk management systems and professionals, which provide regular reporting on all portfolio positions and quantitative risk measures. Prospective investors should be aware that no risk management system is fail-safe, and no assurance can be given that risk frameworks employed by the Manager (e.g., stop-win, stop-loss, sharpe ratios, loss limits, value-at-risk or any other methodology now known or later developed) will achieve their objectives and prevent or otherwise limit substantial losses. No assurance can be given that the risk management systems and techniques or pricing models will accurately predict future trading patterns or the manner in which investments are priced in financial markets in the future.

(E) Capital Risk Management

The capital of the Series Trust is represented by the net assets attributable to the holder of units. The amount of net assets attributable to the holder of units can change significantly on a daily basis as the Series Trust is subject to daily subscriptions and repurchases at the discretion of the unitholder. The Series Trust's objective when managing capital is to safeguard the Series Trust's ability to continue as a going concern in order to provide returns for the unitholder and benefits for other stakeholders and to maintain a strong capital base to support the development of the investment activities of the Series Trust. In order to maintain or adjust the capital structure, the Series Trust's policy is to perform the following:

- Monitor the level of daily subscriptions and repurchases relative to the liquid assets and adjust the amount of distributions the Series Trust pays to the holders of units.
- Repurchase and issue new units in accordance with the constitutional documents of the Series Trust.

The Manager monitors total capital on the basis of the value of net assets attributable to the holder of units.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

5.2 Additional Series Trust's Risks

(A) Custody Risk

The Custodian or other banks or brokerage firms selected to act as custodians may become insolvent, causing the Series Trust to lose all or a portion of the funds or investments held by those custodians.

(B) Risk of Indemnification

The Trustee, the Manager, the Administrator, the Custodian, and other parties, and each of their respective agents, principals, officers, employees, and affiliates are entitled to be indemnified out of the assets of the Series Trust under certain circumstances which may result in a decrease in Net Asset Value per unit.

(C) Settlement Risk

Settlement and clearance procedures in certain foreign markets differ significantly from those in the United States, the European Union and Japan. Foreign settlement and clearance procedures and trade regulations may also involve certain risks (such as delays in payment for or delivery of securities) not typically associated with the settlement of United States investments. At times, settlements in certain foreign countries have not kept pace with the number of securities transactions. These problems may make it difficult for the Manager to carry out transactions for the account of the Series Trust. If the Manager cannot settle or is delayed in settling a purchase of underlying securities, it may miss attractive investment opportunities and some of the Series Trust's assets may be uninvested with no return earned thereon for some period.

If the Manager cannot settle or is delayed in settling a sale of securities, the Series Trust may lose money if the value of the security then declines or, if it has contracted to sell the security to another party; the Series Trust could be liable for any losses incurred.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

(D) Counterparty and Broker Risk

The financial institutions and counterparties, including banks and brokerage firms, such as the Custodian, with which the Manager or its delegate trades or invests for the account of the Series Trust, may encounter financial difficulties and default on their respective obligations owed in respect of the Series Trust. Any such default could result in material losses to the Series Trust. In addition, the Manager may pledge collateral for the account of the Series Trust to the counterparties in order to secure certain transactions.

The Series Trust has not offset any financial assets or liabilities in the Statement of Financial Position and did not hold any derivative assets.

(E) Collateral Risk

Although obtaining collateral from counterparties and any collateral management system implemented is intended to help mitigate the Series Trust's potential exposure to a default by or the insolvency of a counterparty, such risks cannot be completely eliminated. The collateral provided may not be sufficient to meet the counterparty's obligations for a number of reasons. In addition, while the collateral provided by a counterparty will be independently valued on a daily basis, the value of certain fixed income and/or equity securities provided as collateral may not always have a live quoted price.

There is no guarantee that the collateral will be correctly and accurately valued. To the extent that the collateral is not correctly valued, the Series Trust may suffer a loss. Even if the collateral is correctly valued, the collateral may decrease in value between the time of default or insolvency of the counterparty and the time at which the collateral is realized. Similarly when the Series Trust invests into other assets and substantially exchanges through a Collateralized Swaps a portion of their value against the value of a Strategy, the assets serve a similar purpose as collateral and such assets may decrease in value between the time of default or insolvency of the Collateralized Swaps Counterparty and the time at which they are realized. The risk of a decrease in the value of collateral or other assets held by the Series Trust serving a similar purpose may be greater for illiquid assets, due to the length of time it may take to realize such assets, and such assets may comprise all or a significant portion of the collateral provided and/or the investments of the Series Trust.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

A counterparty's payment obligations and the collateral posted by a counterparty will be independently valued on each business day, and the amount and composition of collateral will be adjusted to meet the collateralization requirements. While the collateral policy will be monitored by the Manager, to the extent that the policy is not correctly adhered to and implemented the Series Trust may suffer a loss in the event of default or insolvency of the counterparty.

(F) Generated Income and Distributions

There is no guarantee that there will be any Generated Income in respect of a class of units. Distributions may be paid in whole or in part out of investment principal attributable to a class of units or, alternatively, the Generated Income for a class of units may be zero. A distribution can in effect result in a return of an investor's initial capital or capital gains; thereby eroding that capital to the extent the distribution exceeds available income. The Manager may also, in its discretion, determine that one or more Special Distributions be declared and payable in respect of a class of units. The amount of any Special Distribution shall be determined by the Manager in its discretion. In consequence of this possibility, investors seeking capital preservation are strongly advised to consider that not only may deterioration in the value of the Series Trust's investments be caused by declining asset values but also by a return of capital to investors by way of distribution. If the Series Trust is not profitable, the Repurchase Price a unitholder receives back in respect of a repurchase of units may be less than the unitholder's initial investment.

(G) No Interest in the Collateralized Swaps

Any return on the units depends, amongst other things, on the performance of the relevant Collateralized Swaps.

An investment in units does not give a unitholder a direct interest in the Collateralized Swaps or any underlying assets linked to such Collateralized Swaps nor does it give the unitholder any right to control the actions of the Collateralized Swaps Counterparty, any underlying asset linked to the relevant Collateralized Swaps or any service provider to the Collateralized Swaps Counterparty. In order to offset (whether in whole or in part) its liability under the Collateralized Swaps, the Collateralized Swaps Counterparty or a third party may own an interest (directly or indirectly) in the underlying assets comprising the relevant strategy contained in the Collateralized Swaps, however, there is no requirement that any such person must maintain such an interest or as to the size of any such interest.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

(H) Discretion of Calculation Agent

The Calculation Agent of the Collateralized Swaps has discretion to carry out calculations and to make certain determinations with regards to the Collateralized Swaps. Although the Calculation Agent of the Collateralized Swaps has a general duty to act in good faith and in a commercially reasonable manner, the terms and conditions of the Collateralized Swaps do not impose any express contractual duty on the Calculation Agent of the Collateralized Swaps to act with the best interests of the Trustee in mind and investors should be aware that any decision made by the Calculation Agent of the Collateralized Swaps may have an unforeseen adverse impact on the financial return of the Collateralized Swaps. Any such discretion exercised by, or any calculation made by, the Calculation Agent of the Collateralized Swaps (in the absence of manifest error) is binding on the Collateralized Swaps Counterparty and the Trustee and therefore ultimately on unitholder.

(I) Early Termination of the Series Trust

Although the Final Repurchase Day of the Series Trust is scheduled for December 1, 2163, the Final Repurchase Day will be brought forward should a Compulsory Repurchase Event occur.

5.3 Fair Value Estimation and Hierarchy Designation

The Series Trust applies IFRS Accounting Standard 13 Fair value measurement and utilizes the last traded market price for its fair valuation inputs for both financial assets and liabilities.

An active market is a market in which transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing information on an ongoing basis.

The fair value of financial assets and liabilities that are not traded in an active market is determined by using valuation techniques. The Series Trust uses a variety of methods and makes assumptions that are based on market conditions existing at each period end date. Valuation techniques used for non-standardized financial instruments such as options, currency swaps and other over-the-counter derivatives, include the use of comparable recent arm's length transactions, reference to other instruments that are substantially the same, discounted cash flow analysis, option pricing models and other valuation techniques commonly used by market participants making the maximum use of market inputs and relying as little as possible on entity-specific inputs.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

For instruments for which there is no active market, the Series Trust may use internally developed models, which are usually based on valuation methods and techniques generally recognized as standard within the industry. Some of the inputs to these models may not be market observable and are therefore estimated based on assumptions. The output of a model is always an estimate or approximation of a value that cannot be determined with certainty, and valuation techniques employed may not fully reflect all factors relevant to the positions the Series Trust holds. Valuations are therefore adjusted, where appropriate, to allow for additional factors including model risk, liquidity risk and counterparty risk.

The Series Trust classifies fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of inputs used in making the measurements.

The fair value hierarchy has the following levels:

- Level 1 inputs are quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities that the entity can access at the measurement date;
- Level 2 inputs are inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly or indirectly; and
- Level 3 inputs are unobservable inputs for the asset or liability.

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorized in its entirety is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a Level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgment, considering factors specific to the asset or liability.

The determination of what constitutes 'observable' requires significant judgment by the Administrator, under advisement of the Manager. The Administrator, under advisement of the Manager, considers observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025
(Expressed in U.S. Dollars)

The following is a summary of the fair valuations according to the inputs used as of December 31, 2025 in valuing the Series Trust's financial assets held for trading:

Financial Assets at Fair Value Through Profit or Loss	(Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Fair Value at December 31, 2025
Investment in Collateralized Swaps \$	- \$	133,354,811 \$	- \$	133,354,811
Financial assets at fair value through profit or loss	\$	- \$	133,354,811 \$	- \$ 133,354,811

The following is a summary of the fair valuations according to the inputs used as of December 31, 2024 in valuing the Series Trust's financial assets held for trading:

Financial Assets at Fair Value Through Profit or Loss	(Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Fair Value at December 31, 2024
Investment in Collateralized Swaps \$	- \$	246,577,977 \$	- \$	246,577,977
Financial assets at fair value through profit or loss	\$	- \$	246,577,977 \$	- \$ 246,577,977

During the years ended December 31, 2025 and December 31, 2024, there were no transfers across three levels.

Financial instruments that trade in markets that are not considered to be active but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. These include over-the-counter derivatives. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information.

Investments classified within Level 3 have significant unobservable inputs, as they trade infrequently.

As of December 31, 2025 and December 31, 2024, the Series Trust did not hold investments classified as Level 3.

Valuation of the Collateralized Swaps is determined in accordance with the valuation model stated in Appendix 43 to the Offering Memorandum. Refer to Note 2.2 (D) for further details.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025
(Expressed in U.S. Dollars)

Financial assets and liabilities not carried at fair value through profit or loss

- (i) At December 31, 2025 and December 31, 2024, all other assets and liabilities including receivables for investments sold, receivables for units issued, other assets, bank overdraft, payables for investments purchased and payables for units repurchased are deemed short-term financial assets and liabilities whose carrying amounts approximate fair value because of their short-term nature. Refer to Note 2 for a description of the valuation techniques.
- (ii) Net assets attributable to the holder of units. The Series Trust repurchases and issues the units at the amount equal to the proportionate share of net assets of the Series Trust at the time of repurchase, calculated on a basis consistent with that used in these financial statements. Accordingly, the carrying amount of net assets attributable to the holder of units approximates their fair value.

6. COLLATERALIZED SWAPS

The Series Trust invests in the Collateralized Swaps, the value of which is linked to the performance of the Strategies for the account of the Series Trust. Fluctuations in value are recorded as unrealized gain or loss. On the termination date, the Series Trust will receive a payment from the counterparty based on the value of the referenced security and record a net realized loss on financial assets at fair value through profit or loss. Structured products are subject to various risks discussed in Note 5.

Units - Collateralized Swaps Outstanding at December 31, 2025: (100% of Net Assets)

Strategy	Expiration Date	Counterparty	Fair value	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
The Global Select Carry Strategy Fund AUD Class Units	03/01/2027	UBS AG	\$ 9,872,013	\$ 470,169
The Global Select Carry Strategy Fund EUR Class Units	03/01/2027	UBS AG	2,401,150	157,643
The Global Select Carry Strategy Fund JPY Class Units	03/01/2027	UBS AG	42,273,193	(3,498,503)
The Global Select Carry Strategy Fund USD Class Units	03/01/2027	UBS AG	78,808,455	1,297,749
			<u>\$ 133,354,811</u>	<u>\$ (1,572,942)</u>

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025
(Expressed in U.S. Dollars)

Units - Collateralized Swaps Outstanding at December 31, 2024: (100% of Net Assets)

Strategy	Expiration Date	Counterparty	Fair value	Unrealized (Depreciation)
The Global Select Carry Strategy Fund AUD Class Units	03/01/2027	UBS AG	\$ 14,198,912	\$ (1,082,514)
The Global Select Carry Strategy Fund EUR Class Units	03/01/2027	UBS AG	3,603,184	(86,150)
The Global Select Carry Strategy Fund JPY Class Units	03/01/2027	UBS AG	92,823,513	(20,214,866)
The Global Select Carry Strategy Fund USD Class Units	03/01/2027	UBS AG	135,952,368	(1,813,064)
			<u>\$ 246,577,977</u>	<u>\$ (23,196,594)</u>

7. NET GAIN/(LOSS) ON INVESTMENTS IN COLLATERALIZED SWAPS AND GENERATED INCOME

	December 31, 2025	December 31, 2024
Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit and loss consist of the following:		
Net realized (loss) on investments in Collateralized Swaps	\$ (15,925,568)	\$ (43,967,481)
Total net realized (loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	<u>\$ (15,925,568)</u>	<u>\$ (43,967,481)</u>
Movement in unrealized appreciation on investment in Collateralized Swaps	\$ 21,623,652	\$ 20,210,363
Total net change in unrealized appreciation on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	<u>\$ 21,623,652</u>	<u>\$ 20,210,363</u>

Fee Income

Fee Income comprises of the Fee Coupon and the amounts are as follows:

	2025	2024
Fee Coupon	\$ 2,284,300	\$ 3,078,151
Total Fee Income	<u>\$ 2,284,300</u>	<u>\$ 3,078,151</u>

The Collateralized Swaps Counterparty has agreed under the Collateralized Swaps to pay income in the form of an amount equal to the Monthly Distribution (and, if applicable, a Special Distribution) in respect of each class of units, as discussed in Note 1, to the Trustee, in its capacity as trustee of the Series Trust.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

As discussed in Note 8, the Fee Agent is paid a fee by the Administrator on behalf of the Trustee out of the assets of the Series Trust equal to the Fee Coupon (the “Operational Costs Fee”).

8. FEES, EXPENSES AND RELATED PARTY TRANSACTIONS

8.1 Fees and Expenses

(A) Agent Member Company Fees

The Agent Member Company will be entitled to receive a fee of 0.01% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable quarterly in arrears. The Agent Member Company Fees will be payable by the Fee Agent out of the Operational Costs Fees.

(B) Administrator Fees

The Administrator receives an annual fee of 0.07% on the first US\$500 million of net assets, 0.06% on the next US\$500 million of net assets and 0.05% on net assets over US\$1 billion, subject to a monthly minimum fee of US\$3,750. This is paid by the Fee Agent using the Operational Costs Fee. The Administrator is also entitled to reimbursements from the Operational Costs Fee for all out-of-pocket expenses properly incurred by it in the performance of its duties.

(C) Custody Fees

The Custodian receives an asset based and transactional charges dependent on market demographics of the assets, paid by the Fee Agent using the Operational Costs Fee, for providing custody services. The Custodian is also entitled to reimbursements from the Operational Costs Fee for all out-of-pocket expenses properly incurred by it in the performance of its duties.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

8.2 Related Party Transactions

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions. The Trustee, Fee Agent, Manager, Distributor and Collateralized Swaps Counterparty are all related parties to the Series Trust.

There were no transactions with related parties other than those in the normal course of business.

(A) Trustee Fees

The Trustee is entitled to receive a fixed annual fee of \$10,000 per annum payable annually in advance which is paid by the Fee Agent using the Operational Costs Fee. All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Trustee from the Operational Costs Fee. The fees earned by the Trustee during the years ended December 31, 2025 and December 31, 2024 and outstanding fees payable to the Trustee as of December 31, 2025 and December 31, 2024, if any, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively, as a part of Fee Agent fees.

(B) Fee Agent Fees

The Trustee has entered into a fee agent appointment agreement with the Fee Agent pursuant to which the Fee Agent has undertaken to pay, on behalf of the Series Trust, certain ongoing and operational costs and expenses of the Series Trust (the "Ordinary Costs"). The fees earned by the Fee Agent during the years ended December 31, 2025 and December 31, 2024 and outstanding fees payable to the Fee Agent as of December 31, 2025 and December 31, 2024, if any, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

The Fee Agent is entitled to receive a fee of 1.215% per annum of the Net Asset Value (the "Operational Costs Fees"), accrued on and calculated as at each valuation day. The Operational Costs Fees are payable by the Administrator, on behalf of the Trustee, out of the assets of the Series Trust.

Fee Agent fees include the administration fees, custody fees, audit fees, distribution fees, agent member company fees, trustee fees, manager fees, formation expenses and the following costs and expenses, which are, in reasonable judgement of the Fee Agent, determined as ordinary costs and expenses:

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

- (i) any legal and auditing costs that are not included in the Audit Fees and expenses;
- (ii) annual fees payable in respect of the Series Trust or the Trust to government bodies and agencies;
- (iii) insurance costs;
- (iv) any costs relating to the preparation of the Offering Memorandum and this Appendix 43 and other similar offering documents, the costs relating to the preparation, printing, translation and delivery of such documents;
- (v) tax reporting;
- (vi) communication costs related to the investors services and Unitholders' meetings, confirmations, financial reporting and other reporting, proxies;
- (vii) expenses related to anti-money laundering compliance and monitoring, as well as expenses related to the economic substance of the Series Trust; and
- (viii) expenses related to the termination or the liquidation of the Series Trust.

For the avoidance of doubt, the Fee Agent is not responsible for the payment of any fees related to the Collateralized Swap(s), any broker fees relating to security transactions, any taxes relating to the purchase or disposal of securities, legal or compensation costs, licensing, taxes, and any other extraordinary costs and expenses that, in the Manager's determination, would not usually occur.

The Trustee has agreed to indemnify the Fee Agent, solely out of the assets of the Series Trust, against all actions, proceedings, claims, costs, demands and expenses which may be brought against, suffered or incurred by the Fee Agent by reason of the performance or non-performance of its obligations or functions as Fee Agent under the terms of the Fee Agent Appointment Agreement (including all legal, professional and other expenses reasonably and properly incurred), except where such action, proceeding, claim, cost, demand or expense arises from the gross negligence, bad faith, fraud or wilful default of the Fee Agent.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

Either the Fee Agent or the Trustee may terminate the Fee Agent Appointment Agreement by giving not less than 90 calendar days' written notice to the other party. The Fee Agent Appointment Agreement may also be terminated in the circumstances set out therein.

(C) Manager Fees

The Manager is entitled to receive out of the Operational Costs Fee, a management fee of \$5,000 per annum payable monthly in arrears. The fees earned by the Manager during the years ended December 31, 2025 and December 31, 2024 and outstanding fees payable to the Manager as of December 31, 2025 and December 31, 2024, if any, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively, as a part of Fee Agent fees.

(D) Distributor Fees

The Distributor will be entitled to receive a fee of 0.85% per annum of the Net Asset Value attributable to such class of Units multiplied by the fraction of Units of such class for which the Distributor is Unitholder divided by the total number of Units issued in respect of such class of Units, accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears. ("Distribution Fees"). The Distribution Fees will be payable by the Fee Agent out of the Operational Costs Fees. The fees earned by the Distributor during the years ended December 31, 2025 and December 31, 2024 and outstanding fees payable to the Distributor as of December 31, 2025 and December 31, 2024, if any, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively, as a part of Fee Agent fees.

(E) Collateralized Swaps Counterparty

The Series Trust is permitted to enter into Collateralized Swaps with UBS AG, a related party to the Manager. Open Collateralized Swaps contracts at December 31, 2025 and December 31, 2024, are discussed in Note 6 and Note 7. During the years ended December 31, 2025 and December 31, 2024 there was net realized (loss) of \$(15,925,568) and \$(43,967,481), respectively, and there was change in unrealized appreciation of \$21,623,652 and \$20,210,363 on Collateralized Swaps, respectively, with UBS AG which is disclosed in the Statement of Comprehensive Income.

Global Select Carry Strategy Fund
Notes to Financial Statements (Continued)
For the year ended December 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

9. BORROWING AND LEVERAGE POLICY

The Series Trust may borrow up to 10% of its Net Asset Value if required to facilitate short term cash flows. During the years ended December 31, 2025 and December 31, 2024, the Series Trust did not incur any borrowings.

10. SUBSEQUENT EVENTS

The Trustee has evaluated all subsequent transactions and events through April 29, 2026, the date on which these financial statements were available to be issued. Effective January 1, 2026 through April 29, 2026, there were subscriptions of \$125,993 and repurchases of \$21,653,884. There are no other subsequent events to report as relates to the Series Trust.

(2) 【損益計算書】

ファンドの損益計算書については、「(1) 貸借対照表」の項目に記載したファンドの包括利益計算書をご参照ください。

(3) 【投資有価証券明細表等】

ファンドの投資有価証券明細表等については、「第二部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 5 運用状況 その他投資資産の主なもの」をご参照ください。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2026年4月末日現在)

	米ドル(を除く)	円(を除く)
・ 資産総額	118,498,401米ドル	19,005,958,536円
・ 負債総額	1,739,568米ドル	279,009,312円
・ 純資産総額(-)	116,758,833米ドル	18,726,949,225円
・ 発行済口数	米ドルクラス： 5,824,712口	
	円クラス： 5,977,775口	
	ユーロクラス： 180,263口	
	豪ドルクラス： 1,122,714口	
・ 1口当たり純資産価格 (/)	米ドルクラス： 11.57米ドル	米ドルクラス： 1,856円
	円クラス： 997円	-
	ユーロクラス： 10.85ユーロ	ユーロクラス： 2,033円
	豪ドルクラス： 11.20豪ドル	豪ドルクラス： 1,280円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) 受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換を行う登録・名義書換事務代行会社は次のとおりです。

取扱機関 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー

取扱場所 香港 中環 68デヴォーロード マンイービルディング 13/F ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サーヴィシズ(ホンコン)リミテッド気付

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては受益者本人の責任で行います。

(ロ) 受益者集会

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。受託会社は、各集会の15暦日前までに、集会の場所、日時および集会で提案される決議の条件を記載した書面による通知を、トラストの受益者全員の集会の場合は各受益者に郵送し、ファンドの受益者の集会の場合はファンドの受益者に郵送します。集会の基準日は、集会の通知に指定された日の少なくとも21暦日前とします。受益者に対する通知が偶然になされなかった場合または受益者によって通知が受領されなかった場合でも、集会の手続が無効となることはありません。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限を付与された役員は、いずれの集会にも出席し、発言する権利を有します。定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しかいない場合はこの限りではなく、この場合定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の投票に付された決議は書面による投票で決定され、提案されたのが受益者による決議であるときは受益証券1口当たり純資産価格の合計がトラストのシリーズ・トラスト全ての純資産総額の50%以上である受益証券を保有する受益者により承認される場合、提案されたのがファンドによる決議であるときは発行済みの当該ファンドの受益証券口数の半分以上を保有する受益者により承認された場合、投票結果は集会の決議であるとみなされます。上記にかかわらず、かつ基本信託証書第33.2条の目的に限り、ファンドが「ミューチュアル・ファンド」であって「規制対象のミューチュアル・ファンド」(ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法に定義された用語)ではない場合はいつでも、「受益者による決議」という表現は、ファンドの(当該法で定義された)「投資者」の人数の過半数が書面で同意した決議を指します。受益者による決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の該当する評価日の評価時点で行われます。投票は、本人または代理人のいずれかにより行うことができます。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外があります。))ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。)による受益証券の取得も制限することができます。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

2026年4月末日現在、管理会社の払込済み資本金は735,000米ドル(約1億1,789万円)です。
過去5年間において、主な資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

管理会社の定款によれば、管理会社の業務は10名以下(代理取締役は除きます。)で構成される取締役会によって管理されます。取締役の株式保有資格は総会において管理会社によりかかる決定がなされるまで要求されません。管理会社は通常の決議により取締役を選任でき、同様に取締役を解任し、代わりに他の者を指名できます。取締役は、管理会社の定款に定められた最大数を条件として、いつでも随時何人をも取締役に指名する権限を有します。

取締役会は、その構成員から議長を選出できますが義務はありません。

取締役会は、招集通知に記載された場所で開催されます。

取締役会は、各取締役および代理取締役に書面により少なくとも2日前に通知がなされることにより招集されます。ただし、全取締役(または代理取締役)が通知を取締役会開催の前か後に撤回する場合、招集通知の期間が短縮された取締役会も有効な取締役会であるものとします。

取締役会の決議の定足数は、取締役会で別途定めがなければ2名です。ただし、いかなる時でも取締役が1名の場合は定足数は1名です。

決議は、定足数を満たしている取締役会に自らまたは代理人により参加している者の過半数の賛成によりなされます。議長は、賛否同数の場合の決定権を有します。

取締役会は、法律、定款、総会で管理会社により規定された規則および関連するファンドの基本的書類による制限にしたがって、管理会社の名前で活動し、管理会社のために活動する過程にある全業務ならびに事務管理および財産処分に関する全活動を行い、かつ、権限を付与する権限を授与されています。

取締役会は、取締役会の構成員ではない1名以上の執行役員、支部の委員会もしくは代理人、または取締役会の構成員で構成されると取締役がみなす委員会に対し、管理会社の業務および管理会社の代表権の全てまたは一部を委託することができます。

株主総会が、適式に成立した場合には、全株主を代表します。株主総会は、管理会社に代わって議案に記載された全ての活動を行い、かつ、承認する幅広い権限を有します。

適用法令の要件および管理会社の定款の遵守を条件とし、株主総会で正式に可決された決議は全株主を拘束します。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2026年4月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別(設立国)	種類別	本数	純資産の合計(通貨別)
ケイマン諸島	公募	17	2,463,124,376 米ドル
			9,765,347 ユーロ
			57,898,599 豪ドル
			30,697,644,949 円
			4,067,919,777 トルコリラ
	私募	8	99,618,374,078 円
	その他	8	47,279,663,053 円

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度(2024年1月1日から2024年12月31日までおよび2025年1月1日から2025年12月31日まで)の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第328条第5項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるアーンスト・アンド・ヤング(安永会計師事務所)から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2026年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=160.39円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

損益およびその他の包括利益計算書

2025年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
運用手数料収入	4	160,000	25,662	170,000	27,266
その他の収入	4	28,950	4,643	62,322	9,996
		<u>188,950</u>	<u>30,306</u>	<u>232,322</u>	<u>37,262</u>
費用					
監査報酬		6,489	1,041	4,340	696
取締役報酬	9(c)	107,606	17,259	107,053	17,170
その他費用		2,457	394	5,015	804
費用合計		<u>116,552</u>	<u>18,694</u>	<u>116,408</u>	<u>18,671</u>
税引前利益		72,398	11,612	115,914	18,591
税金	5	-	-	-	-
当期利益および 当期包括利益合計		<u>72,398</u>	<u>11,612</u>	<u>115,914</u>	<u>18,591</u>

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財政状態計算書

2025年12月31日

	注記	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
運用手数料未収入金	7	160,000	25,662	170,000	27,266
同系列子会社に対する債権	9(a)	-	-	864	139
現金および現金同等物	6	2,153,157	345,345	1,955,991	313,721
資産合計		<u>2,313,157</u>	<u>371,007</u>	<u>2,126,855</u>	<u>341,126</u>
負債					
直接持株会社に対する債務	9(b)	-	-	23,303	3,738
同系列子会社に対する債務	9(b)	137,218	22,008	-	-
未払金		4,328	694	4,339	696
負債合計		<u>141,546</u>	<u>22,703</u>	<u>27,642</u>	<u>4,434</u>
純資産		<u>2,171,611</u>	<u>348,305</u>	<u>2,099,213</u>	<u>336,693</u>
株主資本					
資本金	8	735,000	117,887	735,000	117,887
利益剰余金		<u>1,436,611</u>	<u>230,418</u>	<u>1,364,213</u>	<u>218,806</u>
株主資本合計		<u>2,171,611</u>	<u>348,305</u>	<u>2,099,213</u>	<u>336,693</u>

Nicolas Henri Jean Papavoine

取締役

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

所有者持分変動計算書

2025年12月31日を末日とする事業年度

	株式資本		利益剰余金		合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2024年1月1日現在	735,000	117,887	1,248,299	200,215	1,983,299	318,101
当期利益および当期包括利益合計	-	-	115,914	18,591	115,914	18,591
2024年12月31日および 2025年1月1日現在	735,000	117,887	1,364,213	218,806	2,099,213	336,693
当期利益および当期包括利益合計	-	-	72,398	11,612	72,398	11,612
2025年12月31日現在	735,000	117,887	1,436,611	230,418	2,171,611	348,305

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

キャッシュ・フロー計算書

2025年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税引前利益		72,398	11,612	115,914	18,591
調整:					
受取利息	4	(28,760)	(4,613)	(62,436)	(10,014)
		<u>43,638</u>	<u>6,999</u>	<u>53,478</u>	<u>8,577</u>
運用手数料未収入金の減少		10,000	1,604	15,000	2,406
直接持株会社に対する債務の(減少)/増加		(23,303)	(3,738)	6,551	1,051
同系列子会社に対する債務の増加		137,218	22,008	-	-
同系列子会社に対する債権の減少		864	139	-	-
未払取締役報酬の減少		-	-	(428,396)	(68,710)
未払金の減少		(11)	(2)	(2,097)	(336)
		<u>168,406</u>	<u>27,011</u>	<u>(355,464)</u>	<u>(57,013)</u>
営業活動より生じた/(に使用した)現金					
受取利息	4	28,760	4,613	62,436	10,014
		<u>197,166</u>	<u>31,623</u>	<u>(293,028)</u>	<u>(46,999)</u>
営業活動による/使用した正味キャッシュ・フロー					
現金および現金同等物の純増(減)額		197,166	31,623	(293,028)	(46,999)
期首における現金および現金同等物		<u>1,955,991</u>	<u>313,721</u>	<u>2,249,019</u>	<u>360,720</u>
期末における現金および現金同等物		<u>2,153,157</u>	<u>345,345</u>	<u>1,955,991</u>	<u>313,721</u>
現金および現金同等物の分析					
現金および銀行預金残高	6	<u>2,153,157</u>	<u>345,345</u>	<u>1,955,991</u>	<u>313,721</u>

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

1. 会社情報

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「会社」という)は、ケイマン諸島 会社法Cap.22に基づき、ケイマン諸島において2000年1月4日に有限責任の免税会社として設立された。会社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービス・リミテッド(Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1 - 1104, Cayman Islands)に所在する。

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。

会社の最終持株会社は、スイスで設立されたUBSグループAGである。2025年7月14日より前に、取締役会はクレディ・スイス(香港)リミテッドを直接持株会社としての機能を担うものと考えていた。2025年7月14日、会社の直接持株会社であるクレディ・スイス(香港)リミテッドは、同社が保有する会社の全株式を、会社の中間持株会社であるUBS AGに売却および譲渡することに関して、株式譲渡契約を締結した。2025年7月14日付で、取締役会はUBS AGを会社の直接持株会社とみなした。

2.1 作成の基準

会社のこれらの財務諸表は、国際会計基準審議会(以下、「IASB」という)が公表するIFRS会計基準に準拠して作成されている。これらの財務諸表は、純損益を通じて公正価値で測定された金融資産および金融負債を除き、取得原価を基準に作成されている。

これらの財務諸表は米ドル(「USD」)で表示され、また別段の記載がない限り、1ドル単位に四捨五入されている。

財政状態計算書は、資産および負債を流動性の順に示しており、また流動資産または負債と固定資産または負債の区別はしていない。

2.2 会計方針の変更と開示事項

会社は、2025年1月1日以後に開始する事業年度から発効する特定の会計基準および改訂を(特段の定めがない限り)初めて適用した。会社は、公表されているが、未だ発効していない他の基準、解釈指針または改訂を早期適用していない。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

2.2 会計方針の変更と開示事項(続き)

IAS第21号の改訂: 交換可能性の欠如

2025年1月1日以後に開始する事業年度から適用となる「交換可能性の欠如(IAS第21号「外国為替レート変動の影響」の改訂)」では、事業体はどのように交換可能性を判定すべきか、および交換可能性が欠如している場合にどのように直物為替レートを確定するかを規定している。また本改訂では、他の通貨に交換可能でないことが会社の財務実績、財政状態およびキャッシュ・フローに与える影響について、財務諸表利用者が理解できる情報を開示することを求めている。本改訂の適用による会社の財務諸表への重大な影響はない。

2.3 公表されているが、未だ発効していないIFRS会計基準

2025年12月31日を末日とする会計年度に関して公表されているが、未だ発効していない新規および改訂されたIFRS会計基準のいずれについても、会社はこれらの財務諸表において早期適用していない。新規および改訂IFRS会計基準の中で、以下の点については発効の時点で会社の財務諸表が関連性を持つものと予想される。

IFRS第18号財務諸表における表示および開示

2024年4月に、IASBはIAS第1号財務諸表の提示に置き換わるIFRS第18号を発表した。IFRS第18号は損益計算書における表示に、特定の合計および小計を含む新たな要求事項を導入した。さらに企業は、すべての収益および費用を損益計算書内で5つの区分に分類することが求められる。すなわち営業、投資、財務、法人所得税および非継続事業の区分であり、そのうち最初の3つの区分が新しいものである。

また本基準では、経営陣が定める新たに定義された業績評価指標、収益および費用の小計の開示も義務付けられ、さらに基本財務諸表(PFS)および注記の「役割」に基づき、財務情報の集約および分解に関する新たな要件も盛り込まれている。

さらに、IAS第7号キャッシュ・フロー計算書について、間接法による営業キャッシュ・フロー算定の出発点を「損益」から「営業損益」に変更することと、配当金および利息のキャッシュ・フローの分類にかかる選択肢が削除されるなど、限定的範囲に限定した改訂も行われた。これに加え、いくつかの他の基準に対して重要な改訂がなされた。IFRS第18号および他の基準の改正は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から発効するが、早期適用が認められており、その場合は開示する必要がある。IFRS第18号は遡及適用される。

会社は現在、この新たな要件を分析するとともに、IFRS第18号が会社の財務諸表の表示および開示に与える影響を評価している。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

2.3 公表されているが、未だ発効していないIFRS会計基準(続き)

IFRS第9号およびIFRS第7号の改訂：金融商品の分類および測定

2024年5月、IASBは「IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂：金融商品の分類および測定の改訂」(本改訂)を公表した。本改訂には以下が含まれる：

金融負債は「決済日」に認識が中止されることの明確化、および(特定の条件を満たす場合に)電子決済システムを用いて決済された金融負債を決済日前に認識を中止する会計方針の選択の導入
環境・社会・ガバナンス(ESG)および同様の特性を有する金融資産の契約上のキャッシュ・フローをどのように評価すべきかに関する追加ガイダンス

「ノンリコースの特性」、および契約上リンクしている金融商品の特徴の明確化

偶発的要素を有する金融商品に関する開示の導入、およびその他の包括利益(OCI)を通じて公正価値で測定される資本性金融商品に対する追加的な開示要件

本改訂は、2026年1月1日以後に開始する事業年度から発効する。ただし、金融資産の分類および関連する開示に限り、早期適用が認められる。会社は、本改訂の適用による会社の財務諸表への重要な影響は予想していない。

IFRS会計基準の年次改善 - 第11集

2024年7月、IASBはIFRS会計基準の定期的な維持管理の一環として、9つの限定的な範囲での改訂を公表した。本改訂には、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」、IFRS第7号「金融商品：開示」に関する適用ガイダンス、IFRS第9号「金融商品」、IFRS第10号「連結財務諸表」、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の明確化、簡素化、および基準間での一貫性を高めるための修正または変更が含まれる。

本改訂は、2026年1月1日以後に開始する事業年度から発効する。早期適用は認められる。本改訂を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。本改訂の適用による会社の財務諸表への重大な影響はないことが予想される。

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3 . 重要性のある会計方針

関連当事者

当事者は、以下の場合に、会社に関連するとみなされる。

- a) 当事者が個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、会社の関連当事者である。
-) 会社を支配している、または共同支配している。
 -) 会社に重要な影響を与える。
 -) 会社または会社の親会社経営幹部の一員である。

または

- b) 当該当事者は、以下の条件のいずれかに該当する事業体をいう。
-) 事業体と会社が同一グループのメンバーである。
 -) 一方の事業体が、他方の事業体 (または他方の事業体の親会社、子会社、或いは同系列子会社) の関連会社または合併企業である。
 -) 事業体と会社が、同一の第三者の合併会社である。
 -) 一方の事業体が第三者企業の合併会社であり、もう一方の事業体が当該第三者企業の関連会社である。
 -) 当該事業体が、会社または会社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
 -) 当該事業体が、(a) に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
 -) (a) () に規定する個人が、当該事業体に重要な影響を与えるか、当該事業体 (またはその親会社) の経営幹部の一員である。および
 -) 当該事業体、またはその事業体が属するグループのメンバー企業のいずれかが、会社または会社の親会社に重要な経営幹部業務を提供している。

現金および現金同等物

財政状態計算書上の現金および現金同等物は、価値変動のリスクが大きくなり短期的な現金支払債務を満たすために保有する、手許現金および銀行預金ならびに一般的に期日が3カ月以内の確定額で現金に転換できる高流動性預金で構成される。

キャッシュ・フロー計算書において、現金および現金同等物は、上記に定義される手許現金ならびに銀行預金および短期預金から、要求払いで返済可能な会社の現金管理の一部を構成する銀行当座借越を控除した金額で構成される。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

金融商品:

() 分類

IFRS第9号に従い、会社は、当初認識時に金融資産および金融負債を以下で説明する金融資産および金融負債の区分に分類する。

分類にあたって、金融資産または金融負債は以下の目的で保有されるとみなされる。

- (a) 短期間に売却または買戻しを行うことを主な目的として取得または発生した資産。または
- (b) 当初認識時において、一括して管理される特定された金融商品ポートフォリオの一部であり、かかる資産につき最近において短期的な利益確定の現実の取引パターンが存在している場合。または、
- (c) デリバティブ(金融保証契約であるデリバティブまたは指定され有効なヘッジ・ツールのデリバティブを除く)

金融資産

会社は、その金融資産を償却原価で測定する事後測定または次の両方の基準によってFVPLにより測定して分類する。

- ・金融資産の運用に関する事業モデル
- ・金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

償却原価で測定する金融資産

契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的の事業モデルの範囲内で保有され、契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみ(以下、「SPPI」)であるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合は、デット型商品は償却原価で測定される。会社はこの分類に短期の非財務債権を含めている。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産(「FVPL」)

次の場合、金融資産はFVPLにより測定する。

- (a) その契約条件は、特定の日付に元本および元本残高に対する利息の支払いのみ(SPPI)であるキャッシュ・フローを生じない。または、
- (b) その目的が契約上のキャッシュ・フローであるか、または契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方であるビジネスモデル内では適用されない。または、
- (c) 当初の認識では、それは、FVPLで測定されたものとして取消不能で指定されており、そうすることで、資産もしくは負債の測定、または異なる根拠でのそれらに関する損益の認識から生じると思われる、測定または認識の矛盾を排除または大幅に削減している。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

金融負債

FVPLで測定する金融負債

売買目的で保有されるという定義に合致するか、または当初認識時にFVPLにより測定すると指定された場合は、金融負債はFVPLにより測定される。

償却原価で測定する金融負債

この分類は、FVPLで測定するものを除くすべての金融負債を含む。会社はこの分類に短期債務関連の金額を含めている。

金融商品：

() 認識

会社は、金融資産および金融負債につき、会社がかかる金融商品の契約条項の当事者となった場合に限り認識する。

市場における規制または慣習によって一般的に定められた期間内に資産の受渡しが求められる金融資産の売買(通常取引)は、取引日、すなわち、会社資産の売買を約束した日に認識される。

() 当初の測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は財政状態計算書に公正価値で記録される。かかる金融商品のすべての取引コストは、純損益とその他の包括利益によって直接認識される。

金融資産および金融負債(純損益を通じて公正価値で測定するものを除く)は、公正価値に、取得または発行に直接起因する増分コストを加算した金額で当初測定を行う。

() 後続測定

当初測定の後、会社は純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融資産を測定する。こうした金融商品の公正価値のその後の変動は、純損益およびその他の包括利益において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる純損益に記録される。これらの金融商品にかかる受取または支払利息および配当金は、純損益およびその他の包括利益において、受取利息または支払利息ならびに受取配当金または配当支出としてそれぞれ記録される

純損益を通じた公正価値として分類されるものを除き、デット商品は、減損による引当を差し引いた実効金利法を用いた償却原価で測定される。デット商品について認識が中止されたとき、または減損が生じたとき、ならびに償却プロセスを通じて、その損益が純損益として認識される。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

実効金利法(「EIR」)は、金融資産または金融負債の償却原価を計算して、関連期間にわたって受取利息または支払利息を振り分ける手法である。実効金利は、金融商品の予想残存期間、または状況に応じこれよりも短い期間にわたり見積もられる将来の現金支払額または受領額を、金融資産または金融負債の帳簿価格(純額)へと厳密に割り引く利率である。実効金利を計算する際、会社は予想貸倒損失(「ECL」)は考慮しないが、金融商品の全ての契約条件を考慮して将来のキャッシュ・フローを推定する。計算には契約の当事者間のすべての支払報酬または受取報酬を含み、これらは実効金利、取引コスト、およびすべてのその他のプレミアムおよびディスカウントの不可欠な一部である。

() 認識の中止

以下の場合、金融資産(または該当する場合、金融資産の一部または類似した金融資産グループの一部)の認識は中止される。

- ・金融資産のキャッシュ・フロー受取の権利が失効した場合。または
- ・会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した。または受け取ったすべてのキャッシュ・フローを重大な遅延なしで、第三者に「パス・スルー」契約によって支払う義務を負った。あるいは(a)会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡したか、または(b)会社が、金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もしないが、金融資産の管理権を譲渡した場合。

会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡したか、または「パス・スルー」契約を締結したか、あるいは会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もせず、金融資産の管理権も譲渡しない場合には、会社の継続的な関与の範囲でかかる金融資産が認識される。その場合、会社は関連する債務も認識する。譲渡資産と関連債務は、会社が保持する権利と義務を反映するベースで測定される。

会社は、金融負債にかかる契約上の債務が免責、取消、または失効となった場合、当該金融負債の認識を中止する。

金融資産の減損

会社は、金融要素のない短期の未収金だけを持ち、それは償却原価で測定する12カ月未満の期日を有するので、IFRS第9号のすべての未収金に適用される予想貸倒損失(「ECL」)アプローチと類似した簡易化されたアプローチの適用を選択している。そのため、会社は、信用リスクの変動は追跡せず、その代わりに各報告書日に全期間ECLに基づいた損失評価引当金を認識している。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

会社のECLに対するアプローチは、過度のコストを要しない確率加重結果、貨幣の時間価値、および合理的で裏付け可能な情報、または報告書日時点における過去の事象、現状および将来の経済状況の予想における取組を反映している。

会社は、同種の損失パターンで未収金をグループ化するために、遅延日数に基づいた、未収金にかかるECL測定の実的手段として、引当マトリックスを使用している。未収金は内容に基づいてグループ化されている。引当金マトリックスは、未収金の予想残存期間に対する過去の損失実績に基づき、将来予測を反映して調整されている。

公正価値測定

会社は各報告書日に公正価値で金融商品への投資を測定する。

公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。

公正価値の測定は、金融資産の売却または負債の移転の取引が、資産または負債にとって主要な市場において、または主要な市場が存在しない場合には、資産または負債にとって最も有利な市場で行われるとの推定に基づいている。主要な市場または最も有利な市場には、会社がアクセスできない。

活発な市場において取引された金融商品の報告書日の公正価格は、買い値/売り値の範囲内の市場公表価格または気配値の場合のある第三者の算定する価格に基づいている。これらの勘定で「上場」と定義されている有価証券は、活発な市場で取引されている。

活発な市場で取引されていない他のすべての金融商品については、公正価値はその状況において適切とみなされる評価手法を用いて決定される。評価手法にはマーケット・アプローチ(実質的に同一である他の金融商品の現在の市場価格を参考にした、必要に応じて調整された最近の独立企業間市場取引の利用)およびインカムアプローチ(入手可能で裏付け可能な市場データを出来るだけ使用した割引キャッシュ・フロー分析と、オプション価格決定モデル)などがある。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

公正価値が測定されたか、または財務諸表で開示されたすべての資産および負債は、以下に記述されるように公正価値ヒエラルキーに従って分類される。

レベル1 - 同一の資産または負債につき、活発な市場における公表価格(未調整)。

レベル2 - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが直接的または間接的に観察可能である評価手法

レベル3 - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが観察不能である評価手法

各期初において、経常的に財務諸表で認識される資産および負債について、会社は分類の再評価によって階層内のレベル間で移転が生じたかどうかを決定する(全体として公正価値測定にとって重要な入力のうち、最も低いレベルの入力に基づく)。

引当金

(法的または推定的な)現在の債務が過去の事象の結果生じて、債務の決済のために将来、リソースの流失が必要になる可能性が高い場合に、債務の金額について信頼できる推定が可能という条件で引当金が認識される。

割引の影響が大きい場合、引当金として認識される金額は、債務を決済するために必要と見込まれる将来の支出金額にかかる、事業年度末における現在価値である。時間の経過によって発生する割引現在価値の増価は損益計算書に含まれる。

収益の認識

顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益は、会社が財またはサービスの見返りとして受け取る権利がある対価が反映された金額で、顧客に財またはサービスの支配権が移転された場合に認識される。

(a) 運用手数料

顧客は会社が提供するメリットを同時に受取り、消費するため、運用手数料報酬は経時的に認識される。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

その他の収益

受取利息

受取利息は、発生主義により実効金利法を用いて金融商品の予想残存期間(または状況に応じこれよりも短い期間)にわたり見積もられる将来の現金受領額を、金融資産のネットの帳簿価格へと厳密に割り引く利率である。

機能通貨

これらの財務諸表における表示には、会社の機能通貨および表示通貨である米ドルを使用する。

外貨建取引

外貨建取引は、報告単位の機能通貨に取引日の直物為替レートで換算される事業年度末には、外貨建てのすべての貨幣性資産および負債は終値で機能通貨に換算される。貨幣項目の決済または換算から生じる差額は、純損益で認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、当初取引日の為替レートで換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣項目は、公正価値が算定された日の為替レートで換算される。公正価値で測定された非貨幣項目の換算から生じる損益は、項目の公正価値の変動から生じる損益の認識と合致して取り扱われる。

費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

4. 収益及びその他の収入

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。年度中に認識された収益およびその他の収入は以下のとおりである。

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
収益：		
運用手数料収入	160,000	170,000
	<u>160,000</u>	<u>170,000</u>
その他の収入には次のものが含まれる。		
受取利息	28,760	62,436
純為替差損益	190	(114)
	<u>28,950</u>	<u>62,322</u>

運用手数料収入の履行義務は、役務が提供されるにしたがって経時的に充足される。

5. 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、会社は、ケイマン諸島総督より、2019年10月10日から20年間のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除すると
の保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

6. 現金および現金同等物

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
銀行預金	2,153,157	1,955,991
	<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>

銀行預金は、日次の銀行預金利率に基づいて変動金利による利息を獲得する。銀行預金の簿価は公正価値に近い。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

7. 運用手数料未収入金

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
運用手数料未収入金	160,000	170,000

上記の資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。上記の金融資産に関連する未収金には、近年、デフォルトの実績はない。

8. 資本金

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
発行済全額払込済株式：		
735,000株(2024年：735,000株)普通株式		
1株につき1米ドル(2024年：1米ドル)	735,000	735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、会社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、会社の残余財産に関して同等順位である。

資本管理

会社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、会社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。会社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する会社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。会社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

会社の資本構成は定期的に見直しが行われ、会社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、会社に対する取締役の信任義務に反しない限り、会社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において会社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

9. 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。

関連当事者との未払残高

会社は事業年度末時点で関連企業に対する / に支払うべき、以下の残高を有する。

	注記	2025年 米ドル	2024年 米ドル
同系列子会社に対する債権	(a)	-	864
同系列子会社 / 直接持株会社に対する債務	(b)	<u>(137,218)</u>	<u>(23,303)</u>

(a) 同系列子会社からの未収金は、クレディ・スイス(シンガポール)リミテッドに代わって会社が支払った費用である。この未収金は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

(b) 注記1に記載のとおり、2025年7月14日付で、直接持株会社であるクレディ・スイス(香港)リミテッドは、同社が保有する会社の全持分を、会社の間接持株会社であるUBS AGに譲渡する株式譲渡契約を締結した。同日付での取引完了に伴い、クレディ・スイス(香港)リミテッドは直接持株会社ではなくなり、取締役会は同社を会社の同系列子会社とみなしている。当該残高は、クレディ・スイス(香港)リミテッドが会社に代わって負担し支払った費用を表わしている。この未払金は、無担保かつ無利息で要求払い債務である。

関連当事者との取引

2025年12月31日を末日とする年度中に、財務諸表内の他の箇所に開示したものを除き、会社は以下の重要な取引を関連先と行った。

	注記	2025年 米ドル	2024年 米ドル
会社の重要な経営幹部の報酬	(c)	<u>107,606</u>	<u>107,053</u>

(c) 会社の関連当事者に該当する重要な経営幹部である取締役の報酬の詳細

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

10. 財務リスク管理

会社の投資活動は、投資先の金融商品および金融市場に関連する様々な種類のリスクに対するエクスポージャーを抱える。会社がエクスポージャーを抱える財務リスクのうち、最も重要な種類のものは、市場リスク、信用リスク、カウンターパーティ・リスク、および流動性リスクである。市場リスクは、外国通貨リスクおよび金利リスクを含む。取締役はこれらのリスクの管理を監督する。

事業年度末の時点で保有する金融商品の特徴と残高、および会社が採用しているリスク管理関連ポリシーについて、以下に記載する。

(a) 市場リスク

市場リスクは、観察可能な金利リスク、信用スプレッド、為替レートなどを含む市場価格と金利の動きに関連した不確実性、ならびにボラティリティや相関関係のような間接的にのみ観察可能でありうるその他に関連した不確実性から生じる損失リスクである。市場リスクには、経済環境、消費特性、投資家の予想における変化などの要因がある。そしてこれらは投資価値に重大な影響を及ぼす可能性がある。そのため、市場の動きは会社の財政状態に大きな変動を引き起こす可能性がある。

為替リスク

会社は、主に香港ドル建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクに晒されている。香港ドルは米ドルにペッグされているので、米ドル建ての請求書と費用に関する会社の外国通貨リスクへのエクスポージャーは最小限であるとみなされる。

金利リスク

会社は現金および銀行預金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2025年12月31日および2024年12月31日現在、金利の変動が会社の認識された資産または負債の帳簿価額に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

(b) 信用およびカウンターパーティ・リスク

信用およびカウンターパーティ・リスクは、顧客またはカウンターパーティのデフォルトに起因する損失リスクであって、決済リスクを含むすべての形式のクレジットエクスポージャーから発生する。会社の信用およびカウンターパーティ・リスクは、主に現金および現金等価物ならびにグループ企業に対する債権に起因するものである。会社の経営者は、定期的にすべての金融資産について信用およびカウンターパーティ・リスクをモニタリングしている。報告対象の各報告日において、延滞および減損はないと認識している。会社の金融資産のいずれも担保またはその他の信用補完によって保証されてはいない。会社の顧客は会社の関連企業であるため、取締役は、信用およびカウンターパーティ・リスクは最小限であると判断している。

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

10. 財務リスク管理 (続き)

最大エクスポージャーおよび期末のステージ分類

以下の表は、2025年12月31日および2024年12月31日時点における、会社の与信方針 (過大なコストや労力をかけずに入手可能な他の情報がある場合を除き、主に過去の情報に基づいている) に基づく信用度および信用リスクに対する最大エクスポージャー、ならびに期末のステージ分類を示している。記載されている金額は、金融資産については総額での帳簿価額であり、金融保証契約については信用リスクへのエクスポージャーである。

2025年12月31日

	12カ月の予想 貸倒損失	全期間予想貸倒損失			合計
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	簡易化 された アプローチ	
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
運用手数料未収入金	-	-	-	160,000	160,000
現金および現金同等物					
- 期限未到来	2,153,157	-	-	-	2,153,157
合計	2,153,157	-	-	160,000	2,313,157

2024年12月31日

	12カ月の予想 貸倒損失	全期間予想貸倒損失			合計
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	簡易化 された アプローチ	
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
同系列子会社に対する債権	864	-	-	-	864
運用手数料未収入金	-	-	-	170,000	170,000
現金および現金同等物					
- 期限未到来	1,955,991	-	-	-	1,955,991
合計	1,956,855	-	-	170,000	2,126,855

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

10. 財務リスク管理(続き)

(c) 流動性リスク

流動性リスクは、会社が金融債務に関連したコミットメントを履行するために必要な資金を調達することが困難となる可能性についてのリスクである。会社の戦略は、会社の流動資本を随時監視し、必要に応じてパートナーから資金調達を行うことにより、流動性リスクへのエクスポージャーを最小限に抑えることである。

以下の表は、契約上の割引前支払額に基づく会社の金融負債の満期構成を要約したものである。割引による影響は小さいため、1年以内に返済しなければならない負債の残高は簿価に等しい。また表は、会社の契約上のコミットメントと流動性の全体像を提供するため、会社の金融資産(適切な場合には割引前のベースで)の満期構成も分析している。

金融負債

満期のグループ分けは、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間に基づいている。カウンターパーティが支払期日についての選択権を持つ場合は、負債は会社が支払を求められる場合がある最も早い期日に割り当てられる。

金融資産

満期のグループ分けの分析は、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間、または、金融資産が現金化される予定期日、のいずれか早い方という考え方に基づいている。

	要求払い 米ドル	3カ月未満 米ドル	3カ月から 12カ月 米ドル	満期なし 米ドル	合計 米ドル
2025年12月31日					
金融負債					
同系列子会社に対する債務	137,218	-	-	-	137,218
	137,218	-	-	-	137,218
2024年12月31日					
金融負債					
直接持株会社に対する債務	23,303	-	-	-	23,303
	23,303	-	-	-	23,303

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

11. 非連結のストラクチャード・エンティティ

会社は、会社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または会社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは会社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、会社がスポンサーであり、年間固定管理報酬としてそれぞれ5,000米ドル(2024年:5,000米ドル)を受け取っているが、2025年12月31日現在会社は持分を保有していない。

豪州高配当株・ツイン ファンド(適格機関投資家限定)
米国リート・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)*
プリンシパル/CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
日本エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
ブラジル株式 ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・ブラジリアン・リアル・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)
ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド(適格機関投資家限定)
AMPオーストラリアREITファンド(適格機関投資家限定)*
J-REITアンド リアル エステート エクイティファンド(適格機関投資家限定)*
ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クワトロ・インカム・ファンド
(適格機関投資家限定)*
ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)*
新生ワールドラップ・ステーブル・タイプ(適格機関投資家限定)
米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド(適格機関投資家限定)
米国・地方公共事業債ファンド
グローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
マイスターズ・コレクション
PIMCO 短期インカム戦略ファンド
ピムコ ショート・ターム ストラテジー
ダイワJ-REIT・カバード・コール・ファンド(適格機関投資家限定)
外貨建てマン AHL スマート・レバレッジ戦略ファンド
SBI - ピクテ アジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド
豪ドル建て短期債券ファンド*
インサイト・アルファ
USダイナミック・グロース
プレミアム・キャリー戦略ファンド

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

11 . 非連結のストラクチャード・エンティティ (続き)

B S M D グローバル・アドバンテージ
ダイワ・W i L 3 号 ベンチャーキャピタル・ファンド
ジャパン・エクイティ・プレミアム戦略ファンド
グローバル・セレクト・キャリア戦略ファンド
東海東京ヌビーン チャーチル プライベート・キャピタルファンド
L G T グローバル・プライベート・クレジット・ファンド
K K R プライベート・マーケッツ・エクイティ・ファンド
U B S トリプルインカム欧州銀行株式 ストラテジーファンド #
U B S 欧州不動産関連株ストラテジー・ファンド #
U B S 米国銀行株式ストラテジー・ファンド #
U B S テキサス州株式ストラテジー・ファンド #
U B S 米国債ファンド #
コロンビアU S コントラリアン・ファンド #
U B S オーストラリア リート ストラテジー・ファンド #
U B S ストラテジー・ファンド #

* 当該ファンドは2025年に終了。

当該ファンドへの拠出は2025年に行われ、同年において管理報酬は発生していない。

会社は、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

会社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

12 . 財務諸表の承認

当財務諸表は、2026年5月22日に開催された会社の取締役会において、その公表が認可され承認された。

[次へ](#)

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF PROFIT OR LOSS AND OTHER COMPREHENSIVE INCOME

For the year ended 31 December 2025

	Notes	2025 USD	2024 USD
REVENUE			
Management fee income	4	160,000	170,000
Other incomes	4	<u>28,950</u>	<u>62,322</u>
		<u>188,950</u>	<u>232,322</u>
EXPENSES			
Audit fee		6,489	4,340
Directors' fee	9(c)	107,606	107,053
Other expenses		<u>2,457</u>	<u>5,015</u>
TOTAL EXPENSES		<u>116,552</u>	<u>116,408</u>
PROFIT BEFORE TAX		72,398	115,914
Tax expense	5	<u>-</u>	<u>-</u>
PROFIT FOR THE YEAR AND TOTAL COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR		<u>72,398</u>	<u>115,914</u>


The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

31 December 2025

	Notes	2025 USD	2024 USD
ASSETS			
Management fee receivables	7	160,000	170,000
Amount due from a fellow subsidiary	9(a)	-	864
Cash and cash equivalents	6	<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>
Total assets		<u>2,313,157</u>	<u>2,126,855</u>
LIABILITIES			
Amount due to an immediate holding company	9(b)	-	23,303
Amount due to a fellow subsidiary	9(b)	137,218	-
Accruals		<u>4,328</u>	<u>4,339</u>
Total liabilities		<u>141,546</u>	<u>27,642</u>
NET ASSETS		<u>2,171,611</u>	<u>2,099,213</u>
EQUITY			
Share capital	8	735,000	735,000
Retained profits		<u>1,436,611</u>	<u>1,364,213</u>
Total equity		<u>2,171,611</u>	<u>2,099,213</u>



Nicolas Henri Jean Papavoine
Director

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

For the year ended 31 December 2025

	Share capital USD	Retained profits USD	Total USD
At 1 January 2024	735,000	1,248,299	1,983,299
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>115,914</u>	<u>115,914</u>
At 31 December 2024 and 1 January 2025	735,000	1,364,213	2,099,213
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>72,398</u>	<u>72,398</u>
At 31 December 2025	<u>735,000</u>	<u>1,436,611</u>	<u>2,171,611</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CASH FLOWS

For the year ended 31 December 2025

	Notes	2025 USD	2024 USD
CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES			
Profit before tax		72,398	115,914
Adjustments for:			
Interest income	4	<u>(28,760)</u>	<u>(62,436)</u>
		43,638	53,478
Decrease in management fee receivables		10,000	15,000
(Decrease)/increase in amount due to an immediate holding company		(23,303)	6,551
Increase in amount due to a fellow subsidiary		137,218	-
Decrease in amount due from a fellow subsidiary		864	-
Decrease in directors' fee payable		-	(428,396)
Decrease in accruals		<u>(11)</u>	<u>(2,097)</u>
Cash generated from/(used in) operating activities		168,406	(355,464)
Interest income received	4	<u>28,760</u>	<u>62,436</u>
Net cash flows from/(used in) operating activities		<u>197,166</u>	<u>(293,028)</u>
NET INCREASE/(DECREASE) IN CASH AND CASH EQUIVALENTS			
		197,166	(293,028)
Cash and cash equivalents at the beginning of year		<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT END OF YEAR		<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>
ANALYSIS OF BALANCES OF CASH AND CASH EQUIVALENTS			
Cash and bank balances	6	<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

1. CORPORATE INFORMATION

UBS Management (Cayman) Limited (the "Company") was incorporated in the Cayman Islands on 4 January 2000 as an exempted company with limited liability under the Companies Act, Cap.22 of the Cayman Islands. The Company's registered office is Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

The Company's principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

The ultimate holding company of the Company is UBS Group AG, which is incorporated in Switzerland. Prior to 14 July 2025, the directors regarded Credit Suisse (Hong Kong) Limited as the immediate holding company. On 14 July 2025, the Company's immediate holding company, Credit Suisse (Hong Kong) Limited, entered into a share purchase agreement to sell and transfer its entire shareholding in the Company to the Company's intermediate holding company, UBS AG. Effective from 14 July 2025, the directors regarded UBS AG as the Company's immediate holding company.

2.1 BASIS OF PREPARATION

These financial statements of the Company have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). These financial statements have been prepared on a historical cost basis, except for financial assets and liabilities held at fair value through profit or loss, which have been measured at fair value.

These financial statements are presented in United States Dollars ("USD") and all values are rounded to the nearest USD, except where otherwise indicated.

The statement of financial position presents assets and liabilities in order of liquidity and does not distinguish between current and non-current items.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

2.2 CHANGES IN ACCOUNTING POLICIES AND DISCLOSURES

The Company applied for the first-time certain standards and amendments, which are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2025 (unless otherwise stated). The Company has not early adopted any other standard, interpretation or amendment that has been issued but is not yet effective.

Amendments to IAS 21: *Lack of exchangeability*

For annual reporting periods beginning on or after 1 January 2025, Lack of Exchangeability – Amendments to IAS 21 *The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates* specifies how an entity should assess whether a currency is exchangeable and how it should determine a spot exchange rate when exchangeability is lacking. The amendments also require disclosure of information that enables users of its financial statements to understand how the currency not being exchangeable into the other currency affects, or is expected to affect, the Company's financial performance, financial position and cash flows. The amendments did not have a material impact on the Company's financial statements.

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS

The Company has not early applied any of the new and amended IFRS Accounting Standards that have been issued but are not yet effective for the accounting year ended 31 December 2025 in these financial statements. Among the new and revised IFRS Accounting Standards, the following is expected to be relevant to the Company's financial statements upon becoming effective:

IFRS 18 *Presentation and Disclosure in Financial Statements*

In April 2024, the IASB issued IFRS 18, which replaces IAS 1 *Presentation of Financial Statements*. IFRS 18 introduces new requirements for presentation within the statement of profit or loss, including specified totals and subtotals. Furthermore, entities are required to classify all income and expenses within the statement of profit or loss into one of five categories: operating, investing, financing, income taxes and discontinued operations, whereof the first three are new.

The standard also requires disclosure of newly defined management-defined performance measures, subtotals of income and expenses, and includes new requirements for aggregation and disaggregation of financial information based on the identified 'roles' of the primary financial statements (PFS) and the notes.

In addition, narrow-scope amendments have been made to IAS 7 *Statement of Cash Flows*, which include changing the starting point for determining cash flows from operations under the indirect method, from 'profit or loss' to 'operating profit or loss' and removing the optionality around classification of cash flows from dividends and interest. In addition, there are consequential amendments to several other standards. IFRS 18, and the amendments to the other standards, is effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2027, but earlier application is permitted and must be disclosed. IFRS 18 will apply retrospectively.

The Company is currently analyzing the new requirement and assessing the impact of IFRS 18 on the presentation and disclosure of the Company's financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS (continued)

Amendments to IFRS 9 and IFRS 7: Classification and Measurement of Financial Instruments

In May 2024, the IASB issued *Amendments to IFRS 9 and IFRS 7, Amendments to the Classification and Measurement of Financial Instruments* (the Amendments). The Amendments include:

- A clarification that a financial liability is derecognised on the 'settlement date' and the introduction of an accounting policy choice (if specific conditions are met) to derecognise financial liabilities settled using an electronic payment system before the settlement date
- Additional guidance on how the contractual cash flows for financial assets with environmental, social and corporate governance (ESG) and similar features should be assessed
- Clarifications on what constitute 'non-recourse features' and what are the characteristics of contractually linked instruments
- The introduction of disclosures for financial instruments with contingent features and additional disclosure requirements for equity instruments classified at fair value through other comprehensive income (OCI)

The Amendments are effective for annual periods starting on or after 1 January 2026 with early adoption permitted for classification of financial assets and related disclosures only. The Company does not anticipate that the amendments will have a material effect on the Company's financial statements.

Annual Improvements to IFRS Accounting Standards - Volume 11

In July 2024, the IASB issued nine narrow scope amendments as part of its periodic maintenance of IFRS accounting standards. The amendments include clarifications, simplifications, corrections or changes to improve consistency in IFRS 1 First-time Adoption of International Financial Reporting Standards, IFRS 7 Financial Instruments: Disclosure and its accompanying Guidance on implementing IFRS 7, IFRS 9 Financial Instruments, IFRS 10 Consolidated Financial Statements and IAS 7 Statements of Cash Flows.

The amendments will be effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2026. Earlier application is permitted and must be disclosed. The amendments are not expected to have a material impact on the Company's financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES

Related parties

A party is considered to be related to the Company if:

- a) The party is a person or a close member of that person's family and that person.
 - i) has control or joint control over the Company;
 - ii) has significant influence over the Company; or
 - iii) is a member of the key management personnel of the Company or of a parent of the Company;

or

- b) The party is an entity where any of the following conditions applies:
 - i) the entity and the Company are members of the same group;
 - ii) one entity is an associate or joint venture of the other entity (or of a parent, subsidiary or fellow subsidiary of the other entity);
 - iii) the entity and the Company are joint ventures of the same third party;
 - iv) one entity is a joint venture of a third entity and other entity is an associate of the third entity;
 - v) the entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company;
 - vi) the entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a);
 - vii) a person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity); and
 - viii) the entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the parent of the Company.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents in the statement of financial position comprise cash on hand and at banks, and short-term highly liquid deposits with a maturity of generally within three months that are readily convertible into known amounts of cash, subject to an insignificant risk of changes in value and held for the purpose of meeting short-term cash commitments.

For the purpose of the statement of cash flows, cash and cash equivalents comprise cash on hand and at banks, and short-term deposits, as defined above, less bank overdrafts which are repayable on demand and form an integral part of the Company's cash management.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments

(i) **Classification**

In accordance with IFRS 9, the Company classifies its financial assets and financial liabilities at initial recognition into the categories of financial assets and financial liabilities discussed below.

In applying that classification, a financial asset or financial liability is considered to be held for trading if:

- (a) It is acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing it in the near term; or
- (b) On initial recognition, it is part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which, there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit-taking; or
- (c) It is a derivative (except for a derivative that is a financial guarantee contract or a designated and effective hedging instrument)

Financial assets

The Company classifies its financial assets as subsequently measured at amortised cost or measured at FVPL on the basis of both:

- The entity's business model for managing the financial assets
- The contractual cash flow characteristics of the financial asset

Financial assets measured at amortised cost

A debt instrument is measured at amortised cost if it is held within a business model whose objective is to hold financial assets in order to collect contractual cash flows and its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI") on the principal amount outstanding. The Company includes in this category short-term non-financing receivables.

Financial assets measured at fair value through profit or loss ("FVPL")

A financial asset is measured at FVPL if:

- (a) Its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are SPPI on the principal amount outstanding; or
- (b) It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell; or
- (c) At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at FVPL when doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising the gains and losses on them on different bases.

Financial liabilities

Financial liabilities measured at FVPL

A financial liability is measured at FVPL if it meets the definition of held for trading or is designated as measured at FVPL upon initial recognition.

Financial liabilities measured at amortised cost

This category includes all financial liabilities, other than those measured at FVPL. The Company includes in this category amounts relating to short-term payables.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments**(ii) Recognition**

The Company recognises a financial asset or a financial liability when, and only when, it becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

Purchases or sales of financial assets that require delivery of assets within the time frame generally established by regulation or convention in the marketplace (regular way trades) are recognised on the trade date, i.e., the date that the Company commits to purchase or sell the asset.

(iii) Initial measurement

Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are recorded in the statement of financial position at fair value. All transaction costs for such instruments are recognised directly in profit or loss and other comprehensive income.

Financial assets and financial liabilities (other than those classified as at fair value through profit or loss) are measured initially at their fair value plus any directly attributable incremental costs of acquisition or issue.

(iv) Subsequent measurement

After initial measurement, the Company measures financial instruments which are classified as at fair value through profit or loss at fair value. Subsequent changes in the fair value of those financial instruments are recorded in net gains or losses on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in profit or loss and other comprehensive income. Interest and dividends earned or paid on these instruments are recorded separately in interest income or expense and dividend income or expense in profit or loss and other comprehensive income.

Debt instruments, other than those classified as at fair value through profit or loss, are measured at amortised cost using the effective interest method less any allowance for impairment. Gains and losses are recognised in profit or loss when the debt instruments cost are derecognised or impaired, as well as through the amortisation process.

The effective interest method ("EIR") is a method of calculating the amortised cost of a financial asset or a financial liability and of allocating the interest income or interest expense over the relevant period. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash payments or receipts through the expected life of the financial instrument or, when appropriate, a shorter year to the net carrying amount of the financial asset or financial liability. When calculating the effective interest rate, the Company estimates cash flows considering all contractual terms of the financial instruments, but does not consider expected credit losses ("ECL"). The calculation includes all fees paid or received between parties to the contract that are an integral part of the effective interest rate, transaction costs and all other premiums or discounts.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

(v) Derecognition

A financial asset (or, where applicable a part of a financial asset or part of a group of similar financial assets) is derecognised where:

- The rights to receive cash flows from the asset have expired; or
- The Company has transferred its rights to receive cash flows from the asset or has assumed an obligation to pay the received cash flows in full without material delay to a third party under a "pass through" arrangement and either (a) the Company has transferred substantially all the risks and rewards of the asset, or (b) the Company has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset, but has transferred control of the asset.

When the Company has transferred its rights to receive cash flows from an asset or has entered into a "pass-through" arrangement, and has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset nor transferred control of the asset, the asset is recognised to the extent of the Company's continuing involvement in the asset. In that case, the Company also recognises an associated liability. The transferred asset and the associated liability are measured on a basis that reflects the rights and obligations that the Company has retained.

The Company derecognises a financial liability when the obligation under the liability is discharged, cancelled or expired.

Impairment of financial assets

The Company holds only short-term receivables with no financing component and which have maturities of less than 12 months at amortised cost and, as such, has chosen to apply an approach similar to the simplified approach for expected credit losses ("ECL") under IFRS 9 to all its receivables. Therefore, the Company does not track changes in credit risk, but instead, recognises a loss allowance based on lifetime ECLs at each reporting date.

The Company's approach to ECLs reflects a probability-weighted outcome, the time value of money and reasonable and supportable information that is available without undue cost or effort at the reporting date about past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

The Company uses the provision matrix as a practical expedient to measuring ECLs on receivables, based on days past due for groupings of receivables with similar loss patterns. Receivables are grouped based on their nature. The provision matrix is based on historical observed loss rates over the expected life of the receivables and is adjusted for forward-looking estimates.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Fair value measurement

The Company measures its investment in financial instruments at fair value at each reporting date.

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

The fair value measurement is based on the presumption that the transaction to sell the asset or transfer the liability takes place either in the principal market for the asset or liability, or in the absence of a principal market, in the most advantageous market for the asset or liability. The principal or the most advantageous market must be accessible to the Company.

The fair value for financial instruments traded in active markets at the reporting date is based on their market quoted price within the bid/ask price or broker quotations which could be indicative prices, without any deduction for transaction costs. Securities defined in these accounts as 'listed' are traded in an active market.

For all other financial instruments not traded in an active market, the fair value is determined by using valuation techniques deemed to be appropriate in the circumstances. Valuation techniques include the market approach (i.e., using recent arm's length market transactions adjusted as necessary and reference to the current market value of another instrument that is substantially the same) and the income approach (i.e., discounted cash flow analysis and option pricing models making as much use of available and supportable market data as possible).

All assets and liabilities for which fair value is measured or disclosed in the financial statements are categorised within the fair value hierarchy, described as follows:

- Level 1 - Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities.
- Level 2 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is directly or indirectly observable
- Level 3 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is unobservable

For assets and liabilities that are recognised in the financial statements on a recurring basis, the Company determines whether transfers have occurred between levels in the hierarchy by re-assessing the categorisation (based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement as a whole) at the beginning of each reporting period.

Provisions

A provision is recognised when a present obligation (legal or constructive) has arisen as a result of a past event and it is probable that a future outflow of resources will be required to settle the obligation, provided that a reliable estimate can be made of the amount of the obligation.

When the effect of discounting is material, the amount recognised for a provision is the present value at the end of the reporting period of the future expenditures expected to be required to settle the obligation. The increase in the discounted present value amount arising from the passage of time is included in the statement of profit or loss.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Revenue recognition*Revenue from contracts with clients*

Revenue from contracts with customers is recognised when the control of goods or services is transferred to the customers at an amount that reflects the consideration to which the Company expects to be entitled in exchange for those goods or services.

(a) Management fee

Management fee income is recognised over time because the customer simultaneously receives and consumes the benefits provided by the Company.

Other income*Interest income*

Interest income is recognised on an accrual basis using the effective interest method by applying the rate that exactly discounts the estimated future cash receipts over the expected life of the financial instrument or a shorter period, when appropriate, to the net carrying amount of the financial asset.

Functional currency

These financial statements are presented in United States dollar, which is the Company's functional and presentation currency.

Foreign currencies transactions

Transactions denominated in foreign currency are translated into the functional currency of the reporting unit at the spot exchange rate on the date of the transaction. At the end of the reporting period, all monetary assets and liabilities denominated in foreign currency are translated to the functional currency using the closing exchange rate. Differences arising on settlement or translation of monetary items are recognised in profit or loss.

Non-monetary items that are measured in terms of historical cost in a foreign currency shall be translated using the exchange rates at the date of the initial transactions. Non-monetary items measured at fair value in a foreign currency are translated using the exchange rates at the date when the fair value was measured. The gain or loss arising on translation of a non-monetary item measured at fair value is treated in line with the recognition of the gain or loss on change in fair value of the item.

Expenses

All expenses are recognised in the statement of profit or loss on an accrual basis.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

4. REVENUE AND OTHER INCOME

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts. Total revenue and other income recognised during the year are as follows:

	2025 USD	2024 USD
Revenue:		
Management fee income	<u>160,000</u>	<u>170,000</u>
Other incomes include the following:		
Bank interest income	28,760	62,436
Foreign exchange differences, net	<u>190</u>	<u>(114)</u>
	<u>28,950</u>	<u>62,322</u>

The performance obligation for management fee income is satisfied over time as services are rendered.

5. TAXATION

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 20 years from 10 October 2019. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

6. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	2025 USD	2024 USD
Cash at bank	<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>

Cash at bank earns interest at floating rates based on daily bank deposit rates. The carrying amount of the cash at bank approximate to their fair values.

7. MANAGEMENT FEE RECEIVABLES

	2025 USD	2024 USD
Management fee receivables	<u>160,000</u>	<u>170,000</u>

None of the above assets is either past due or impaired. The financial assets included in the above balances relate to receivables for which there was no recent history of default.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

8. SHARE CAPITAL

	2025 USD	2024 USD
Issued and fully paid: 735,000 (2024: 735,000) ordinary shares of USD1 (2024: USD1) each	735,000	735,000

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns to shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

9. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions.

Outstanding balances with related parties

The Company has the following outstanding balances due from/(to) related companies as at the end of reporting period:

	Notes	2025 USD	2024 USD
Amount due from a fellow subsidiary	(a)	-	864
Amount due to a fellow subsidiary/an immediate holding company	(b)	<u>(137,218)</u>	<u>(23,303)</u>

(a) The amount due from a fellow subsidiary represents expenses paid by the Company on behalf of Credit Suisse (Singapore) Limited. It is unsecured, interest-free and has no fixed terms of repayment.

(b) As disclosed in Note 1, on 14 July 2025, the immediate holding company, Credit Suisse (Hong Kong) Limited, entered into a share purchase agreement to dispose of its entire equity interest in the Company to the Company's intermediate holding company, UBS AG. Upon completion of the transaction on the same date, Credit Suisse (Hong Kong) Limited ceased to be the immediate holding company and has been regarded by the directors as the Company's fellow subsidiary. The balance represents expenses incurred and paid by Credit Suisse (Hong Kong) Limited on behalf of the Company. It is unsecured, non-interest bearing, and repayable on demand.

Transactions with related parties

Except as disclosed elsewhere in the financial statements, during the year ended 31 December 2025, the Company had the following material transactions with related parties:

	Notes	2025 USD	2024 USD
Compensation of key management personnel of the Company	(c)	<u>107,606</u>	<u>107,053</u>

(c) The details of the remuneration of the directors, being the key management personnel defined as a related party of the Company

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The Company's investing activities expose it to various types of risk that are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The most important types of financial risk to which the Company is exposed are market risk, credit and counterparty risk and liquidity risk. Market risk includes foreign currency risk and interest rate risk. The directors oversee the management of these risks.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the end of reporting period and the risk management policies employed by the Company are discussed below.

(a) Market risk

Market risk is the risk of loss arising from uncertainty concerning movements in market prices and rates, including observable variables such as interest rates, credit spreads, exchange rates, and others that may be only indirectly observable such as volatilities and correlations. Market risk includes such factors as changes in economic environment, consumption pattern and investors' expectation etc. which may have significant impact on the value of the investments. Market movement may therefore result in substantial fluctuation in the financial position of the Company.

Foreign currency risk

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars. Since the Hong Kong Dollar is pegged to the USD, the Company's exposure to foreign currency risk in respect of the invoices and expenses denominated in USD is considered to be minimal.

Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash at bank. At 31 December 2025 and 2024, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

(b) Credit and counterparty risk

Credit and counterparty risk is the risk of loss resulting from client or counterparty default and arises on credit exposure in all forms, including settlement risk. The Company's credit and counterparty risk is primarily attributable to cash and cash equivalents and amounts due from related companies. The Company's management regularly monitors the credit and counterparty risk of all the financial assets. It is considered that they are not past due or impaired for each of the reporting dates under review. None of the Company's financial assets are secured by collateral or other credit enhancements. The directors considered the credit and counterparty risk as minimal since the Company's clients are the Company's related companies.

Maximum exposure and year-end staging

The tables below show the credit quality and the maximum exposure to credit risk based on the Company's credit policy, which is mainly based on past due information unless other information is available without undue cost or effort, and year-end staging classification as at 31 December 2025 and 2024. The amounts presented are gross carrying amounts for financial assets and the exposure to credit risk for the financial guarantee contracts.

31 December 2025

	12-month expected credit losses	Lifetime expected credit losses			Total
	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Simplified approach	
	USD	USD	USD	USD	USD
Management fee receivables	-	-	-	160,000	160,000
Cash and cash equivalents - Not yet past due	2,153,157	-	-	-	2,153,157
Total	2,153,157	-	-	160,000	2,313,157

31 December 2024

	12-month expected credit losses	Lifetime expected credit losses			Total
	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Simplified approach	
	USD	USD	USD	USD	USD
Amount due from a fellow subsidiary	864	-	-	-	864
Management fee receivables	-	-	-	170,000	170,000
Cash and cash equivalents - Not yet past due	1,955,991	-	-	-	1,955,991
Total	1,956,855	-	-	170,000	2,126,855

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

(c) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in raising funds to meet commitments associated with financial liabilities. The Company's strategy is to minimise its exposure to liquidity risk by monitoring the Company's liquid capital from time to time and by obtaining funds from partners where necessary.

The following table summarises the maturity profile of the Company's financial liabilities based on contractual undiscounted payments. Balances due within one year equal their carrying amounts, as the impact of discounting is insignificant. The table also analyses the maturity profile of the Company's financial assets (undiscounted where appropriate) in order to provide a complete view of the Company's contractual commitments and liquidity.

Financial liabilities

The maturity grouping is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date. When a counterparty has a choice of when the amount is paid, the liability is allocated to the earliest period in which the Company can be required to pay.

Financial assets

The analysis into maturity groupings is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date or, if earlier, the expected date on which the assets will be realised.

	On demand USD	Less than 3 months USD	3 to 12 months USD	No maturity USD	Total USD
31 December 2025					
<i>Financial liabilities</i>					
Amount due to a fellow subsidiary	137,218	-	-	-	137,218
	<u>137,218</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>137,218</u>
31 December 2024					
<i>Financial liabilities</i>					
Amount due to an immediate holding company	23,303	-	-	-	23,303
	<u>23,303</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>23,303</u>

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD5,000 (2024: USD5,000) each is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2025.

Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified institutional Investors Only)
 Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Shinsei World Wrap Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)
 US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 US Municipal Bond Fund
 Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Meister's Collection
 PIMCO Short Term Income Strategy Fund
 PIMCO Short Term Strategy
 Daiwa J-REIT Covered Call Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Foreign Currency Denominated Man AHL Smart Leverage Strategy Fund
 SBI PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund
 AUD Short Term Bond Fund*
 Insight Alpha
 US Dynamic Growth
 Premium Carry Strategy Fund
 BSMD Global Advantage
 Daiwa WIL Ventures III, L.P. Fund
 Japan Equity Premium Strategy Fund
 Global Select Carry Strategy Fund
 Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund
 LGT Global Private Credit Fund
 KKR Private Markets Equity Fund
 UBS Triple Income European Bank Equity Strategy Fund#
 UBS European Retail Estate Strategy Fund#
 UBS US Bank Equity Strategy Fund#
 UBS State of Texas Equity Strategy Fund#
 UBS US Treasuries Fund#
 Columbia US Contrarian Fund#

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES (continued)

UBS Australia REIT Strategy Fund#
UBS Strategy Fund#

* The funds were terminated during 2025.

The funds were entered during 2025, no management fee was charged for 2025.

The Company has not provided financial or other support to unconsolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently intend to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that is not contractually required to provide.

12. APPROVAL OF THE FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved and authorised for issue by the board of directors on 22 May 2026.

(2) 【損益計算書】

管理会社の損益の状況については、「(1) 貸借対照表」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照ください。

4【利害関係人との取引制限】

受託会社および管理会社、これらの持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社(以下「利害関係者」といいます。)は、随時、ファンドと利益相反を生じる可能性のある他の金融、投資またはその他の専門的活動(以下「利益相反」といいます。)に関与することができます。これには、別のファンドの受託者、管理者、保管者、運用者、投資運用者または販売者として行為すること、および別のファンドまたは別の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。とりわけ、管理会社またはその利害関係者は、ファンドと投資目的が類似または重複した別の投資ファンドの運用または助言に関与することを想定されます。また、管理会社の関連会社は、受託会社および/または管理会社と合意した条件に基づき、ファンドに対し、銀行サービス、財務顧問サービス、保管サービス、販売サービス、担保付スワップ・カウンターパーティーサービスまたはヘッジサービスを提供することができ、これを行う場合、かかるサービスの提供により得た利益は当該利害関係者が留保します。受託会社および管理会社は、ファンドに提供されるサービスと類似のサービスを第三者に提供することができ、かかる行為により得た利益を計上する責任を負いません。利益の相反が生じた場合、受託会社または管理会社(適切な場合)は、その公正な解決を確保するよう努力します。ファンドを含め、他の顧客に投資機会を割り当てる場合、管理会社は、かかる業務に関して利益の相反に直面する可能性があります。このような状況における投資機会が公正に割り当てられることを確保します。

5【その他】

(1) 定款の変更等

定款の変更または管理会社の将来の解散については、臨時株主総会の承認を必要とします。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟およびその他の重要事項

本書提出日現在において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実または与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了します。

管理会社は、存続期間の定めなく、株主総会の決議により、いつでも解散します。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited) (「受託会社」)

(イ) 資本金の額

2026年4月末日現在の額は、100米ドル(1万6,039円)です。

(ロ) 事業の内容

エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッドは、ファンドの受託会社です。受託会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社であり、インタートラスト・コーポレート・サービス(ケイマン)リミテッド(旧名称:エリアン・フィデューシャリー・サービシーズ(ケイマン)リミテッド)(以下「ICSC L」といいます。)の完全子会社です。ICSC Lは、ケイマン諸島において有限責任会社として設立され、ケイマン諸島の法律に従い、信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有しており、CIMAの規制を受けています。受託会社は、信託免許保有者の完全子会社として、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(改正済)に定義される「被支配子会社」であり、したがって当該法律に基づく免許要件を免除されています。ICSC Lは、2022年11月にコーポレート・サービス・カンパニー(CSC)に買収され、非公開会社となっています。

(2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー (Brown Brothers Harriman & Co.) (「管理事務代行会社」および「保管会社」)

(イ) 資本金の額

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーの2025年12月末日現在の資本金の額は、10億6,000万米ドル(約1,700億1,340万円)です。

(ロ) 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーは、米国、欧州、アジア、中南米等に所在する様々な機関投資家(投資ファンドを含みます。)向けのサービス保管、多通貨会計および現金管理の各種機能を提供するフルサービス型金融機関です。保管会社は、1940年米国投資顧問業法(改正法)が規定する規則206(4)-2(d)(6)の意味における「資格を有する保管会社」です。

(3) UBS証券株式会社(「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

2025年12月末日現在 約449億円

(ロ) 事業の内容

代行協会員は日本の証券会社であり、ユービーエス・エイ・ジーの完全子会社です。

代行協会員は、金融商品取引法に基づく登録を受けた金融商品取引業者です。管理会社は、日本法、特にJSDAが採用する外国証券の取引に関する規則を遵守するため、代行協会員を任命しています。代行協会員は、代行協会員契約に基づき、受託証券に関する日本語の目論見書の日本における販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本法および/またはJSDAの規則により要請される日本におけるファンドの財務書類の備置について責任を負います。

(4) 株式会社S M B C 信託銀行(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2025年12月末日現在 875億5,000万円

(ロ) 事業の内容

株式会社S M B C 信託銀行は、銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務および併営業を営んでいます。

(5) ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch) (「報酬代行会社」)

(イ) 資本金の額

2025年12月末日現在 386百万米ドル(約619億1,054万円)

(ロ) 事業の内容

ユービーエス・エイ・ジーは1978年2月28日にエスピーシー・エイ・ジーという名称により存続期間を無期限として設立され、同日にカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されました。1997年12月8日、同社は商号をユービーエス・エイ・ジーに変更しました。同社は、1998年6月29日にスイス・ユニオン銀行(1862年設立)とスイス銀行コーポレイション(1872年設立)が合併して現在の形となりました。ユービーエス・エイ・ジーは、カントン・チューリッヒおよびカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されています。登記番号は、CHE-101.329.561です。

ユービーエス・エイ・ジーは、スイスで設立され、スイスに本拠地を置き、スイス法に基づき株式会社(Aktiengesellschaft)として事業を行っています。また、関連するスイス法令上のコーポレート・ガバナンス要件をすべて遵守しています。ユービーエス・エイ・ジーは、ニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」といいます。)に上場している債券を有する外国民間発行体として、外国民間発行体に適用されるNYSEのコーポレート・ガバナンス基準も遵守しています。

ユービーエス・エイ・ジーは、UBSグループの持株会社であるUBSグループ・エイ・ジーが100%所有しています。ユービーエス・エイ・ジーは、4つの事業部門(グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメントおよびインベストメント・バンク)およびグループ・ファンクションを有し、グループとして事業を行っています。ユービーエス・エイ・ジーの目的は銀行の運営です。その業務範囲は、スイス国内外におけるあらゆる種類の銀行業務、金融業務、アドバイザリー業務、トレーディング業務およびサービス業務に及びます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において、支店および駐在員事務所ならびに銀行、金融会社およびその他のあらゆる種類の企業を設立し、これらの企業の持分を保有し、その管理を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において不動産および建物に関する権利の取得、抵当権設定および売却を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、資本市場で資金の借入れおよび投資を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、グループ親会社であるUBSグループ・エイ・ジーが支配する企業グループに属しています。同社は、グループ親会社または他のグループ会社の利益を促進する場合があります。また、グループ会社のために貸付、保証その他の種類の融資や担保を提供する場合があります。

ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、1998年に設立され、ユービーエス・エイ・ジーの支店です。設立番号BR004507でイングランドおよびウェールズにおいて登録されており、その登記上の事務所は、EC2M、2QS、英国、ロンドン、プロードゲート5です。ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、スイス金融市場監督機関による認可および規制を受けています。また、英国ブルーデンス規制機構の認可を受けており、英国金融行為監督機関による規制およびブルーデンス規制機構による一定の規制を受けています。

2【関係業務の概要】

(1) エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)

信託証書に基づき、受託業務を提供します。

(2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー (Brown Brothers Harriman & Co.)

登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務および資産の保管業務を提供します。

(3) UBS証券株式会社

日本における代行協会員業務を行います。

(4) 株式会社S M B C 信託銀行

ファンドの受益証券の募集に関し、日本における販売業務・買戻業務を行います。

(5) ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch)

報酬代行会社任命契約に基づき、報酬等支払代行業務を行います。

3【資本関係】

UBS マネジメント(ケイマン) リミテッド(管理会社)、UBS証券株式会社(代行協会員)およびユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店(報酬代行会社)は、いずれもUBSグループ・エイ・ジーを最終親会社とするグループ会社です。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行・信託会社法(その後の改正を含む。)(以下「銀行・信託会社法」という。))の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法(その後の改正を含む。))またはケイマン諸島の地域会社(管理法(その後の改正を含む。))の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。))として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップも設定された。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は投資信託を規制する二つの立法体制をとっている。
 - (a) 1993年7月に施行されたケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含む。)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。))は、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型ファンドに対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。最新の改正ミューチュアル・ファンド法は、2020年に施行された。
 - (b) 2020年2月に施行されたケイマン諸島のプライベート・ファンド法(その後の改正を含む。)(以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と総称して「ファンド法」という。))は、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドに対する規則を制定している。
- 1.4 プライベート・ファンドに対する明示的な言及により別段に明示される場合(または投資信託一般に対する言及によって暗示される場合)を除き、本リーガル・ガイドの残りの部分は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型ミューチュアル・ファンドの運用について取り扱っており、それに応じて「ミューチュアル・ファンド」という用語を解釈するものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法の規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は12,995(3,224のマスター・ファンドを含む。))であった。また、当該日付において、適用除外対象となる非登録ファンドも多数存在していた。これには、(2020年2月からプライベート・ファンド法の下で規制される)クローズド・エンド型ファンドおよび(2020年2月から一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される)限定投資家ファンド(以下に定義される)が含まれるが、これらに限定されない。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社のマネージャーをも監督しておりケイマン諸島の金融庁法(その後の改正を含む。)(以下「金融庁法」という。))により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。))が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法の解釈上、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用管理が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金

をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- 2.3 プライベート・ファンド法の解釈上、プライベート・ファンドとは、投資者の選択により買い戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして以下の場合に投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

(a) 投資持分の保有者が投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しないこと

(b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運用者またはその代理人によって直接的または間接的に管理されていること

を含むが、

(a) 投資信託の受託者は銀行・信託会社法またはケイマン諸島の保険法(その後の改正を含む。)に基づき免許を付与された者

(b) ケイマン諸島の建設社会法(その後の改正を含む。)またはケイマン諸島の友好社会法(その後の改正を含む。)に基づき登録された者

(c) 非ファンド・アレンジメント(プライベート・ファンド法の別紙に記載されるアレンジメント)

を除く。

- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドでありそれ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドの役割を果たすケイマン諸島の法人を規制する責任を負う。一般的に、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの一般的な投資戦略を実施することを主な目的として1名以上の投資者(一つ以上の規制フィーダー・ファンドを含む。)に対して(直接的または仲介業者を通して間接的に)受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドはCIMAに登録するよう義務付けられる可能性がある。

- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正したケイマン諸島の(改正)ミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含む。)(以下「改正法」という。)が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運用者を選任または解任することができる場合に従前登録を免除されていた、ケイマン諸島の一部のミューチュアル・ファンド(以下「限定投資家ファンド」という。)をCIMAに登録するよう規定する。

- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、以下の4つの有効な形態がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量で発行されるミューチュアル・ファンドの免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して販売書類を提出し、適用される申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するために十分な専門性を有し、それぞれの地位において取締役(場合によっては、マネージャーまたは役員)の職責を担うにふさわしい適切な者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定することである。この場合、販売書類と所定の法定様式が適用される申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。管理者に関するオンライン申請もまた、所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要が

ない。その代わりに、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判のある者により管理されること、および投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4条3項ミューチュアル・ファンド)

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4条3項に基づき登録されたミューチュアル・ファンドに適用され、以下のいずれかに該当するものである。

(a) 一投資家当たりの最低初期投資額が(CIMAが100,000米ドルと同等とみなす)80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許または主たる事務所の提供は必要ない。登録投資信託は、単に一定の所定の詳細を記載した販売書類をオンライン提出し、適用される申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前においては登録を免除されていたが、現在はCIMAへの届出が必要となった。限定投資家ファンドの義務は、CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含め、ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドの義務と類似しているが、いくつか重要な相違点も存在する。ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資家が15名以内でなければならない。当該投資家は、その過半数の賛成でミューチュアル・ファンドの運営者の選任または解任を行うことができなければならない(運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社またはマネージャーを意味する)。もう一つの重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドの投資家は、法定の当初最低投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額)の要件に従わなければならないのに対し、限定投資家ファンドの投資家には、法定の当初最低投資額は適用されない。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 限定投資家ファンドを除いて、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が(投資するか否かの)判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した募集要項を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集要項、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集要項がない場合は、マスター・ファンドに関する詳細は規制フィーダー・ファンドの募集要項(当該要項はCIMAに提出しなければならない。)に含まれることが多い。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更があった場合、修正した募集要項(または、限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料(届出がされている場合))を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは募集要項の内容または形式を指示する特定の権限を有しないものの、CIMAは、募集要項の内容について規則もしくは方針を発表することがある。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない。ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会社書類の監査を実施する過程で投資信託が以下のいずれかに該当することを知ったときまたはその疑いがあるときはCIMAに対し書面の通知を送付する法的義務を負っている。

(a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。

- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと企図している場合。
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。
- (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたは行おうと企図している場合。
- (e) ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含む。)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または免許を受けたミューチュアル・ファンドについてのみ、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたは行おうと企図している場合。

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。当該通知の期間は、適用される規則の方式(または適用される条件)によって異なる場合があり、当該通知は、当該変更の前提条件として必要とされる、または当該変更の実施から21日以内に行わなければならないことがある。

4.4 2006年12月27日に発効したケイマン諸島の2006年投資信託(年次申告書)規則(その後の改正を含む。)に従って、すべての規制投資信託は、当該投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、同規則に定める細目を記載した、正確かつ完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは、当該期間の延長を許可することができる。当該申告書は、投資信託に関する一般的情報、運用情報および財務情報を含み、CIMAによって承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については責任を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること(免除会社もしくはユニット・トラストであるかによる。)を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、および法的記録が保管されるまたは事務作業が行われる登記された事務所の提供である。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、良好な評判を有し、投資信託管理者としての業務が、それぞれの地位において取締役(場合によっては、マネージャーまたは役員)の職責を担うにふさわしい適切な者にて管理される、という法定の基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記を示しかつその所有状況と財務構造およびその取締役と役員を明らかにした詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルでなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する主たる事務所をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、(数の制限なく)複数の投資信託のために行為することができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託(該当する場合)にのみ主たる事務所を提供し、当該投資信託のすべてをCIMAに通知すること、および上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して報告すべき法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託(CIMAの現行の方針においては、最大10のファンドに許可が付与されうる。)に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマン諸島に投資信託運用会社を創設した投資信託

託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のない投資信託を運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、免許を受けた投資信託管理者の会計の監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当することを知ったとき、またはその疑いがあるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

(a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。

(b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと企図している場合。

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。

(d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのように企図している場合。

(e) ミューチュアル・ファンド法または以下各号に基づく規則を遵守せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。

() ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件

() 当該免許を受ける者が、ケイマン諸島の実質的所有者透明性法(その後の改正を含む。)(以下「BOT法」という。)において定義される「企業サービスプロバイダー」でもある場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役もしくは上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに支払う当初手数料は、(管理する投資信託の数によって)24,390米ドルまたは30,488米ドル、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルであり、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間の手数料は、(管理する投資信託の数によって)36,585米ドルまたは42,682米ドル、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている事業体は以下のとおりである。

6.1 免除会社

(a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法(その後の改正を含む。)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる。)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託に最もよく用いられ、以下の特性を有する。

(b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(事業目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立文書、特に基本定款は、ファンドの条件案をより正確に反映するために、ミューチュアル・ファンドの設立と事業の開始の間に改定されることが多い。

(c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型の投資信託で外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

- (d) 免除会社が設立された場合、会社法における主たる要件は、要約すると以下のとおりである。
- () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない。その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、1名以上の取締役を有さなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、額面株式および無額面株式の両方を発行することができない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払いに加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができること(すなわち会社が支払能力を維持すること)を条件とする。
- (k) 免除会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合、取締役は、その支払後、投資信託が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、ケイマン諸島の財務大臣から、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりも受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、銀行・信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた、ケイマン諸島における法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(その後の改正を含む。)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。

- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、買収ファンド、ベンチャー・キャピタルおよびグロース・キャピタルを含むあらゆる種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。特定の法域におけるファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして許容される投資家の人数に制限はない。
- (b) ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(その後の改正を含む。)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島法において別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの組成および運営を定めた、ケイマン諸島の主要な法令である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置くものであり、今日では他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいる。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国の弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島の居住者であるか、同島もしくはその他の規定された法域において登録されているかまたは設立されたものである。)当該リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。法定の保護がリミテッド・パートナーに付与されるのは、登記時である。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、外部と免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーではない者と共に業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権能、権限、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、またパートナーシップ契約中のこれと反対の趣旨の明示の規定に服することを条件として、常に、パートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に一致しない場合を除いて、ケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法(その後の改正を含む。)の下の、パートナーシップに適用されるエクイティおよびコモンローの法理は、特定の例外を除いて、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。

- () 氏名・名称および住所、リミテッド・パートナーとなった日、ならびにリミテッド・パートナーでなくなった日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において)維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている登録事務所の登録簿を維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所において維持される場合、ケイマン諸島の税務情報庁法(その後の改正を含む。)に基づく税務情報庁からの命令または通知に応じ、登録事務所において電子フォームまたはそのたの媒体によるリミテッド・パートナーの登録簿を提供する。
- () リミテッド・パートナーによる出資の額および日付ならびに当該出資の撤回の額および日付についての記録を(ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において)維持する。
- () 有効な通知が送達された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保権設定の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常時、少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、取下げ、または買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な規定に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要求に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は(免除会社と同様に)独立した法人格を有し、その株主は有限責任を負う。一方で有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を提供しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定戦略を実行するために使用することができる。有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも単純で柔軟な運営が認められており、例としては、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレートガバナンスの概念が挙げられる。
- (c) 有限責任会社は、様々な種類の取引において普及していることがわかっており、かかる取引の例には、ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディール、および従業員インセンティブ/プラン・ピークルが含まれる。有限責任会社は、ケイマン諸島以外の法、税制または規制上の理由から独立した法人格を必要とするクローズド・エンド型ファンド(代替投資ピークルを含む。)に関連してますます活用されている。
- (d) とりわけ、オンショア オフショアのファンド構造においてオンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、運営におけるさらなる安定および費用効率をもたらし、かかる構成における異なるピークルの投資家の権利をより緊密に整合させることが可能となる可能性がある。ケイマン諸島の契約法(第三者の権利法)(その後の改正を含む。)によって提供されている柔軟性も、有限責任会社に関連して利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の不課税にかかる保証を得ることができる。

6.5 免除会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、BOT法に基づく義務を遵守しなくてはならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、マネージャー、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示することができる。

7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。これに違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

(a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。

(b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者を害するような方法で、事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的に廃業する場合。

(c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。

(d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。

(e) 規制投資信託の管理・運用が適正かつ正当な方法で行われていない場合。

(f) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。

7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うため、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

(a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。

(b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。

(c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。

(d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。

7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為には以下の事項が含まれる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、投資信託を解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを終了したまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。
8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督
- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法に基づく義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 第8.3項による指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金が課せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を停止したかまたは停止しようとしている場合や投資信託管理社が清算手続に入るか解散されたと認めた場合は、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
- (b) 免許投資信託管理者がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。
- (c) BOT法に規定されている「企業サービスプロバイダー」である免許投資信託管理者が、BOT法に違反した場合。
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようとして意図している場合。
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行うか、またはそのように企図している場合。
- (f) 免許投資信託管理業務の管理運営が、適正かつ正当な方法で行われていない場合。
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。

(h) 公開されている免許投資信託管理事業の支配または所有を取得した者が、かかる支配または所有にふさわしい適切な者ではない場合。

8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

(a) 免許投資信託管理者の以下の不履行

- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
- () 投資信託、または投資信託の設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
- () CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
- () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
- () 少なくとも2人の取締役をおくこと。
- () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。

(b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。

(c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること。

(d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。

8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおり。

(a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を取り消すこと。

(b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。

(c) 管理者の取締役その他の上級役員、ジェネラル・パートナーの交代を要求すること。

(d) 投資信託の管理の適切な実施に関し、管理者に助言を行う者を選任すること。

(e) 投資信託の管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。

8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべての投資信託の投資者、当該管理者の債権者および当該投資信託の債権者の利益を保護するために必要と考えるその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。

8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。

8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

(a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。

(b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。

- (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、以下の事由に該当する場合、CIMAは、選任を取り消し、これに替えて他の者を選任することができる。
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
- (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
- (b) 投資信託管理者が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94条(4)によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
- (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えずに、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を廃止したか、または事業を行おうとすることをやめてしまっていると認めた場合。
- (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合(たとえば、投資信託の受託者である場合)、銀行・信託会社法によりCIMAによる規制および監督の対象ともなる。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。
9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的な法の執行
- 9.1 以下の者の解散の申請がCIMA以外の者によって行われる場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に立ち会うことができる。
- (a) 規制投資信託
- (b) 免許投資信託管理者
- (c) 規制投資信託であった者
- (d) 免許投資信託管理者であった者
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項ないし9.1(d)項に規定する者またはそれらの債権者への送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された者は、以下の行為を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項ないし9.1(d)項に規定された人物の債権者集会に出席すること。
- (b) 和解または取り決めに審議するために設置された委員会の会議に出席すること。
- (c) かかる会議におけるすべての決定事項について意見を表明すること。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が行った申請について、ミューチュアル・ファンド法またはBOT法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われているか、または行われようとしていると疑う合理的な根拠があると認めた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下の事項を授権する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること。
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索をすること。
 - (d) ミューチュアル・ファンド法またはBOT法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法またはBOT法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示
- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法に基づき、CIMAは、以下のいずれに関係する情報も開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する事項。
 - (c) 投資信託管理者に関する事項。
- ただし、これらの情報は、CIMAが何らかの法に基づく職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもののうち、次のいずれの場合にも当てはまらないものに限られる。
- (a) 例えばケイマン諸島の秘密情報開示法(その後の改正を含む。)、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律(その後の改正を含む。)(以下「犯罪収益法」という。) またはケイマン諸島の薬物濫用法(その後の改正を含む。) 等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。
 - (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
 - (c) 免許取得者に関する事項、または免許取得者の顧客、株主、クライアントもしくは保険証券所持者、または免許取得者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項(場合に応じて、免許取得者、顧客、株主、クライアント、保険証券所持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。) に関する場合。
 - (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが何らかの法に基づく職務を行う際の内閣とCIMAの間の取引に関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合。
 - (e) 開示される情報が現在、他の情報源から公衆により閲覧可能である場合。
 - (f) 要約または統計での開示であって、開示される情報によって免許取得者または投資者の身元が開示されることとならない場合(ただし、かかる身元の開示が許される場合は、身元が開示されることとなる場合であっても許容される。) 。
 - (g) 刑事手続の開始に備えて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行局に対して開示される場合。
 - (h) マネー・ロンダリング防止規則に従って人に開示される場合。
 - (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対する開示であって、免許取得者に関してCIMAが行使する権能に相当する権能を当該金融監督当局が行使するために必要な情報を開示する場合。ただし、当該監督当局による情報の更なる開示について十分な法的規制がなされているものとCIMAが認めることを条件とする。

- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に依り)投資信託、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的な不実表明

事実の不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 ケイマン諸島の契約法(その後の改正を含む。)

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に(意図的に)行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約は投資信託(または受託会社)と締結されるため、投資信託(または受託会社)が、そのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対して、さらに請求することは可能であるものの、申込人の請求の対象となる者は投資信託となる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

() 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

() そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。

(c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を生じさせることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもあり得る。

11.5 契約上の債務

(a) 販売書類も投資信託(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。

(b) 一般的には、当該契約は投資信託(または受託会社)と締結されるため、投資信託(または受託会社)が取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、またはアドバイザーに対して、さらに請求することが可能であるものの、申込者が請求する相手方当事者は、投資信託(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

投資信託の受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、投資信託と第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、投資信託によって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、投資信託に帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法(その後の改正を含む。)第257条

会社の役員(またはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法(その後の改正を含む。)第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照: 上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照: 第7.17(c)項) 剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令を求めて裁判所に申立をする権限を有している(参照: 第7.17(d)項)。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが解散された時点で、ジェネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して解散の届出をしなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社については、その登記を抹消するかまたは正式に精算することができる。解散の仕組みは、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対する支払い、またはケイマン諸島の投資信託によって行われる支払いに適用される二重課税防止条約を、いかなる国との間でも締結していない。免税会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の不課税にかかる誓約書を取得することができる(上記第6.1(1)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(その後の改正を含む。)

14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(その後の改正を含む。)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、日本においてその証券を公募するために設定され、または公募を意図した、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)に基づき免許を取得している受託会社、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップをいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日の時点で存在していた投資信託、または当該日の時点で存在し、当該日の後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わなければならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

() 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。

() 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。

- () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または、犯罪収益法第5(2)(a)条に従いケイマン諸島と同等のマナー・ロンダリングおよびテロ資金供与への対策に係る措置を有しているとして指定される法域(以下「同等の法域」という。)で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域3またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関連する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(その後の改正を含む。)の別表2第3項に規定される活動を含む。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約の規定どおりにその投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
- 本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に当該一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が、当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の投資家の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
 - () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または本規則第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート6は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中にかかるとされる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)。
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の()、()および()に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)。
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)。
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件。
 - () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
 - () 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
 - () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
 - () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。

- () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述。
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- () 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)。
- () 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)。
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- () 投資顧問会社(下記事項を含む)。
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【その他】

- (1) 投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)の表紙にロゴ・マークや図案を採用し、また使用開始日を記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書(交付目論見書)の投資リスクにおいて、「ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
- (3) 投資信託説明書(交付目論見書)に以下の事項を記載する場合があります。
 - 購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
 - ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は販売会社に請求すれば当該販売会社を通じて交付される旨
 - EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されているため、詳細情報の内容は<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただける旨
- (4) 投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)の表紙等に以下の事項を記載することがあります。
 - ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けるが、これらの運用による損益は全て投資者の皆様へ帰属する旨。
- (5) 投資信託説明書(交付目論見書)は、電子媒体等として使用され、またインターネット等に掲載されることがあります。
- (6) ファンド証券の券面は、原則発行されません。
- (7) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがあります。

KPMG LLP
P.O. Box493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
電話 +1 345 949 4800
ファックス +1 345 949 7164
Webサイト www.kpmg.com/ky

受託会社への独立監査法人の報告書

意見

当監査法人は、UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)III(以下、「本トラスト」という)のシリーズ・トラストである、「グローバル・セレクト・キャリア戦略ファンド」(以下、「本シリーズ・トラスト」という)について、添付の財務諸表の監査を実施した。

財務諸表は、2025年12月31日現在の財務状態計算書、同日を末日とする年度を対象とする包括利益計算書、受益者に帰属する純資産の変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要性のある会計方針およびその他の説明情報から成る注記により構成される。

当監査法人の意見では、上記の財務諸表は、2025年12月31日現在の本シリーズ・トラストの財政状態、ならびに同日を末日とする事業年度における財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際会計基準審議会が発行するIFRS会計基準(以下、「IFRS会計基準」という)に準拠し、あらゆる重要な点において適正に表示している。

監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準(以下、「ISA」という)に準拠し監査を実施した。同基準に基づく当監査法人の責任については、監査報告書の「財務諸表監査における監査人の責任」の項で詳しく説明している。当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む)(以下、「IESBA規程」という)および当監査法人による財務諸表の監査に適用されるケイマン諸島における倫理要件に従い、本シリーズ・トラストから独立しており、これらの要件およびIESBA規程に準拠してその他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、監査意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと確信している。

財務諸表に対する経営者および統治責任者の責任

経営者の責任は、IFRS会計基準に準拠して財務諸表を作成し、適正に表示することにある。また、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制に関して責任を負う。

財務諸表の作成にあたり、経営者は本シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を適宜開示し、継続企業を前提とした会計基準を使用する責任を有する。ただし、経営者が本シリーズ・トラストを清算する、もしくは運用を停止する意向がある、またはそうする以外に現実的な代替案が無い場合はこの限りではない。

統治責任者は、本シリーズ・トラストの財務報告プロセスの監視に責任を有する。

財務諸表監査における監査人の責任

当監査法人の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表に全体として重大な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高水準の保証ではあるが、重要な虚偽表示が存在する場合に、ISAに従って実施する監査において常にこれを発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から生じる可能性があり、また、単独でまたは全体としてこれらの財務諸表に基づいて利用者が行う経済的意思決定に影響を与えることが合理的に予想される場合に、重要性があるとみなされる。

ISAに従って実施する監査の一環として、当監査法人は専門的判断を下し、監査全体にわたって職業的専門家としての懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表の重要な虚偽表示リスクを特定および評価し、これらのリスクに応じた監査手続きを策定および実行する。また意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正により生じる重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬により生じる重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高い。これは、不正には共謀、偽造、意図的な省略、不当表示、または内部統制の無視を伴うことが多いためである。

状況に適した監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制について理解する。ただし、これは本シリーズ・トラストの内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。

採用された会計方針の適切性、ならびに経営者が行った会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性を評価する。

経営者による継続企業を前提とした会計基準の使用の適切性について判断する。また入手した監査証拠に基づき、本シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせる可能性がある事象または状況に関して、重要な不確実性が存在するかどうかを判断する。重要な不確実性が存在すると判断した場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項に注意を喚起し、当該開示が不十分である場合は、監査意見を修正する必要がある。当監査法人の意見は、監査報告書の発行日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来の事象または状況により、本シリーズ・トラストが継続企業として存続できなくなる可能性がある。

開示事項を含む財務諸表の全体的な表示、構成および内容を評価するとともに、財務諸表の適正表示を達成する形で対象取引や事象が表示されているかどうかについても評価を行う。

当監査法人は、統治責任者に対して、他の事項のなかでもとりわけ、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査の実施過程で特定した内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について報告を行う。

KPMG LLP

2026年4月29日

[次へ](#)

KPMG LLP
P.O. Box493
SIX Cricket Square Grand
Cayman KY1-1106 Cayman
Islands
Tel +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Web www.kpmg.com/ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of Global Select Carry Strategy Fund (the "Series Trust"), a series trust of UBS Universal Trust (Cayman) III (the "Trust"), which comprise the statement of financial position as at December 31, 2025, the statements of comprehensive income, changes in net assets attributable to the holder of units and cash flows for the year then ended, and notes, comprising material accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at December 31, 2025, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by the International Accounting Standards Board ("IFRS Accounting Standards").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "*Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements*" section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.

Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.

Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.

Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

April 29, 2026

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド単独株主様
（ケイマン諸島に設立された有限責任免税会社）

意見

当監査法人は、UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「会社」という）の2025年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日をもって終了する事業年度の損益およびその他の包括利益計算書、所有者持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針に関する情報を含む財務諸表に対する注記から構成される財務諸表について監査を行った。

当監査法人の意見では、付属の財務諸表は、全ての重要な点において2025年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日をもって終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という）が公表するIFRS会計基準に準拠した適正な表示を行っている。

監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準（以下、「ISA」という）に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。当監査法人は、香港公認会計士協会が発行する職業会計士のための倫理規程（以下、「規程」という）に従い、会社から独立しており、また、当監査法人は、規程に従い、その他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、IFRS会計基準に準拠した財務諸表の作成と公正な表示、および、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表の作成を可能にするために取締役が必要と判断した内部統制に対して責任を負っている。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業の前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものかどうかにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。当監査法人の報告書は全体的に会社の株主への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを見出すことを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性がある」と合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

独立監査人の報告書(続き)

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド単独株主様
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表の監査に対する監査人の責任(続き)

ISAに準拠した監査の一部として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- ・ 不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。
- ・ 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制に関する理解を得るが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- ・ 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りの妥当性ならびに取締役による全財務諸表の表示を評価する。
- ・ 取締役による継続企業の会計基準の使用の適切性について、および、入手した監査の裏付けとなる証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- ・ 開示事項および財務諸表が公正な表示方法で基礎となる取引および事象を表示しているかどうかなどを含め、財務諸表の全体的な表示、構造および内容を評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

アーンスト・アンド・ヤング
公認会計士
香港
2026年5月22日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

We have audited the financial statements of UBS Management (Cayman) Limited (the "Company"), which comprise the statement of financial position as at 31 December 2025, and the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at 31 December 2025 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by International Accounting Standards Board ("IASB").

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the Code of Ethics for Professional Accountants (the "Code") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the directors for the financial statements

The directors are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Independent auditor's report (continued)

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgement and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.

Independent auditor's report (continued)

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young

Certified Public Accountants

Hong Kong

22 May 2026

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。